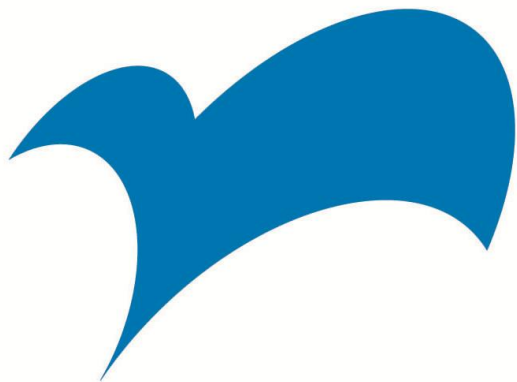


長門市合併検証



— 資料編 —

平成 27 年 7 月
長門市

目次

《市の概要》	4
《財政の概要》	4
1 合併により期待された効果は達成できたのか。	
(1) 市の組織の効率化は図られたのか。	
■組織改編の変遷	8
■合併時以降に新設され、現在(H26.4)も設置している課、室等の一覧	11
■特別職、議員数と報酬額の状況	14
■職員数と職員給与等の状況	15
■公共施設の保有状況	16
■学校施設整備計画（平成19年3月作成）と実績	17
(2) 節減による財源の有効利用は図られたのか。	
■財政健全化計画（平成23年度作成）	19
■中期財政見通し（平成26年度～平成30年度）	25
(3) 市全体としてのまちづくりは進んだか。	
■市道等の整備路線状況（整備中含む）	28
■市道舗装率の推移	29
■水道の給配水状況	30
■水道の整備状況（整備中含む）	30
■下水道（農集・漁集含む）の普及状況	31
■地区別の水洗化率	31
■下水道（農集・漁集含む）の整備状況（整備中含む）	31
■漁港等の整備状況	32
■公園の整備状況	32
■新エネルギーの活用状況	33
■地籍調査事業の進捗状況	33
■防災体制等の整備状況（整備中含む）	34
■ごみ収集事業の状況	36
■6次産業の推進からながと成長戦略の推進までの施策の実施状況	37
■ながとブランドの取組	45
■結婚、妊娠・出産、子育ての「切れ目のない支援」を行うための計画 + 関連事業	46
■保育料（3歳児以上の場合）の比較	57
■障害者施策の実施状況	58
■高齢者施策の実施状況	62

■その他地域福祉施策の実施状況	6 6
■健康保健施策の実施状況	6 9
■学校教育施策の実施状況	7 3
■社会教育（生涯学習・スポーツ推進）施策の実施状況	7 6
(4) 専門的な行政サービスが行えるようになったか。	
■合併時以降に新設され、現在(H26.4)も設置している課、室等の一覧【設置年順】	7 9
■国際化推進担当の組織体制と取組の状況	7 9
■各種減免措置の状況	8 1
■市民相談等の実施状況	8 7
■職員研修の実施状況	8 8
■職員派遣の実施状況	8 8
■自主研究グループの活動状況	8 8
(5) 住民の暮らしが便利になったか。	
■支所、出張所における窓口業務の状況	8 9
■電子申請手続き一覧	9 1
■郵便局におけるワンストップサービスの状況	9 2
■時間外受付（年度末、年度初め）の開設状況	9 2
■コンビニ収納の実施状況	9 2
■パスポート申請・交付の状況	9 3
■期日前投票所の設置状況	9 3
■国政選挙での期日前投票の状況	9 4
■図書館の利用状況	9 5
■図書館の取組	9 5
■俵山多目的交流広場の利用状況	9 7
■スポーツ施設の利用状況	9 8
(6) 市の知名度はあがったか。	
■過疎債を活用した事業状況	9 9
■不動産（土地）等の売却状況	1 0 3
■観光施策の実施状況	1 0 5
■市外からの誘客が期待できる代表的なイベントの状況	1 1 0
■観光客数の推移	1 1 1
■外国人観光客数の推移	1 1 1
■定住促進事業の状況	1 1 2
■移住相談件数の状況	1 1 4
■空き家情報バンクの実績	1 1 4
■ふるさと応援寄附金制度の状況	1 1 5

2 合併により懸念された課題は解消できたのか。

(1) 中心部が発展し、周辺部がさびれる。

■地域審議会の状況 1 1 6

(2) サービス水準が低下したり、公共料金などが高くなる。

■水道料金の改定状況 1 1 9

■下水道料金（一般汚水）の改定状況 1 2 0

(3) 住民の声が届きにくくなり、きめ細かなサービスが行われなくなる。

■きめ細かな地域活性化事業の実施状況 1 2 1

■パブリックコメントの実施状況 1 2 3

(4) 地域ごとの歴史、文化、伝統などが失われる。

■文化活動支援事業の状況 1 2 5

■市民協働の取組（集落機能再生事業） 1 2 9

3 新市建設計画に基づき事業実施はできたか。

■新市建設計画進捗管理表 1 3 0

■新市建設計画未実施事業一覧 1 4 1

【参考】市民アンケート分析

《ながと男女共同参画計画（第2次）策定市民アンケート》 1 4 4

《総合計画策定のための市民アンケート》 1 4 5

《都市計画～まちづくりの市民アンケート》 1 4 7

《市の概要》

国調人口(H22)	38,349 人
産業人口(H22)	第1次産業 2,741 人 (構成比 14.9%) 第2次産業 4,280 人 (構成比 23.2%) 第3次産業 11,409 人 (構成比 61.9%)
総面積	357.29 平方キロメートル (H26 公表値)
人口密度	107 人 (国調人口/総面積)
市町村類型	I-1 (交付税種地区区分 I-1)

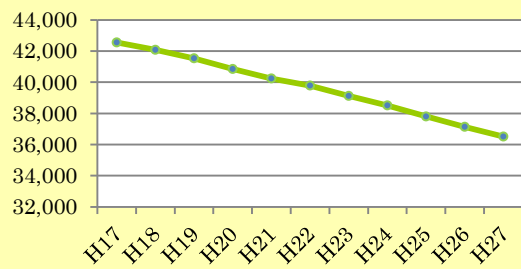
人口 (外国人登録含む) (単位：人/各年 3.31 現在)

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
42,556	42,082	41,536	40,852	40,242	39,788	39,124	38,513	37,803	37,138	36,514

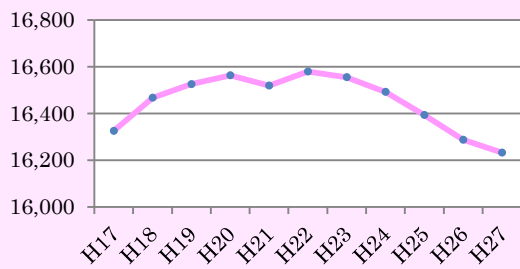
世帯 (外国人世帯含む) (単位：世帯/各年 3.31 現在)

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
16,325	16,467	16,525	16,563	16,519	16,579	16,555	16,492	16,393	16,287	16,232

人口



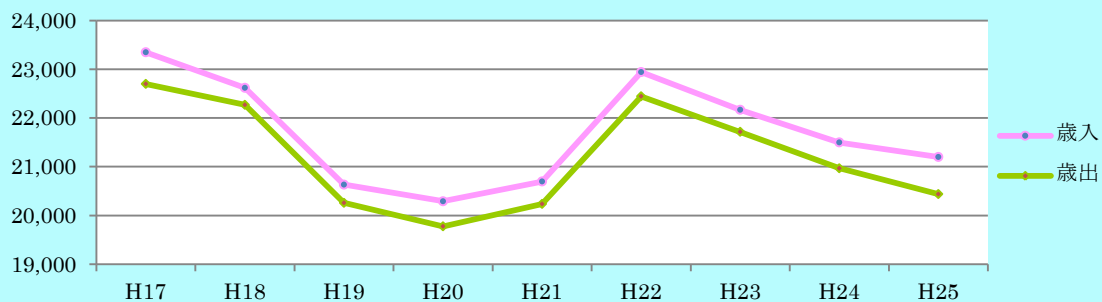
世帯



《財政の概要》

歳入・歳出総額の状況 (普通会計) (単位：百万円)

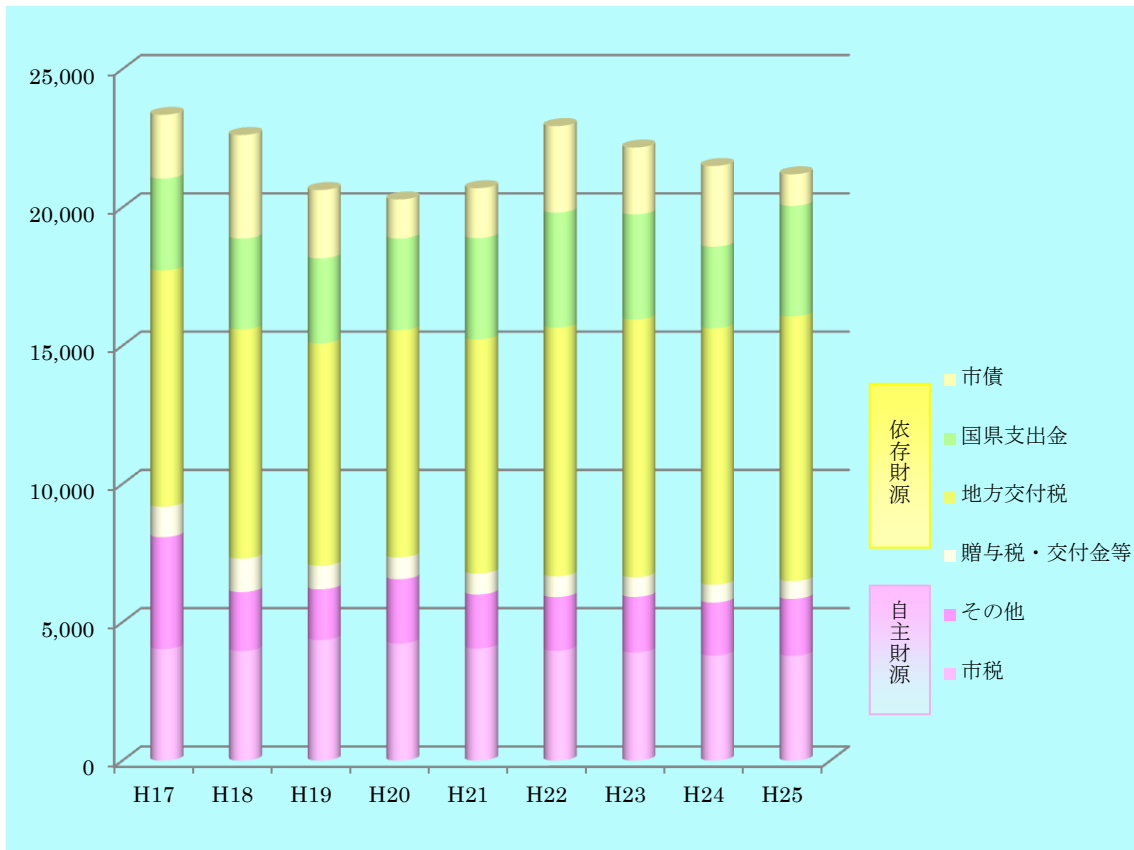
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
歳入	23,349	22,619	20,632	20,290	20,698	22,943	22,168	21,499	21,200
歳出	22,700	22,270	20,258	19,776	20,236	22,445	21,716	20,969	20,438



歳入内訳

(単位：百万円)

区分\年度		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
自主財源	市 税	4,037	3,962	4,358	4,235	4,053	3,976	3,909	3,796	3,789
	その他	4,043	2,133	1,836	2,325	1,954	1,939	2,011	1,920	2,058
依存財源	譲与税・ 交付金等	1,102	1,211	851	791	755	750	712	646	643
	地方交付税	8,545	8,293	8,047	8,216	8,473	8,996	9,321	9,271	9,573
	国県支出金	3,321	3,279	3,071	3,312	3,658	4,152	3,797	2,947	3,992
	市 債	2,301	3,742	2,469	1,411	1,804	3,130	2,418	2,920	1,145
合 計		23,349	22,620	20,632	20,290	20,697	22,943	22,168	21,500	21,200

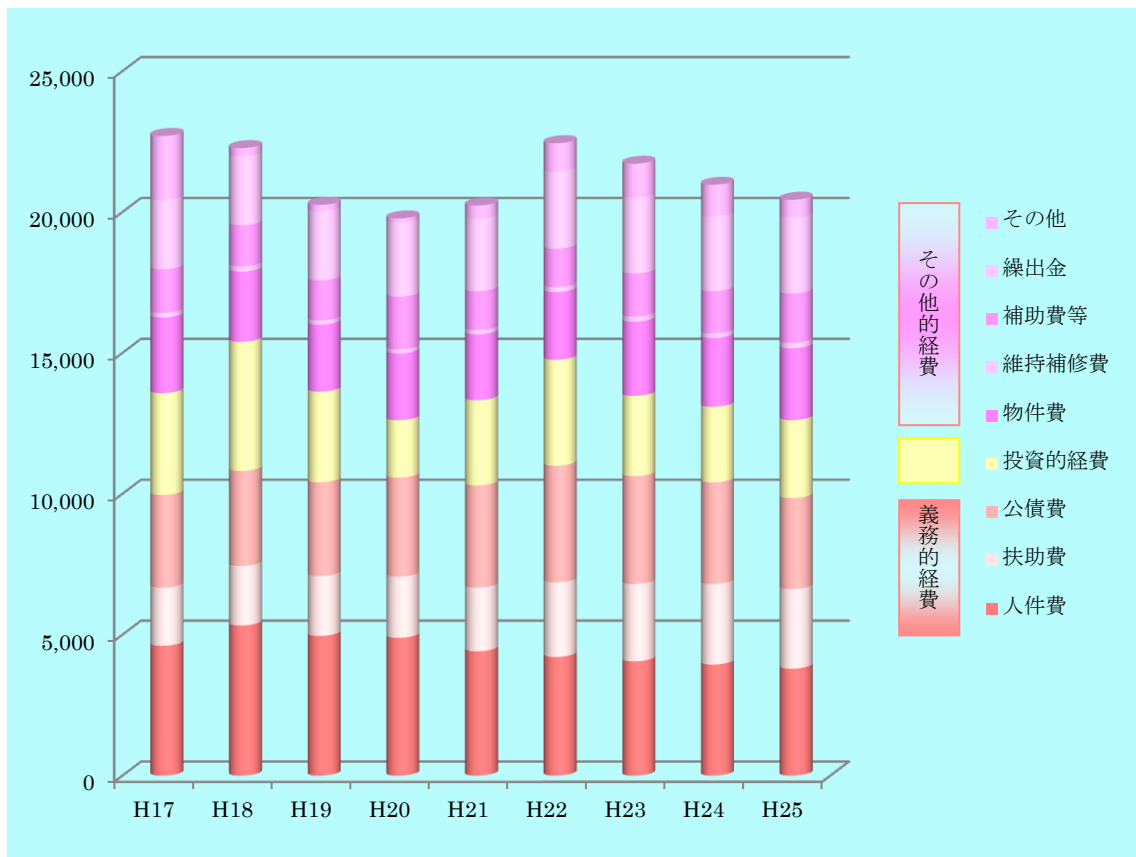


歳出内訳

(単位：百万円)

区分\年度		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
義務的経費	人件費	4,608	5,331	4,960	4,892	4,413	4,214	4,058	3,942	3,797
	扶助費	2,060	2,113	2,124	2,172	2,257	2,644	2,741	2,860	2,823
	公債費	3,294	3,372	3,329	3,514	3,631	4,143	3,835	3,607	3,233
投資的経費		3,616	4,583	3,215	2,037	3,021	3,757	2,843	2,681	2,765
その他経費	物件費	2,681	2,490	2,376	2,369	2,339	2,402	2,633	2,442	2,552
	維持補修費	163	181	149	145	152	177	184	165	192
	補助費等	1,547	1,468	1,426	1,870	1,378	1,364	1,529	1,499	1,746
	繰出金	2,450	2,442	2,455	2,633	2,572	2,718	2,685	2,650	2,696
	その他	2,281	290	224	144	473	1,026	1,208	1,123	634
合計		22,700	22,270	20,258	19,776	20,236	22,445	21,716	20,969	20,428

*決算統計により集計しているため、人件費のうち、事業支弁人件費については、投資的経費に含まれます。また、退職手当等も含まれているため、退職者の多い年は一時的に人件費が膨らんでいます。

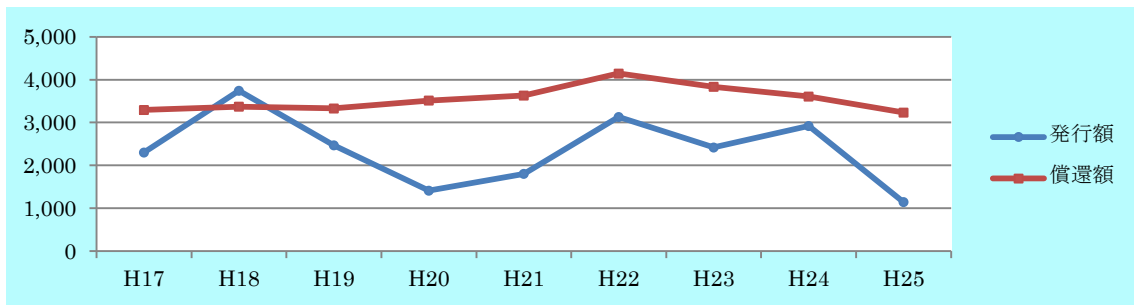
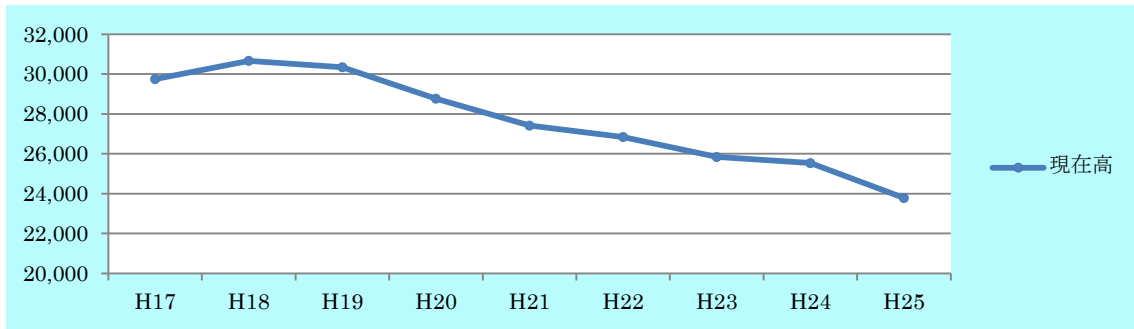


市債現在高の状況

*H21 現在高数値に端数処理あり

(単位：百万円)

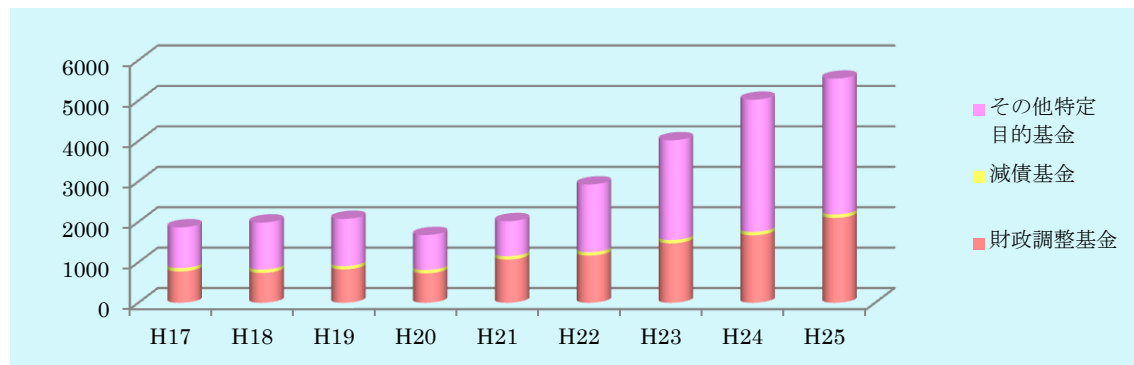
区分\年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
発行額	2,301	3,742	2,469	1,411	1,804	3,130	2,418	2,920	1,145
償還(元金)	2,724	2,825	2,790	2,988	3,157	3,699	3,422	3,228	2,894
現在高(年度末)	29,751	30,668	30,347	28,769	27,417	26,848	25,844	25,536	23,787



基金残高の状況

(単位：百万円)

区分\年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
財政調整基金	776	739	826	728	1,069	1,169	1,469	1,670	2,100
減債基金	83	83	83	83	84	84	84	84	85
その他特定目的基金	1,007	1,164	1,166	865	866	1,673	2,467	3,270	3,360
合計	1,866	1,986	2,075	1,676	2,019	2,926	4,020	5,024	5,545



《参考資料》

1 合併により期待された効果は達成できたのか。

(1) 市の組織の効率化は図られたのか。

■組織改編の変遷

改編年月	改編内容	特記事項・その他
H17.3 (合併時)	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁に企画総務部、市民福祉部、経済建設部を置く ・三隅、日置、油谷の各地区に総合支所を置く ・企画総務部に秘書広報課、監理課を新設し、総務課の直下に行政改革推進室を置く ・市民福祉部に生活環境課を新設し、市民課の直下に市民相談室を置く ・福祉事務所を本庁に置くとともに、福祉部門として、高齢障害課と地域福祉課を設け、高齢障害課の直下に介護保険室を置く ・経済建設部の経済部門として、商工観光課、農林課、水産課の3課を置く 	<ul style="list-style-type: none"> ・三隅、日置、油谷の旧町役場を総務、市民福祉、経済及び建設部門の行政機能を持つ総合支所とする ・福祉及び経済部門をきめ細かな対応ができるように課配置を細分化した
H18.4	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課の直下に国体準備室を置く ・商工観光課の直下に6次産業推進室を置く 	<ul style="list-style-type: none"> ・6次産業を推進するための室を設置する ・山口ひとづくり財団(セミナーパーク)へ職員1名を派遣
H19.4	<ul style="list-style-type: none"> ・管理課を財政課に統合し、監理管財係を置く。 ・建設課と都市計画課を統合し、都市建設課とし、都市整備係を置く ・総合支所の経済課と施設課を統合し、経済施設課とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の合理化を図るため、関連する部門の統合を行う ・後期高齢者広域連合へ職員1名を派遣
H20.4	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支所を支所に名称変更し、総合窓口課を置く ・国体準備室を国体推進課とする ・行政改革推進室を総務課から企画政策課へ移す ・企画政策課の直下に市民活動推進室を置く ・税務課の直下に徴収対策室を置く ・地域福祉課の直下に子ども未来室を置き、保育園と幼稚園を管轄する ・農林課及び水産課に6次産業推進担当を置く ・社会教育課と体育課を統合し、生涯学習スポーツ振興課とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・支所での窓口を集約するため総合窓口課を置く ・市民の相談及び活動を支援・推進するための室を設置する ・徴収部門を強化するための室を設置する ・幼保連携を強化するため、幼稚園を教育委員会から市民福祉部の所管に移し、連携のとりまとめを行う室を設置する ・健康、医療対策のきめ細かな対応ができるように健康づくり担当及び地域医療担当を置く ・6次産業を推進するため、農林課及び水産課に専任担当を置く ・下関市との人事交流連携の一環として、両

		市で職員 1 名を派遣し合う
H21.4	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢障害課に各係とは別に地域包括支援センターを置く ・学校教育課に給食センター準備室を置き、指導系の系列に教育支援センターを置く 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法改正により地域包括支援センターを設置する ・給食センター運営準備のために室を設置する
H21.5	<ul style="list-style-type: none"> ・企画政策課にすぐやる係を置く ・商工観光課にあった 6 次産業推進室と農林課及び水産課の 6 次産業推進担当を廃止し、各支所の経済施設課に農業振興担当を置く 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの意見等に素早く対応するため、専門の係を設置する ・地域における農業施策を推進するため、各支所の経済施設課に専任担当を置く
H21.10	—	・県職員を副市長に任命し、県とのパイプを強化する
H22.1	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境課にごみ焼却施設共同設置準備室を置く 	・萩市とのごみ焼却共同処理に向けての準備のために室を設置する
H22.4	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課の地域安全係を地域安全推進室に変更 ・商工観光課と水産課を商工水産課と観光課に組み替え ・商工水産課と農林課の直下に流通企画室を置く 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の安全・安心のため、担当係を室に昇格 ・観光事業を推進するため、観光を独立した課とし、課長に県職員が赴任することで県との観光連携を強化する ・市内生産物の流通を強化するため、商工と水産の一元化を図ると同時に、関係課の直下に流通企画の室を設置する
H23.4	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革推進室を廃止し、秘書広報課の直下に行政刷新室を置く ・保健福祉部門を事務事業を主とする福祉課、健康増進課と給付及び賦課徴収を主とする保険課とする 	・保健福祉部門の事務の効率化を図るため、給付及び賦課徴収を主とする保険課を設置する
H24.4	<ul style="list-style-type: none"> ・国体推進課を廃止する ・商工水産課の直下に商工振興室を置く 	・商工業振興のための室を設置する
H25.4	<ul style="list-style-type: none"> ・企画総務部に防災危機管理課を置く ・企画政策課の直下に成長戦略推進室及び市民協働推進室を置く ・各支所に市民協働推進担当及び防災担当を置く ・秘書広報課を廃止し、総務課に秘書室及び経営改革室を置く 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の安全・安心な暮らしを守ることを目的に防災を独立した課とし、各支所にも担当を設置する ・市民協働を進めるための室を設置するとともに、地域に浸透させるため、各支所に担当を置く ・観光コンベンション協会へ職員を派遣する ・民間企業との人事交流として、JA長門大津

		へ職員1名を派遣するとともに、JA職員1名を受け入れる
H25.5	・市民課の直下に人権推進室及び消費生活センターを置く	・市民の消費生活等を守る相談窓口を設置する
H25.10	・健康増進課の直下に地域医療連携室を置く	・応急診療所の開設に伴い、地域医療の連携を図る室を設置する
H26.4	<ul style="list-style-type: none"> ・経済観光部に成長戦略推進課を置く ・農林課の直下に一市一農場推進室を置く ・地域包括支援センターを福祉課から健康増進課へ移す ・各支所を総合窓口課の1課とし、班体制をとる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ながと成長戦略を推進するため、組織体制を見直す ・医療と介護の連携を強化するため、地域包括支援センターを移管する ・支所において、相互的な業務連携を行うため、班体制を導入する

■合併時以降に新設され、現在(H26.4)も設置している課、室等の一覧

課、室等	設置年月	(所管部課)設置状況 所掌事務																																									
防災危機管理課	H25.4	<p>(企画総務部)市民の安全・安心な暮らしを守ることを目的に防災を独立させて防災危機管理課とし、各支所にも担当を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="611 443 730 488">1</td> <td data-bbox="730 443 1358 488">防災及び防犯に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 488 730 533">2</td> <td data-bbox="730 488 1358 533">危機管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 533 730 577">3</td> <td data-bbox="730 533 1358 577">交通安全に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 577 730 622">4</td> <td data-bbox="730 577 1358 622">自衛官募集に関すること。</td> </tr> </table>	1	防災及び防犯に関すること。	2	危機管理に関すること。	3	交通安全に関すること。	4	自衛官募集に関すること。																																	
1	防災及び防犯に関すること。																																										
2	危機管理に関すること。																																										
3	交通安全に関すること。																																										
4	自衛官募集に関すること。																																										
保険課	H23.4	<p>(市民福祉部) 保健福祉部門の事務の効率化を図るため、給付及び賦課徴収を主とする保険課を設置する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="611 745 730 1171" rowspan="9">賦課管理 係</td> <td data-bbox="730 745 1358 790">1</td> <td data-bbox="730 745 1358 790">被保険者に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 790 1358 835">2</td> <td data-bbox="730 790 1358 835">国民健康保険料の賦課に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 835 1358 880">3</td> <td data-bbox="730 835 1358 880">国民健康保険事業各種報告及び統計に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 880 1358 925">4</td> <td data-bbox="730 880 1358 925">国民健康保険に関するその他の事業運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 925 1358 969">5</td> <td data-bbox="730 925 1358 969">国民健康保険運営協議会に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 969 1358 1037">6</td> <td data-bbox="730 969 1358 1037">高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1037 1358 1081">7</td> <td data-bbox="730 1037 1358 1081">後期高齢者に関するその他の事業に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1081 1358 1126">8</td> <td data-bbox="730 1081 1358 1126">介護保険料の賦課に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1126 1358 1171">9</td> <td data-bbox="730 1126 1358 1171">保険料減免に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 1171 730 1440" rowspan="6">医療給付 係</td> <td data-bbox="730 1171 1358 1216">1</td> <td data-bbox="730 1171 1358 1216">療養給付費に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1216 1358 1261">2</td> <td data-bbox="730 1216 1358 1261">その他給付費に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1261 1358 1305">3</td> <td data-bbox="730 1261 1358 1305">療養給付審査に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1305 1358 1350">4</td> <td data-bbox="730 1305 1358 1350">第三者行為に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1350 1358 1395">5</td> <td data-bbox="730 1350 1358 1395">限度額・標準負担額認定証に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1395 1358 1440">6</td> <td data-bbox="730 1395 1358 1440">特定疾病認定に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 1440 730 1619" rowspan="4">徴収係</td> <td data-bbox="730 1440 1358 1485">1</td> <td data-bbox="730 1440 1358 1485">国民健康保険料の徴収に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1485 1358 1529">2</td> <td data-bbox="730 1485 1358 1529">後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1529 1358 1574">3</td> <td data-bbox="730 1529 1358 1574">介護保険料の徴収に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1574 1358 1619">4</td> <td data-bbox="730 1574 1358 1619">滞納整理に関すること。</td> </tr> </table>	賦課管理 係	1	被保険者に関すること。	2	国民健康保険料の賦課に関すること。	3	国民健康保険事業各種報告及び統計に関すること。	4	国民健康保険に関するその他の事業運営に関すること。	5	国民健康保険運営協議会に関すること。	6	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に関すること。	7	後期高齢者に関するその他の事業に関すること。	8	介護保険料の賦課に関すること。	9	保険料減免に関すること。	医療給付 係	1	療養給付費に関すること。	2	その他給付費に関すること。	3	療養給付審査に関すること。	4	第三者行為に関すること。	5	限度額・標準負担額認定証に関すること。	6	特定疾病認定に関すること。	徴収係	1	国民健康保険料の徴収に関すること。	2	後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。	3	介護保険料の徴収に関すること。	4	滞納整理に関すること。
賦課管理 係	1	被保険者に関すること。																																									
	2	国民健康保険料の賦課に関すること。																																									
	3	国民健康保険事業各種報告及び統計に関すること。																																									
	4	国民健康保険に関するその他の事業運営に関すること。																																									
	5	国民健康保険運営協議会に関すること。																																									
	6	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に関すること。																																									
	7	後期高齢者に関するその他の事業に関すること。																																									
	8	介護保険料の賦課に関すること。																																									
	9	保険料減免に関すること。																																									
医療給付 係	1	療養給付費に関すること。																																									
	2	その他給付費に関すること。																																									
	3	療養給付審査に関すること。																																									
	4	第三者行為に関すること。																																									
	5	限度額・標準負担額認定証に関すること。																																									
	6	特定疾病認定に関すること。																																									
徴収係	1	国民健康保険料の徴収に関すること。																																									
	2	後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。																																									
	3	介護保険料の徴収に関すること。																																									
	4	滞納整理に関すること。																																									
成長戦略推進課	H26.4	<p>(経済観光部) ながと成長戦略を推進するため、組織体制を見直し、その中心となる成長戦略推進課を設置する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="611 1753 730 1798">1</td> <td data-bbox="730 1753 1358 1798">成長戦略推進事業に関すること</td> </tr> </table>	1	成長戦略推進事業に関すること																																							
1	成長戦略推進事業に関すること																																										

観光課	H22.4	(経済観光部) 観光事業を推進するため、観光を独立させて観光課を設置する。												
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">観光振興係</td> <td>1</td> <td>観光資源の開発及び宣伝に関すること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>観光振興体制に関すること。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>観光活性化に係る企画立案及び実施に関すること。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>公印の保管に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">観光施設係</td> <td>1</td> <td>観光施設の管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>温泉事業の運営に関すること。</td> </tr> </table>	観光振興係	1	観光資源の開発及び宣伝に関すること。	2	観光振興体制に関すること。	3	観光活性化に係る企画立案及び実施に関すること。	4	公印の保管に関すること。	観光施設係	1	観光施設の管理に関すること。
観光振興係	1	観光資源の開発及び宣伝に関すること。												
	2	観光振興体制に関すること。												
	3	観光活性化に係る企画立案及び実施に関すること。												
	4	公印の保管に関すること。												
観光施設係	1	観光施設の管理に関すること。												
	2	温泉事業の運営に関すること。												
市民協働推進室	H25.4	(企画政策課) 市民協働を進めるために市民協働推進室を設置するとともに、地域に浸透させるため、各支所に担当を置く。 <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>市民との協働に関すること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>市民活動への支援に関すること。</td> </tr> </table>	1	市民との協働に関すること。	2	市民活動への支援に関すること。								
1	市民との協働に関すること。													
2	市民活動への支援に関すること。													
経営改革室	H25.4	(総務課)合併時に行政改革推進室が設置され、それ以降、首長が掲げる改革目的に照らし、行政刷新室を経て、現在の経営改革室となった。 <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>行政改革の推進に関すること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>行政評価に関すること。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>合併に係る未調整事項の総合調整に関すること。</td> </tr> </table>	1	行政改革の推進に関すること。	2	行政評価に関すること。	3	合併に係る未調整事項の総合調整に関すること。						
1	行政改革の推進に関すること。													
2	行政評価に関すること。													
3	合併に係る未調整事項の総合調整に関すること。													
徴収対策室	H20.4	(税務課) 徴収部門を強化するため、中心となる税務課の直下に徴収対策室を設置する。 <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>市税及び県民税の徴収に関すること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>滞納整理に関すること。</td> </tr> </table>	1	市税及び県民税の徴収に関すること。	2	滞納整理に関すること。								
1	市税及び県民税の徴収に関すること。													
2	滞納整理に関すること。													
人権推進室	H25.4	(市民課) 人権の推進を目的に、市民の窓口を担う市民課に人権推進室を設置する。 <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>人権の推進に関すること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>人権相談に関すること。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>人権擁護委員に関すること。</td> </tr> </table>	1	人権の推進に関すること。	2	人権相談に関すること。	3	人権擁護委員に関すること。						
1	人権の推進に関すること。													
2	人権相談に関すること。													
3	人権擁護委員に関すること。													
消費者生活センター	H25.4	(市民課) 市民の消費生活等を守る相談窓口として、消費者生活センターを設置する。 <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>消費者行政に関すること。</td> </tr> </table>	1	消費者行政に関すること。										
1	消費者行政に関すること。													
子ども未来室	H20.4	(福祉課) 幼保連携を強化するため、幼稚園を教育委員会から市民福祉部の所管に移し、連携のとりまとめを行う子ども未来室を設置する。 <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>保育所及び幼稚園の運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>子ども手当及び児童手当に関すること。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>特別児童扶養手当に関すること。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ひとり親家庭等の福祉に関すること。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>その他児童福祉に関すること。</td> </tr> </table>	1	保育所及び幼稚園の運営に関すること。	2	子ども手当及び児童手当に関すること。	3	特別児童扶養手当に関すること。	4	ひとり親家庭等の福祉に関すること。	5	その他児童福祉に関すること。		
1	保育所及び幼稚園の運営に関すること。													
2	子ども手当及び児童手当に関すること。													
3	特別児童扶養手当に関すること。													
4	ひとり親家庭等の福祉に関すること。													
5	その他児童福祉に関すること。													

地域医療連携室	H25.10	<p>(健康増進課) 応急診療所の開設に伴い、地域医療の連携を図る地域医療連携室を設置する。</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>地域医療連携支援センター及び長門市応急診療所に関すること。</td></tr> <tr><td>2</td><td>地域医療に関すること。</td></tr> <tr><td>3</td><td>救急医療に関すること。</td></tr> <tr><td>4</td><td>健康危機管理に関すること。</td></tr> <tr><td>5</td><td>公印の保管に関すること。</td></tr> </table>	1	地域医療連携支援センター及び長門市応急診療所に関すること。	2	地域医療に関すること。	3	救急医療に関すること。	4	健康危機管理に関すること。	5	公印の保管に関すること。																		
1	地域医療連携支援センター及び長門市応急診療所に関すること。																													
2	地域医療に関すること。																													
3	救急医療に関すること。																													
4	健康危機管理に関すること。																													
5	公印の保管に関すること。																													
地域包括支援センター	H21.4	<p>(健康増進課) 介護保険法改正により地域包括支援センターを設置する。</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>地域支援事業に関すること。</td></tr> <tr><td>2</td><td>地域包括支援センターに関すること。</td></tr> <tr><td>3</td><td>高齢者健康福祉計画に関すること。</td></tr> <tr><td>4</td><td>その他高齢者に関すること。</td></tr> </table>	1	地域支援事業に関すること。	2	地域包括支援センターに関すること。	3	高齢者健康福祉計画に関すること。	4	その他高齢者に関すること。																				
1	地域支援事業に関すること。																													
2	地域包括支援センターに関すること。																													
3	高齢者健康福祉計画に関すること。																													
4	その他高齢者に関すること。																													
商工振興室	H24.4	<p>(商工水産課) 商工業の振興を目的とした商工振興室を設置する。</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>商業、工業及び鉱業に関すること。</td></tr> <tr><td>2</td><td>金融及び貯蓄に関すること。</td></tr> <tr><td>3</td><td>商工業団体に関すること。</td></tr> <tr><td>4</td><td>工場誘致に関すること。</td></tr> <tr><td>5</td><td>中小企業に関すること。</td></tr> <tr><td>6</td><td>労政に関すること。</td></tr> <tr><td>7</td><td>エネルギーに関すること。</td></tr> <tr><td>8</td><td>貿易及び交通運輸に関すること。</td></tr> <tr><td>9</td><td>計量器に関すること。</td></tr> <tr><td>10</td><td>シルバー人材センターに関すること。</td></tr> <tr><td>11</td><td>雇用対策に関すること。</td></tr> <tr><td>12</td><td>勤労者福祉に関すること。</td></tr> <tr><td>13</td><td>交通対策に関すること。</td></tr> <tr><td>14</td><td>公印の保管に関すること。</td></tr> </table>	1	商業、工業及び鉱業に関すること。	2	金融及び貯蓄に関すること。	3	商工業団体に関すること。	4	工場誘致に関すること。	5	中小企業に関すること。	6	労政に関すること。	7	エネルギーに関すること。	8	貿易及び交通運輸に関すること。	9	計量器に関すること。	10	シルバー人材センターに関すること。	11	雇用対策に関すること。	12	勤労者福祉に関すること。	13	交通対策に関すること。	14	公印の保管に関すること。
1	商業、工業及び鉱業に関すること。																													
2	金融及び貯蓄に関すること。																													
3	商工業団体に関すること。																													
4	工場誘致に関すること。																													
5	中小企業に関すること。																													
6	労政に関すること。																													
7	エネルギーに関すること。																													
8	貿易及び交通運輸に関すること。																													
9	計量器に関すること。																													
10	シルバー人材センターに関すること。																													
11	雇用対策に関すること。																													
12	勤労者福祉に関すること。																													
13	交通対策に関すること。																													
14	公印の保管に関すること。																													
一市一農場推進室	H26.4	<p>(農林課) ながと成長戦略のひとつである一市一農場構想を進めるため、専門的に事業を行う一市一農場推進室を設置する。</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>農地の集積及び配分の計画並びに事業の推進に関すること。</td></tr> <tr><td>2</td><td>農地の再整備に関すること。</td></tr> <tr><td>3</td><td>山口県農地中間管理機構の受託事業に関すること。</td></tr> <tr><td>4</td><td>その他農地の管理に関すること。</td></tr> </table>	1	農地の集積及び配分の計画並びに事業の推進に関すること。	2	農地の再整備に関すること。	3	山口県農地中間管理機構の受託事業に関すること。	4	その他農地の管理に関すること。																				
1	農地の集積及び配分の計画並びに事業の推進に関すること。																													
2	農地の再整備に関すること。																													
3	山口県農地中間管理機構の受託事業に関すること。																													
4	その他農地の管理に関すること。																													

■特別職、議員数と報酬額の状況

【定数】

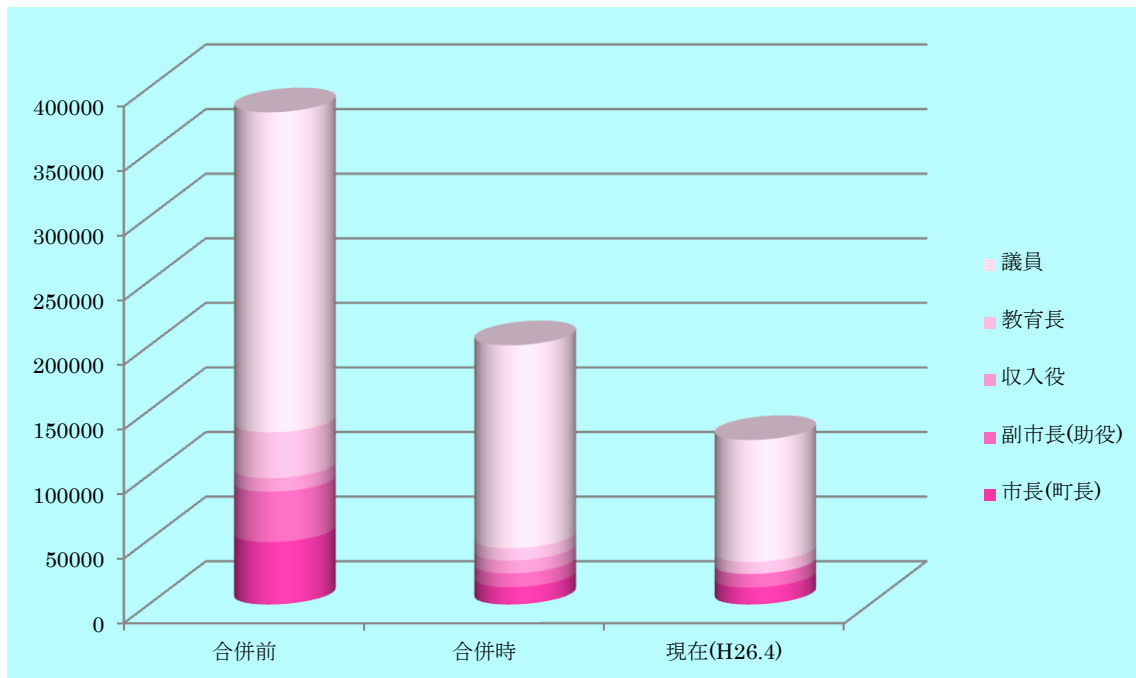
(単位：人)

役職等	合併前(~H17.3) 1市3町の合計	合併時(H17.3)	現在(H26.4)
市長(町長)	4	1	1
副市長(助役)	4	1	1
収入役	1	1	0
教育長	4	1	1
議員	65	30	18

【年間報酬基本総額】 = (報酬+手当) × 定数

(単位：千円)

役職等	合併前(~H17.3) 1市3町の合計	合併時(H17)	現在(H26)
市長(町長)	48,347	13,450	13,154
副市長(助役)	38,978	10,726	10,490
収入役	10,523	9,875	0
教育長	35,471	9,534	9,324
議員	247,731	157,126	94,399
合計	381,050	220,711	127,367

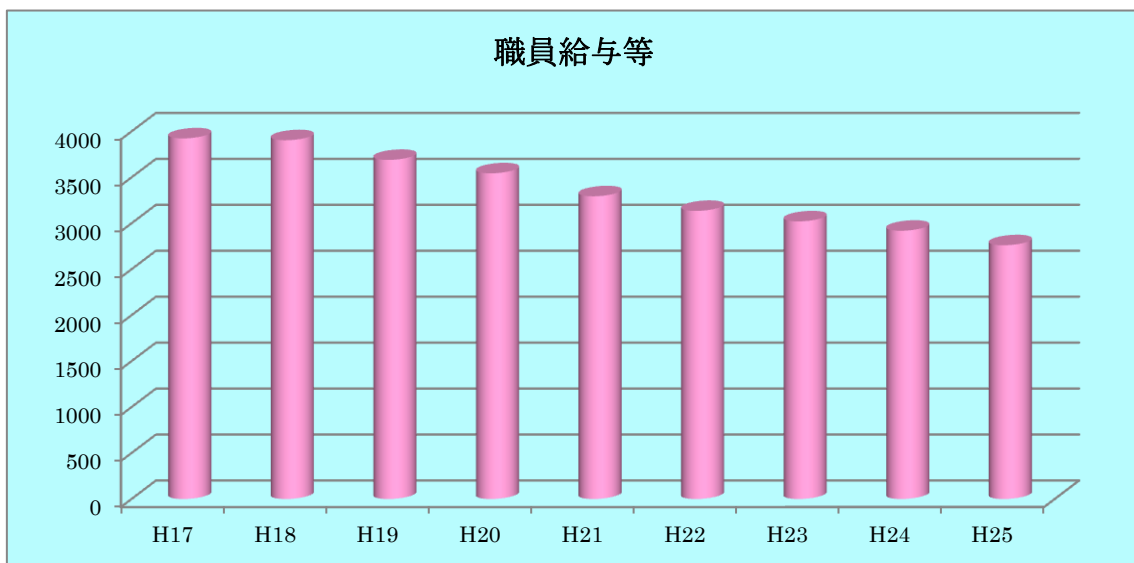
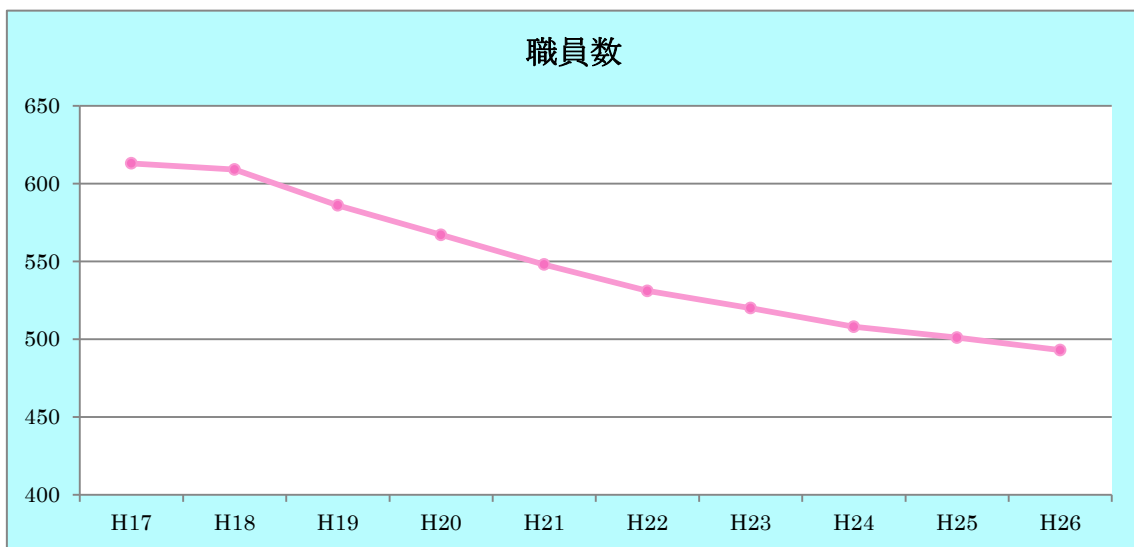


■職員数と職員給与等の状況

(職員数は各年度末時点)

区分\年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
職員数(人)	613	609	586	567	548	531	520	508	501	493
職員給与等(百万円)	3,924	3,904	3,690	3,544	3,294	3,135	3,021	2,919	2,761	—

- * 地方公務員災害補償基金負担金及び共済組合費を除く
- * 特別職、組合専従を除く
- * 退職手当は含まない
- * 水道事業会計を含む



■公共施設の保有状況

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

大分類	中分類	具体的施設例	施設数	延べ床面積 (㎡)
行政系施設	庁舎等	本庁舎、支所、出張所	6	12,850.74
	消防施設	消防本部、消防団施設	54	4,150.98
	その他行政系施設	ケーブルテレビ放送センター	3	1,304.63
市民文化系施設	集会施設	公民館、集会所	10	8,158.57
	文化施設	文化会館	1	3,413.00
社会教育系施設	図書館	図書館	1	1,907.23
	博物館等	記念館、美術館	5	3,559.65
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館、総合運動公園	9	22,113.34
	レクリエーション施設	キャンプ場等	9	1842.00
産業系施設	産業系施設	水産多目的集会所、農村婦人の家、観光施設等	10	5,073.04
学校教育系施設	学校	小学校、中学校	17	81,439.96
	その他教育施設	学校給食センター	2	1,877.00
子育て支援施設	保育所・幼稚園	保育園・幼稚園等	10	7,374.00
	幼児・児童施設	児童クラブ	1	135.85
保健・福祉施設	保健施設	保健センター	4	4,522.19
	高齢福祉施設	地域福祉センター、老人憩いの家	19	5,237.15
	児童福祉施設	児童デイ・ケアセンター	1	260.00
医療系施設	医療施設	応急診療所	1	978.00
公営住宅	公営住宅	市営住宅	64	35,889.08
供給処理施設	供給処理施設	清掃工場等	3	5,769.99
その他施設	その他施設	斎場、貸付施設、その他施設	34	20,916.53
合 計			274	228,773 ㎡

■学校施設整備計画（平成19年3月作成）と実績

【学校施設の適正配置方針】

○統廃合する学校

《小学校》

学 校 名	完全複式学級となる年度	統合先の学校名	実績 (統合年月)
大畑小学校	既に完全複式	深川小学校	H22.4
伊上小学校	既に完全複式	油谷小学校	H22.4

《中学校》

学 校 名	全校生徒が25人未満となる年度	統合先の学校名	実績 (統合年月)
通中学校	平成22年度	仙崎中学校	H23.4
俵山中学校	平成22年度	深川中学校	H28.4(確定)
向津具中学校	平成22年度	菱海中学校	H22.4

○統廃合の対象とする学校

《小学校》

学 校 名	完全複式学級となる年度
通小学校	平成21年度
俵山小学校	平成23年度
神田小学校	平成22年度

【学校施設耐震化の年次計画】 *上段は計画○、下段は実績●

《前期（第1期）》

学 校 名	建物区分	計 画 年 度 と 実 績				
		H19	H20	H21	H22	H23
深川小学校 (改 築)	校 舎		○	○	○	○
			●	●	●	●
	屋内運動場				○	
				●	●	
そ の 他					○	
					●~H24	
油谷小学校 (改 築)	耐力度調査 実施設計					○
						●~H24

《後期（第2期）》

学校名	建物区分	計画年度と実績				
		H24	H25	H26	H27	H28以降
油谷小学校 (改築)	校舎	○	○	○		
			●	●		
	屋内運動場	○	○			
			●	●		
その他				○		
			●	●		
明倫小学校 (耐震改修)	校舎	○	○	○		
		H22前倒		●		
屋内運動場				○		
	H22前倒					
仙崎中学校 (耐震改修)	校舎	○			○	
		H22,23前倒				
屋内運動場				○		
	H22前倒					
菱海中学校 (耐震改修)	校舎 (技術室棟)	H23耐震性有			○	○
			●技術室棟			
向陽小学校 (耐震改修)	校舎	H23耐震性有			○	○
屋内運動場						○
	●					
三隅中学校 (改築)	校舎 (特別教室棟)					○
					●	●
深川中学校 (耐震改修)	校舎					○
				●		
向津具中学校 (耐震改修)	屋内運動場					○
		●				

(2) 節減による財源の有効利用は図られたのか。

■財政健全化計画（平成 23 年度作成）

【財政状況の分析】

区 分	内 容																
財務上の特徴	<p>本市は平成 17 年 3 月に旧長門市、旧大津郡 3 町(三隅町、日置町、油谷町)で合併し、合併時の平成 17 年国勢調査人口 41,127 人で平成 22 年国勢調査人口は 38,317 人で 5 年間で△2,810 人、△6.8%の大幅な減となっており、これも本市の産業構造が農林水産業を中心とした典型的な過疎地域であり、高齢化率も平成 17 年の 30.5%から平成 22 年の 33.6%へと拍車がかかっている。</p> <p>市内に事業所も少なく、市税に占める法人住民税の割合は 5.6%程度と極端に低く、高校卒業者及び大学、短大、専門学校等の新卒者の就業先がなく、高卒者の人口流出が顕著となっている。</p> <p>また、市税は約 2 割程度で、地方交付税が 4 割で自主財源が極端に乏しく、現在主力産業である 1 次産業を活性化し、1 次、2 次、3 次が連携し合った 6 次産業の推進により観光産業の活性化を図ろうとしている。19 年に作成した財政健全化の既存計画では、合併特例期間に実施する主要建設事業を取捨選択することにより起債残高の圧縮を行ってきたが、今後合併特例期間 10 年の後半に萩市と共同施行するごみ焼却施設建設や公営住宅建設や小学校改築等の大型施設の更新時期と重なっており、今後も景気低迷が長引くことが予想され、市の財政運営は予断を許さない状態となっている。</p>																
財政運営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">課題①</td> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">定員管理の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・定員適正化計画により、組織のスリム化を進め、住民サービスの体制整備を図る。 ・審議会等について、委員数の適正化や組織の統廃合を図る。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">課題②</td> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">歳出の見直し</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・職員数の削減や給与等の適正化を行って人件費総額を抑制する。 ・各事務事業の評価を行い、更なるコストや物件費の削減を行う。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">課題③</td> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">歳入の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・自主財源の確保に取り組み、市税等の徴収率の向上、使用料・負担金等の受益者負担の適正化を引き続き図る。 ・市有財産の有効活用を進めるとともに、貸付・売却を随時実施していく。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">課題④</td> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">公共施設運営の見直し</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度や業務委託等のアウトソーシングを推進し民間活力の導入を行い、市民等との協働も含め負担とサービスのバランスを検討し、公助から共助、自助に向けた既存施設の利活用を検討する。 ・施設の老朽化による統廃合、更新を将来的なストックマネジメントを検討しながら公共施設運営の整理合理化を加速化する。 </td> </tr> </table>	課題①	定員管理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・定員適正化計画により、組織のスリム化を進め、住民サービスの体制整備を図る。 ・審議会等について、委員数の適正化や組織の統廃合を図る。 		課題②	歳出の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数の削減や給与等の適正化を行って人件費総額を抑制する。 ・各事務事業の評価を行い、更なるコストや物件費の削減を行う。 		課題③	歳入の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・自主財源の確保に取り組み、市税等の徴収率の向上、使用料・負担金等の受益者負担の適正化を引き続き図る。 ・市有財産の有効活用を進めるとともに、貸付・売却を随時実施していく。 		課題④	公共施設運営の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度や業務委託等のアウトソーシングを推進し民間活力の導入を行い、市民等との協働も含め負担とサービスのバランスを検討し、公助から共助、自助に向けた既存施設の利活用を検討する。 ・施設の老朽化による統廃合、更新を将来的なストックマネジメントを検討しながら公共施設運営の整理合理化を加速化する。 	
課題①	定員管理の適正化																
<ul style="list-style-type: none"> ・定員適正化計画により、組織のスリム化を進め、住民サービスの体制整備を図る。 ・審議会等について、委員数の適正化や組織の統廃合を図る。 																	
課題②	歳出の見直し																
<ul style="list-style-type: none"> ・職員数の削減や給与等の適正化を行って人件費総額を抑制する。 ・各事務事業の評価を行い、更なるコストや物件費の削減を行う。 																	
課題③	歳入の確保																
<ul style="list-style-type: none"> ・自主財源の確保に取り組み、市税等の徴収率の向上、使用料・負担金等の受益者負担の適正化を引き続き図る。 ・市有財産の有効活用を進めるとともに、貸付・売却を随時実施していく。 																	
課題④	公共施設運営の見直し																
<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度や業務委託等のアウトソーシングを推進し民間活力の導入を行い、市民等との協働も含め負担とサービスのバランスを検討し、公助から共助、自助に向けた既存施設の利活用を検討する。 ・施設の老朽化による統廃合、更新を将来的なストックマネジメントを検討しながら公共施設運営の整理合理化を加速化する。 																	

	<p>課題⑤ 組織機構の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より効率的な組織機構への改革を進め、スリム化を図る。 ・施設管理のあり方を研究し、アウトソーシングの導入、外部委託の内容を見直し更なる経費節減を図る。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・合併特例期間 10 年のうち今後平成 26 年度までの後半に大型建設事業を控えているため、過去の交付税措置のない起債(退職手当債や県きらめき資金等)や許可額又は同意額ベースの交付税算入のある起債の繰上償還を常に念頭に置き、今後の公債費の増加を監視し、各年度末の決算見込み額から一定額の繰越額を確保できると判断した場合、繰上償還を実行するなど今後の実質公債費比率の動向に対応する。

【行政改革に関する施策】

項 目	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次長門市行政改革大綱を踏まえた「第 2 次長門市経営改革プラン(集中改革プラン)」の重点課題と改革項目に準ずる。 ①定員管理の適正化、②歳出の見直し、③歳入の確保、④公共施設運営の見直し、⑤組織機構の見直し
2 経常経費の見直し	
○定員管理	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 次長門市経営改革プランでは、4 年間で 77 人減、合併前年の H16 年度と比較して平成 22 年 4 月 1 日現在 107 人の減となっており、当初の計画である平成 17 年度からの 10 年間で総職員数を 100 人(16.2%)の削減目標を 3 年前倒しし、平成 22 年度から 4 年間で更に 36 人(6.8%)の削減を図ることとしている。 平成 22 年 4 月 1 日現在職員数 533 人 平成 26 年 4 月 1 日現在計画目標 497 人 ・技能労務職員については、新規採用を凍結し、給食センターの調理員や下水処理場の運転管理業務、ごみ処理施設運営業務等に積極的にアウトソーシングを導入し、職員数の削減と地元民間業者を活用した雇用の確保を今後とも検討していく。
○給与のあり方	<p>現在、本市の給与制度は住居手当と住宅手当を除いてほぼ国の支給要件と同様となっている。</p> <p>住居手当については、基礎控除額が国の月額 12,000 円に対し、本市は 8,000 円となっているが、持家については一律 3,000 円を見直し、平成 22 年 4 月から新築から 5 年間は 2,000 円とし大幅な見直しを行った。</p> <p>住宅手当の基礎控除額については今後組合と交渉を行い、国の要件と同額とする方向で調整中である。</p>

	<p>また、特殊勤務手当のうち緊急呼出手当については、時間外勤務手当との重複性を是正し、平成 23 年 4 月から廃止を行った。</p> <p>さらに、旅費のうち費用弁償に係る費用についてはキロメートル当たり 37 円を 30 円に減額を平成 22 年 4 月から実施した。</p>
◇給与構造の見直し、地域手当等のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、給与構造改革等給与適正化に取り組み中であり、6・7 等級で 55 歳超の月例給 1.5%カットを平成 22 年 12 月から実施しており、年間 620 万円の削減効果となる見込みである。 ・地域手当については本市にはない。
◇技能労務職員の給与のあり方	<p>本市は平成 20 年 4 月から技能労務職員の給料表を行政職給与表(二)の導入を行った。現在、清掃職員の一部に行政職給与表(一)に準拠している者がいるが、組合と継続協議中である。</p>
◇退職時特昇等退職手当のあり方	<p>退職手当については、定年退職及び勸奨退職に係る支給率、加算措置等、国と同じ制度となっており、退職時特別昇給制度も平成 17 年 3 月 31 日に廃止している。</p>
◇福利厚生事業のあり方	<p>本市には、互助会制度はないが、福利厚生事業の一環として事業の一部を職員組合に委託しているが、その内容については、各種スポーツ大会の参加費助成や各課対抗親睦スポーツ大会の開催委託のみである。</p> <p>また、職員健康保険組合への負担金については、法定割合(1/2)のみの負担としている。</p>
○物件費、維持補修費等の見直し	<p>物件費の歳出削減の一つとして、平成 19 年度から本庁及び各支所、その他出先機関等の庁舎清掃業務や各種公園施設及び草刈業務等職員でできるものは職員で行うことをスローヘガンに個々の削減努力を行っている。</p> <p>また、本市独自のCATVは公設公営で運営してきたが、平成 23 年 4 月から番組制作を民間に委託し、人件費の大幅な削減と職員の配置換えを行った。</p>
○指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・県の山口県民芸術文化ホールながと“通称 ルネッサながと”と市のながと総合体育館の指定管理を見直し、平成 23 年度からの 5 年間の期間、一部事業内容の見直しを行い大幅な削減を行った。 ・また、学校給食については、平成 22 年 9 月から供用開始した長門市学校給食センター、深川中調理場及び日置センターを並行稼働することで実施してきたが、平成 26 年度に深川中調理場を統合した。日置センターについても、一元化した場合に長門市学校給食センターの処理能力が可能と見込まれる平成 31 年度の統合

	<p>を目指し、民間委託も視野に入れ更なる運営の効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市に特有の公設公営の温泉施設を老朽化による施設の更新の検討を行い、今後民営化も含めた、行政としてのスリム化を検討する。 ・その他各種公共施設の業務内容を検証し、民間活用が可能な業務については、アウトソーシング指針に基づいて、積極的に民間活力の導入を図る。
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ・今後合併特例期間経過後に予想される交付税の大幅な逓減に対応し、公共工事のさらなるコスト削減に取り組むとともに、公共工事の地元優先による税・所得の再配分による地元の循環を図る。また、個人や団体に対する補助金については、受益者負担の原則を徹底し、団体運営補助金を中心に団体とのヒアリングを行い、抜本的な見直しを図る。 ・各下水道使用料(公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業)の料金改定を平成 23 年 10 月使用分から行い、3 年後は更なる引上げを行うこととしており、各下水道特別会計への一般会計からの繰出金の削減を実施する。
3 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>平成 19 年度から県職員による併任徴収制度を活用し、差し押さえ物件について積極的に競売を実施してきたが、今後インターネット公売や私法上の債権については簡易裁判所からの支払督促制度を活用し、さらなる市債権の確保及び回収を図る。</p> <p>また、公会計改革一環として市有財産の台帳整備、データ管理を行い、未利用資産のうち売却可能資産については積極的に売却を実施する。</p> <p>また、行政財産の貸付制度を活用し、自動販売機の複数年にわたる貸付など施設の利用を保管する内容の新たな収入の確保について検討する。</p>
4 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に土地開発公社の解散を実施したが、今後は合併前に実行した第三セクターへの出資について事業目的の遂行を検証し、債権の回収を検討する。 ・温泉事業特別会計の今後の方向性を検討し、公衆浴場の経営及び各旅館への源泉配湯事業の行政としての事業の見直しについて民間と協議を行う。
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	

○行政改革や財政状況に関する情報公開	・各種行財政改革に関連するプランや計画等、市広報紙やホームページに随時掲載し公開することとしている。
◇給与及び定員管理の状況の公表	・定員・給与等、人事行政の運営等の状況を、市広報紙や市ホームページを活用して公表することとしている。
◇財政情報の開示	本庁の情報公開コーナーにおいて各種計画、予算・決算等の行政情報を随時公開しており、財政情報としては、予算概要、決算カード、財政状況一覧表、財政分析表（財政比較分析表・歳出比較分析表）及び企業会計の手法の総務省方式改定モデルによる財務諸表4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算表）及び各特別会計、企業会計、第三セクター等を統合した連結財務諸表4表、中期財政見通し、財政健全化判断比率等の市広報紙掲載、市ホームページにて公開している。
○行政評価の導入	平成19年度から事務事業評価及び施策評価について、行政評価制度を導入している。 評価は総合計画の具体施策ごとに事務事業を分類し、各事務事業を評価するとともに、事務事業をまとめた各具体施策についても評価を行っている。 これらの作業を通じてPDCAサイクルによる事務事業のマネジメントをするとともに、翌年度予算査定資料にしている。
6 その他	議員数の削減について、本市は議会が積極的に議会改革の取り組みの中で、議員数の削減を早くから検討されたため、平成21年4月の回線から法定定数26人以下の30人を20人に削減し現在に至る。 また、議会の各常任委員会の行政視察経費を平成22年度から15万円を10万円に削減し、議会運営委員会の行政視察は隔年実施とした。

【主な課題と取組及び目標】

課 題	取 組 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	・第2次長門市経営改革プランに基づいて、平成22年4月1日現在533人（普通会計473人）の総職員数を平成22～25年度の4年間で36人削減する。 ・指定管理の見直し及びCATVの運営のうち番組制作の民間委託の導入
2 公債費負担の健全化(地方債発行の抑制等)	合併特例期間10年のうち今後平成26年度までの後半に大型建設事業を控えているため、過去の交付税措置のない起債(退職手当債や県きらめき資金等)や許可額又は同意額ベースの交付税算入のある起債の繰上償還を常に念頭に置き、今後の公債費の増加を監視し、各年度末の決算見込み額から一

	<p>定額の繰越額を確保できると判断した場合、繰上償還を実行するなど年度間の公債費負担のバランスを調整しながら、今後の実質公債費比率の動向に対応する。</p>
<p>3 公営企業会計に対する 基準外繰出しの解消</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3 下水道会計の使用料改定を平成 23 年 10 月使用分から実施し、合併後の料金見直しの第一段階として 1 市 3 町の低い水準を上げ、3 年後に第 2 段階としてさらなる全体の見直しを図り、受益者負担の適正化を図る。 ・また、水道事業会計に対する簡易水道分の元利償還金の補助の基準外繰出しについては見直しを行う。
<p>4 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・普通財産の売却、市税の徴収率の向上(H20 年度実績市税合計 87.2%→H25 目標 91.0%)、行政管理経費(物件費等)の削減 ・新たな財源の確保⇒ふるさと寄附、広告収入、自動販売機設置の行政財産目的外利用又は複数年度の貸付制度の実施 ・全庁的な省エネの徹底、消耗品等購入の一元化、公共施設運営の整理合理化(小・中学校、新給食センター、保育園・幼稚園の統廃合) ・アウトソーシングの推進(公設公営の CATV の一部の番組制作業務委託、ルネッサながとの指定管理料の見直し⇒【積算根拠】 H22 実績 115,176 千円⇒H23 予算 80,352 千円=差引 34,824 千円(指定管理期間 5 年 H23 ~27)、他の公共施設への指定管理制度導入)

■中期財政見通し（平成 26 年度～平成 30 年度）

《概要》

今後 5 年間（平成 26 年度から平成 30 年度まで）の財政見通しについて、歳入面では一般財源の伸びが見込めない一方、歳出面では、少子高齢化社会の進展により、扶助費や介護・後期高齢者医療各会計繰出金の増や新市建設計画を平成 31 年度まで延長したことによる投資的経費の増などが見込まれており、今後もそうした状況を見据えて財政運営を行う必要があります。

《主な歳入の見通し》

- 自主財源の根幹となる**市税収入**は、税制改正による個人住民税の均等割りや軽自動車税の税率見直しによる増はあるものの、生産者人口の減少や地価の下落等により、全体的には横ばいで推移する見通し。
- 譲与税・交付金**は、消費税率引上げに伴い地方消費税交付金が増加する見通し。
ただし、平成 27 年 10 月からの引き上げについては現時点では見込んでない。
- 地方交付税**は、交付税総額における特別交付税から普通交付税への配分割合が見直されるものの、普通交付税の合併特例措置（合併算定替）が平成 27 年度から段階的に縮減されることから減少していく見通し。
- 市債**は、大型建設事業に連動して、26 年度と 28 年度に一時的に増加する見通し。

《主な歳出の見通し》

- 人件費**は、定員適正化計画に基づき減少する見通し。
- 扶助費**は、生活保護や障がい者自立支援給付をはじめとして、対象者の増大等に伴い、着実に増加していく見通し。
- 公債費**は、合併前後の生活基盤平準化のための事業に係る償還が終了することや、繰上償還や市債の発行抑制による財政健全化対策により減少する見通し。
- 投資的経費**は、当初の新市建設計画の期限であった平成 26 年度に一時的に集中する見通し。

《基金残高の推移》

- 平成 22 年度から平成 24 年度にかけて、合併特例債を活用した地域活性化基金 24 億円を造成したことから増加している。
- 基金残高は、平成 27 年度に最大の 58 億円となるものの、扶助費の着実な増加や普通交付税の段階的な縮減により、財源を年度間調整するため減少する見通し。

《市債残高の推移》

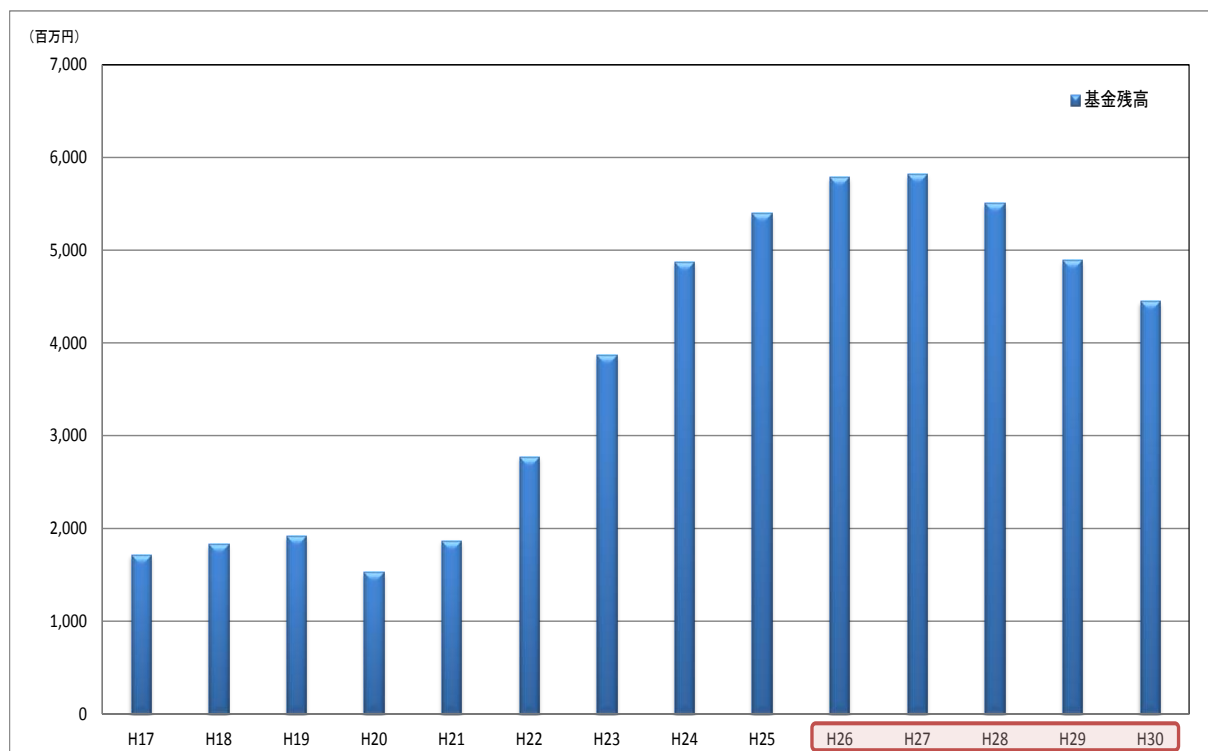
- 市債残高は、平成 22 年度から繰上償還や市債発行の抑制を実施したことにより、平成 25 年度に 237 億円となり、合併以後最少となる見通し。
- 平成 26 年度以降は、財源不足対策として発行する臨時財政対策債が増加することなどから増加する見通し。

《今後5年間の財政見通し（中期財政見通し）》

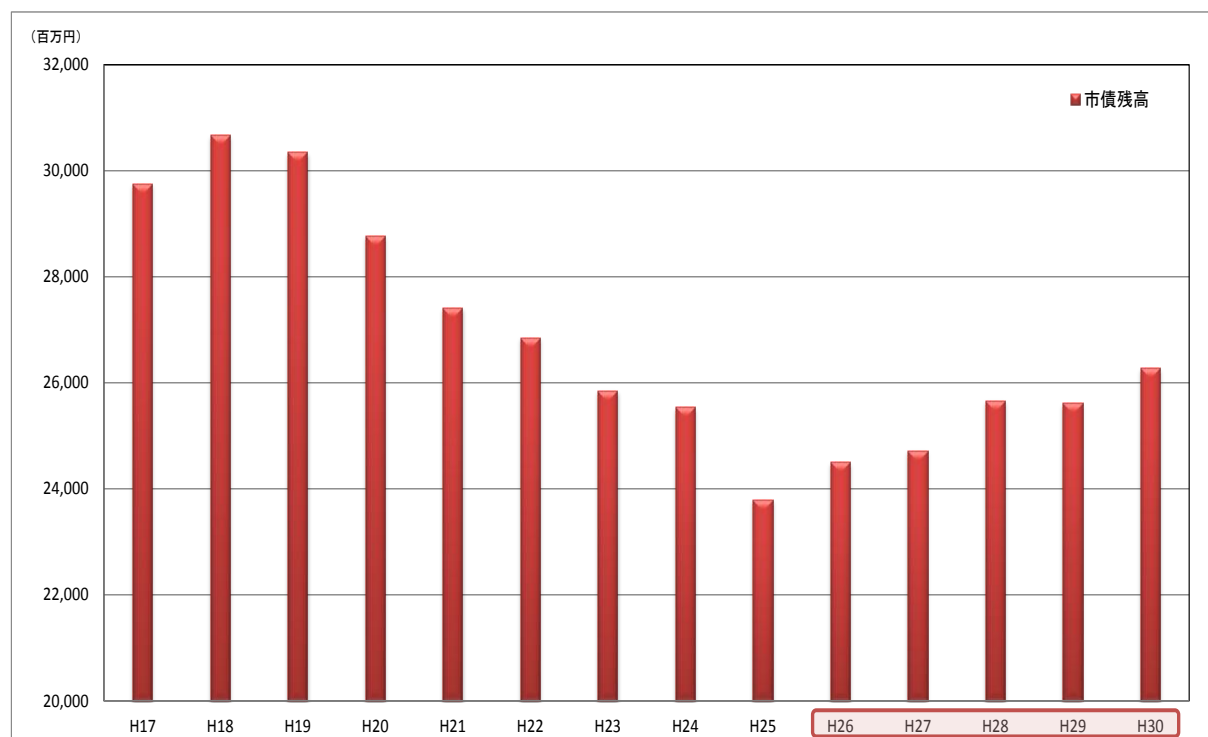
（単位：百万円）

区分		決算額		中期財政見通し				
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
歳入	市税	3,796	3,789	3,693	3,587	3,584	3,535	3,437
	譲与税・交付金	641	639	787	821	801	801	801
	地方交付税	9,271	9,573	9,194	9,042	8,711	8,407	8,149
	国県支出金	2,947	3,992	4,277	3,199	3,577	2,930	2,704
	市債	2,920	1,145	3,516	2,912	3,531	2,514	2,669
	繰入金	1	1	3				
	その他	1,923	2,061	2,186	1,418	1,415	1,412	1,409
	合計(a)	21,499	21,200	23,656	20,979	21,619	19,599	19,169
歳出	義務的経費	10,409	9,853	10,222	9,894	9,940	10,123	9,748
	人件費	3,942	3,797	3,860	3,680	3,609	3,603	3,519
	扶助費	2,860	2,823	3,221	3,146	3,262	3,383	3,508
	公債費	3,607	3,233	3,141	3,068	3,069	3,137	2,721
	投資的経費	2,681	2,765	4,328	3,184	4,047	2,322	2,453
	その他の経費	7,879	7,820	8,714	7,870	7,943	7,769	7,409
	物件費	2,442	2,552	2,921	2,668	2,693	2,670	2,647
	補助費等	1,499	1,746	2,366	1,882	1,833	1,507	1,376
	繰出金	2,650	2,696	2,910	2,810	2,901	3,070	3,057
	その他	1,288	826	517	510	516	522	329
	合計(b)	20,969	20,438	23,264	20,948	21,930	20,214	19,610
	要調整額(a - b)	530	762	392	31	▲ 311	▲ 615	▲ 441
	基金残高(年度末)	4,875	5,394	5,786	5,817	5,506	4,891	4,450
※基金残高=財政調整基金+減債基金+職員退職手当基金+地域福祉振興基金+地域活性化基金								
市債残高(年度末)	25,536	23,787	24,499	24,721	25,656	25,611	26,276	
プライマリーバランス	687	2,088	▲ 375	156	▲ 462	623	52	
※公債費-市債								

《基金残高の推移》



《市債残高の推移》

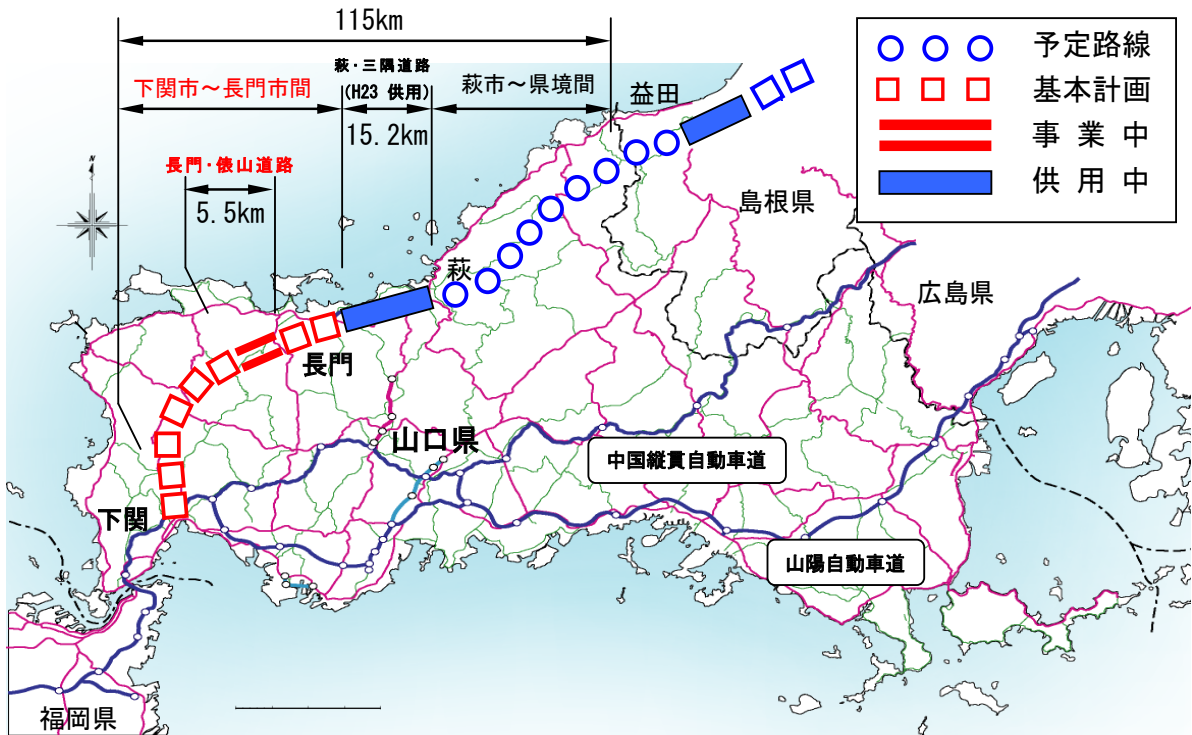


(3) 市全体としてのまちづくりは進んだか。

■市道等の整備路線状況（整備中含む）

区分\事業	辺地対策事業	過疎対策事業	その他補助交付金事業 (臨時地方道路含む)	市単独事業
道 路	七重線 熊ヶ畑線 八幡線	上郷大神宮線 板持只の浜線 青海線 湯町東線 北山千畳敷野田線 古市農市園線 山崎線 本郷畑線 松崎線 青村津黄線 仏崎線 山中線 野田後畑線 東大坊岡田ヶ浴線 本郷泉線 土手正楽寺線 豊原小島線 向山線 大内山上畑下線 上政線 駅通杣地線 小長井線 稲石上小田線 中山池田線 下宗頭兎渡谷線 南方大浦線	砂取中太の河内線 大清水石尺線 長門市駅前線 白潟緑ヶ丘線 新開町中学校線 土手正楽寺線 柳ヶ坪線 湊埋立12号線 湊中央2号線 大ヶ峠線 湯本線 参宮線 深川中学校西線 仙崎小浜線 大津高真名ヶ崎線 上川西6号線 平迫座頭線 上政線 上藤中2号線 沢江線 大浦北線 南方大浦線 板持団地線 清水場線 長門高網田線 鬼崎線 本郷畑線 大迫西線 天神十王堂線	南原3号線 上政線 仙小裏1号線 十楽線 旭町線 湊5号線 床十楽線 西中村線 土手正楽寺線 野稲田沖線 下中小野4号線 茅刈3号線 本郷南方線 新別名線 阿惣掛淵線 東町3号線 大津高真名ヶ崎線 能満寺百合ヶ峠線 中山池田線 沢江上げ線 津黄線 掛淵大坊線 長門高網田線 小野線 下立野上宮地線 立石文洋線 穴ヶ迫線 上藤中線 青海部落線 小目谷線 槇木線 新開町中学校線 湯本大寧寺線 稲石荒人線 塩屋白潟線 下沢江線 久原線
橋 梁		切板橋 東村橋 八千代橋 松声橋	網田跨線橋 大坊跨道橋 江の川橋 五十鈴橋 宮の横橋 十楽橋 床1号橋 高木橋	

《参考：山陰道整備促進（俵山道路）》



■市道舗装率の推移

(各年度4月1日現在／単位：％)

地区	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
長門地区	94.6	94.6	94.6	95.3	95.3	95.9	95.9	96.0	96.0	96.1
三隅地区	87.2	88.6	89.2	89.2	89.2	89.2	89.3	89.3	89.3	90.9
日置地区	90.2	90.2	90.2	90.2	90.4	90.4	90.5	90.5	90.5	90.5
油谷地区	88.6	89.1	89.1	89.1	89.1	89.1	89.6	89.6	89.7	89.9
合計	90.6	90.9	91.0	91.2	91.2	91.4	91.6	91.6	91.7	92.0

■水道の給配水状況

(各年度末現在／単位：人・千m³・%)

区分\年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
給水人口	38,608	38,196	37,713	37,313	36,818	36,217	35,668	35,054	34,488	33,972
年間配水量	5,803	5,787	5,629	5,153	5,181	5,241	5,273	5,118	5,086	4,845
年間給水量	4,795	4,696	4,643	4,365	4,377	4,441	4,385	4,192	4,097	3,889
有収水量率	82.6	81.1	82.5	84.7	84.5	84.7	83.2	81.9	80.5	80.3

■水道の整備状況（整備中含む）

区分\	事業名
浄水場	下川西浄水場処理施設整備事業 田上浄水場整備事業 湯本浄水場整備事業
配水管等	長門地区配水管改修事業 三隅地区配水管改修事業 日置地区配水管改修事業 油谷地区配水管改修事業 三隅下地区簡易水道、水量拡張事業 日置地区簡易水道布設区域拡張事業 久津配水池設置事業 蔵小田配水池設置整備事業 大迫配水池設置整備事業 新配水池整備事業 上川西、湯本
その他	テレメーター改修事業（日置地区） 水道施設計装機器補修（油谷地区）
ダム	深川川総合開発事業 大河内川ダム建設事業 辻並川総合開発事業 湯免ダム建設事業

■下水道（農集・漁集含む）の普及状況

（各年度末現在／単位：人・％）

区分\年度		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
公共下水道	処理人口（定住）①	17,592	17,548	18,004	18,333	18,129	18,200	18,139	17,978	17,746	17,582
	水洗化人口（定住）②	15,738	15,952	16,304	16,637	16,748	16,511	16,537	16,532	16,513	16,436
	水洗化率②／①	89.5	90.9	90.6	90.7	92.4	90.7	91.2	92.0	93.1	93.5
漁業集落排水	処理人口（定住）①	2,870	2,763	2,688	2,614	2,557	2,456	2,401	2,326	2,237	2,158
	水洗化人口（定住）②	2,620	2,446	2,295	2,159	2,195	2,142	2,083	2,034	1,985	1,923
	水洗化率②／①	91.3	88.5	85.4	82.6	85.8	87.2	86.8	87.4	88.7	89.1
農業集落排水	処理人口（定住）①	8,092	10,225	11,145	11,074	11,962	11,747	11,564	11,316	11,150	10,971
	水洗化人口（定住）②	7,014	7,837	8,812	9,239	9,327	9,858	9,686	9,553	9,436	9,330
	水洗化率②／①	86.7	76.6	79.1	83.4	78.0	83.9	83.8	84.4	84.6	85.0
合計	処理人口（定住）①	28,554	30,536	31,837	32,021	32,648	32,403	32,104	31,620	31,133	30,711
	水洗化人口（定住）②	25,372	26,235	27,411	28,035	28,270	28,511	28,306	28,119	27,934	27,689
	水洗化率②／①	88.9	85.9	86.1	87.6	86.6	88.0	88.2	88.9	89.7	90.2

■地区別の水洗化率

地区\年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
長門地区	89.2	89.2	90.8	90.0	90.0	90.8	91.9	92.3
三隅地区	87.8	85.2	84.1	88.7	88.4	88.9	88.7	88.9
日置地区	83.1	92.7	88.2	90.4	91.6	91.5	92.2	92.0
油谷地区	54.7	83.8	58.7	67.9	69.0	70.8	71.4	73.2

■下水道（農集・漁集含む）の整備状況（整備中含む）

区分\	事業名
施設整備	農業集落排水事業（長門地区）渋木・真木地区における下水道整備 公共下水道整備事業（長門地区）下水道未整備地区の面整備促進 東深川浄化センター施設整備事業 特定環境保全公共下水道事業（長門地区）大泊・三ヶ村・境川地区での下水道整備 農業集落排水事業（日置地区）日置北部地区における下水道整備事業 処理施設、管路、

	<p>ポンプ施設等の整備</p> <p>農業集落排水事業（油谷地区）油谷中央処理区の整備</p> <p>漁業集落排水事業(油谷地区)伊上、久津、大浦、川尻、立石、津黄地区については計画見直しにより集合処理から個別処理へ変更</p>
維持補修	農業集落排水・漁業集落環境整備事業（三隅地区）下水施設老朽化に伴う農業集落排水施設、漁業集落排水施設の維持・補修
管路移設	管路移設工事（三隅地区）県道野波瀬港線の改良に伴う埋設管路の移設工事

■漁港等の整備状況

区分\事業	広域漁港整備事業	地域水産総合衛生管理対策推進事業	単県農山漁村整備事業	その他事業
防波堤、護岸等	<p>通地区（防波堤、岸壁）</p> <p>湊漁港（北防波堤、北護岸、突堤、岸壁、取付護岸）</p> <p>大浦漁港（防波堤、中突堤、防波護岸等）</p>	<p>仙崎漁港（防波堤）</p> <p>津黄漁港（幸浦防波堤改良、幸浦防波堤新設）</p>		立石漁港（防砂堤）
漁港施設整備	大浦漁港（係留施設、野積場等）	仙崎漁港（漁港用造成地、係留施設、輸送施設、洗浄施設、水産鮮度保持施設、市場建設、海水殺菌装置等）	<p>黄波戸漁港（用地舗装）</p> <p>湊漁港（用地舗装）</p> <p>久津漁港（用地舗装）</p> <p>掛淵漁港（用地舗装）</p>	<p>大泊東地区（海岸保全）</p> <p>大日比地区（防波堤）</p> <p>川尻漁港（施設補修）</p>
漁礁等			長門地区（間伐材漁礁）	<p>大浦、立石、津黄地区（築いそ）</p> <p>長門地区（人口山脈、人工礁）</p> <p>通、仙崎、久津、久原、掛淵地区（保護礁・育成礁）</p> <p>通、大浦地区（生産礁）</p>

■公園の整備状況

区分\	事業名
公園	ながとスポーツ公園整備事業（多目的広場、グラウンドゴルフ等の整備）

■新エネルギーの活用状況

区分\	事業名
太陽光	住宅太陽光発電システム設置事業（住宅太陽光発電の設置者へ助成）H18 打ち切り、H25 再開 大規模太陽光発電事業（メガソーラー事業） ・滝ノ下スポーツ公園用地土地貸付（株）エネルギー・ソリューション・アンド・サービス：発電所出力約 1,960kW ・日置地区公共残土処分場用地土地貸付 ヤマネ鉄工建設（株）：発電所出力約 2,000kW（うち市有地分約 1,500kW） ・油谷干拓用地土地貸付（株）フジックス：発電所出力約 1,434kW
その他	次世代自動車充電インフラ整備促進事業（蓄電式急速充電器の設置（箇所：青海島シーサイドスクエア、里山ステーション俵山）） 小水力発電導入事業 阿惣ダム：発電所出力約 50kW 以下（売電のみ）

■地籍調査事業の進捗状況

（進捗率／単位：％）

区分\年度	合併時	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
長門地区	—	11.44	12.43	13.72	14.22	16.03	17.05	18.61	19.20	21.44
三隅地区	—	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
日置地区	—	43.27	46.74	49.26	51.51	53.85	56.46	61.10	62.34	63.44
油谷地区	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
長門市全体	—	54.50	55.36	56.23	56.73	57.81	58.58	59.84	60.25	61.36

* 調査済面積 / 要調査面積



■防災体制等の整備状況（整備中含む）

事業名\	事業概要
防犯灯設置事業	<p>夜間時の犯罪を抑止し、安心して暮らせる生活環境を整備するため、防犯灯の設置を行う。設置は市が行うが、設置後の維持管理を自治会が行う公設民営と市が維持管理も負担する公設公営がある。平成 23 年度以降、設置後の電気代負担の軽減等を図るため、防犯灯は LED 電灯を採用している。</p>
交通安全施設整備事業	<p>交通事故の防止、減少を図るため、特に交通事故が多発している道路、通学路で危険な箇所を優先的にガードレール、カーブミラー等交通安全施設の整備、修繕を行う。</p>
山口県総合防災情報ネットワークシステム構築事業	<p>山口県総合防災情報ネットワークシステム構築事業に対する負担金（地上系・衛星系の無線を更新）</p>
河川洪水ハザードマップ作成事業	<p>住民が的確かつ迅速な避難行動ができるよう、市内 6 つの水位周知河川において、大雨の増水等により洪水が発生した場合の浸水想定区域及び浸水深を示した河川洪水ハザードマップを作成し、関係自治会の各家庭に配布する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深川川 ・木屋川 ・三隅川 ・掛淵川 ・大坊川 ・泉川
地震防災マップ作成事業	<p>住民の防災意識の向上を図り、住宅等の耐震化を効果的に推進するために、本市において大きな被害をもたらす可能性がある地震が発生した場合の各地域における揺れやすさ等をまとめた地震防災マップを作成し、市内の各家庭に配布する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揺れやすさマップ ・地域危険度マップ
防災等メールシステム構築事業	<p>住民等の安心・安全な生活を確保するため、迅速に防災情報や防犯情報を登録者に電子メールにより配信するシステムを構築する。</p> <p>特に、今では一般的に普及している携帯電話に電子メールを配信することにより、タイムリーに情報提供を行うことができる。</p>
全国瞬時警報システム整備事業	<p>住民に対して迅速かつ適確な情報を提供し、住民の生命及び財産の安全を確保することを目的として、緊急地震速報や弾道ミサイル、武力による有事情報など対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を衛星系ネットワーク・地上系ネットワーク経由で受信する J-ALERT 専用小型受信機を整備し、施設内表示装置及び外部システムへ情報伝達を行う。</p> <p>消防庁から配信される情報（受信情報）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護情報 ・緊急地震速報 ・気象予警報 ・地震情報 ・津波情報 ・火山情報 <p>受信情報のうち長門市防災等メールに自動配信される情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護情報 ・緊急地震速報 ・津波情報 																					
<p>非常用通信設備等整備事業</p>	<p>災害時に孤立可能性がある集落に災害時の非常用通信手段として衛星携帯電話とそのバッテリーを充電する発電機を整備し、防災連絡体制の強化を図る。</p> <p>衛星携帯電話（8台）及び非常用発電機（8台）の整備場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内8自治会 長門地区：黒川 三隅地区：杉山・樅の木、小島、正楽寺 日置地区：矢ヶ浦 油谷地区：有宗、大浦西、油谷 																					
<p>自主防災組織育成事業</p>	<p>地域における防災活動の重要性、自主防災組織の必要性は極めて高いことから、自主防災組織の育成を支援し、地域防災力を強化していく。</p> <p>【補助金対象事業】</p> <p>設立推進に関する事業 20,000円（上限額）</p> <p>防災資機材整備に関する事業 130,000円（上限額）</p> <p>[自主防災組織一覧表]</p> <table border="1" data-bbox="491 1249 1358 1637"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>設立年月日</th> <th>構成自治会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯町区自主防災隊</td> <td>S56.5.1</td> <td>俵山湯町区</td> </tr> <tr> <td>通地区自主防災組織</td> <td>S57.4.1</td> <td>通1区～16区</td> </tr> <tr> <td>田屋区防火隊</td> <td>H9.8.2</td> <td>田屋区</td> </tr> <tr> <td>河原区防災組織</td> <td>H17.12.1</td> <td>河原区</td> </tr> <tr> <td>仙崎地区自主防災会</td> <td>H19.10.12</td> <td>祇園町区、新開町区、新屋敷町区、鳥越1区、鳥越2区、白潟1区、白潟2区、白潟3区、錦町区、旭町区、幸町区、新町区、中新町区、鍛冶屋町区、今浦町区、州崎町区、北本町区、本町区、栄町区、南町区、青海区、大泊区、大日比区</td> </tr> <tr> <td>板持3区自主防災会</td> <td>H24.7.1</td> <td>板持3区</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	設立年月日	構成自治会	湯町区自主防災隊	S56.5.1	俵山湯町区	通地区自主防災組織	S57.4.1	通1区～16区	田屋区防火隊	H9.8.2	田屋区	河原区防災組織	H17.12.1	河原区	仙崎地区自主防災会	H19.10.12	祇園町区、新開町区、新屋敷町区、鳥越1区、鳥越2区、白潟1区、白潟2区、白潟3区、錦町区、旭町区、幸町区、新町区、中新町区、鍛冶屋町区、今浦町区、州崎町区、北本町区、本町区、栄町区、南町区、青海区、大泊区、大日比区	板持3区自主防災会	H24.7.1	板持3区
名 称	設立年月日	構成自治会																				
湯町区自主防災隊	S56.5.1	俵山湯町区																				
通地区自主防災組織	S57.4.1	通1区～16区																				
田屋区防火隊	H9.8.2	田屋区																				
河原区防災組織	H17.12.1	河原区																				
仙崎地区自主防災会	H19.10.12	祇園町区、新開町区、新屋敷町区、鳥越1区、鳥越2区、白潟1区、白潟2区、白潟3区、錦町区、旭町区、幸町区、新町区、中新町区、鍛冶屋町区、今浦町区、州崎町区、北本町区、本町区、栄町区、南町区、青海区、大泊区、大日比区																				
板持3区自主防災会	H24.7.1	板持3区																				
<p>津波避難周知啓発事業</p>	<p>市内の避難所を市民の方々へ日頃から認識していただくため、避難所に避難所表示板（海拔入り）を設置するとともに、東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波災害を踏まえ、津波被害を軽減するための対策として、市道上にある標識柱や電柱などに避難時の目安となる海拔表示板を設置して、住民の防災意識を高める。</p> <p>○避難所表示板設置</p> <p>長門地区 38箇所、三隅地区 35箇所、日置地区 13箇所、油谷地区 32箇所 合計 118箇所</p>																					

	<p>○海拔表示板設置</p> <p>長門地区 33 箇所、三隅地区 10 箇所、日置地区 5 箇所、油谷地区 20 箇所 合計 68 箇所</p>
防災行政無線整備事業	<p>災害が発生した場合に、災害の規模、災害現場の位置や状況を把握し、いち早く正確な災害情報や避難情報を住民に伝達する必要があるため、災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的として防災行政無線施設を整備する。</p>
告知端末機整備事業	<p>旧郡部の地区には告知端末機が整備されているが、老朽化に伴い順次更新する必要がある、急を要する三隅地区から更新(H25)することとした。</p> <p>また、防災の観点からも市内全域に統一的な告知システムの構築が必要であることから、告知端末機が整備されていない長門地区の災害時に孤立する可能性がある地域から順次整備(H26～)することとし、長門地区の整備が完了次第、日置、油谷地区の告知端末機を更新(H30～予定)する。</p>

■ ゴミ収集事業の状況

種別\地区	長門地区	三隅地区	日置地区	油谷地区
燃えるごみ	週 2 回(古紙類含む)	週 3 回	週 2 回	週 2 回(古紙類含む)
燃えないごみ	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回
資源ごみ	月 2 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回
粗大ごみ	年 4 回	年 12 回 (月 1 回)	年 4 回	年 4 回
古紙類	—	月 1 回	月 1 回	—

■6次産業の推進からながと成長戦略の推進までの施策の実施状況

事業名		事業概要
6次産業の推進	農林畜産業	
	県営中山間地域総合整備事業	自然的、経済的、社会的条件に恵まれず土地利用型農業の生産条件が不利な本地域は、農業の構造改善を進めにくい状況にあり、加えて人口の流出・高齢化等の進行により、農業・農村における活力が失われつつある。よって、この様な農業の生産が不利な地域の実情を踏まえ、地域の立地条件に沿った農業の展開方法を探り、農業生産基盤、農業生活環境基盤等の整備を総合的に行うことで、農業を中心とした地域の活性化を図る。
	団体営ため池整備事業	老朽化や漏水等により危険ため池に指定されたため池において、ため池堤体・洪水吐・取水設備の改修を行うことで、決壊時の下流公共施設、家屋や農地への被害を防止を図る。 (関連事業：県営ため池等整備事業)
	農地・水保全管理 支払交付金事業	【目的】 地域ぐるみで行う農地や農業用水等の生産基盤、農村の景観や生態系などの農村環境の保全と質的向上を図る共同活動、水路等の施設の長寿命化を図る向上活動に支援し、農村地域の振興を図る。 【内容】 農業者・地域住民から構成された活動組織に対して、交付金を交付する。各活動組織への交付金の交付事務は、山口県農地・水・環境保全向上対策協議会が行い、市は交付金額の25%を補助する。(補助率 国50%、県25%、市25%)
	シカ被害防止対策事業	【目的】 林家が所有する山の造林木をシカの被害から守るため、林地用のシカ防護柵を要望した林家へ補助金を交付し、造林木の被害防止を最小限にする。 【内容】 事業費の大きなシカ柵設置(事業費1,000千円以上=1件当たり補助額が50千円以上)について、事業費の5%以内を市嵩上げ補助を実施し、林家個人が実施する小規模なシカ柵設置については1m当たり600円以下の補助を実施。 ※大規模シカ柵設置に係る補助は平成25年度から実施。
	有害鳥獣捕獲対策事業	市内各地で有害鳥獣による農林作物被害が出ており被害も深刻化していることから、その軽減対策として有害鳥獣捕獲隊(猟友会)に有害鳥獣の捕獲を委託する。 これにより、農林作物被害を減少させ、農林業に携わる方の生産意欲や所得の確保・向上等林業の振興につなげる。 捕獲奨励金の支給により猟友会の捕獲意欲向上に努めるとともに、狩猟登録等に係る経済的負担の軽減にも努め、猟友会の高齢化対策や捕獲強化を図る。
市有林造林事業	市有林を計画的に保育することにより、森林資源を市の財産として形成する。 また、森林整備を行うことにより、水源の涵養や二酸化炭素吸収源の役割など、森林の持つ公益的機能が向上し、木材を供給することにより、市の収入に寄与するとともに、持続可能な資源としての利用促進を図る。	

林道維持管理事業	林道の維持管理業務については、生活道的要素を含む林道は草刈業務や補修工事等により、通行の利便性の維持向上に努める。また、林業専用的な林道については、コンクリートを地元共有林関係者等に支給することにより森林施業への利便性向上を図る。
単県農山漁村整備事業	農山漁村における生産基盤整備及び生活環境基盤整備の促進を図るための事業を行う。
単独土地改良事業 補助金交付事業	土地改良区、農業協同組合その他市長が認める団体又は2名以上の受益者が行う土地改良事業へ補助金を交付し、農業生産力の向上と農業の近代化を促進する。
畜産堆肥活用持続型農業推進事業	水稻栽培を将来にわたって安定的に維持するため、市内で豊富に生産される畜産堆肥の散布を担う団体に対し補助金を交付することにより、農業者の畜産堆肥の利活用を容易にし、安全で美味しいお米の生産拡大と低コストで持続性の高い生産方式への転換を図る。
鳥獣被害防止対策事業（単市）	<p>【目的】 農地の所有者・耕作者が鳥獣被害防止対策として設置する防護柵の経費について補助し、イノシシ、サル、鳥類等の有害鳥獣からの農作物被害を防止し、農作物の生産及び農家経営の安定を図る。</p> <p>【内容】 鳥獣被害防止対策として設置する、電気柵・トタン板・フェンス等の資材に係る経費に対して、補助金を交付する。（補助率 市：1/5）</p>
地産地消推進事業	<p>【目的】 農産物の生産拡大の施策を実施し、加工品販売に向けた支援を行うことにより、生産を販売に結びつけ、農家所得の拡大を図る。また、やまぐち味な旅展開事業等観光と一体となった取り組みによる、長門にしかない地域資源の魅力を市内外に発信する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工品販売の講習会開催 ・種苗購入費補助 ・小規模ビニールハウス設置補助 ・加工品コンクールの開催 ・「やまぐち味な旅」の展開に向けた事業費負担金 ・長門地域地産・地消推進委員会負担金

	就農円滑化対策事業	<p>【目的】 農業従事者の高齢化及び担い手不足等の実情に鑑み、国の農業担い手育成支援施策の拡充強化方針に沿った新規就農希望者及び指導農家等への農業研修費助成や新たに農業経営を開始した者への経営安定化に向けた支援を行うことにより、将来における地域農業の担い手確保及び育成に努め、新規就農者の経営意欲の向上を図る。</p> <p>【内容】 農業経験がなく、生産基盤が弱い新規就農者に対し、一定期間の研修を行い、栽培技術・知識の習得を支援するとともに、経営開始に必要な機械器具等を整備する場合に必要な経費を助成する。</p>
	農業支援センター運営費補助	<p>農業者の高齢化や担い手不足、また耕作放棄地の増加等に対応するため、集落営農組織を基盤とする法人や認定農業者の育成を進める組織の拠点として、県、市、JAが一体となって活動する農業支援センターを運営する。</p>
	長門市農地集積協力金事業	<p>農業者が急速にリタイアすることが見込まれることから、地域内の農業・農地を守る計画を地域内で話し合いを行い、担い手となる経営者へ集積することで、その地域の農地を守り地域農業の体質強化を図るため、協力金を交付する。</p> <p>(関連事業：ながと成長戦略推進事業 一市一農場)</p>
	優良繁殖雌牛導入事業	<p>優れた黒毛和種繁殖雌牛を導入し、優良種雄牛との交配により市内産黒毛和種の改良を促し品質向上を図る。</p> <p>優良系統繁殖雌牛の貸付 (1頭上限 60万円) 優良系統繁殖雌牛の導入補助 (1頭40万円を上限に1/3を補助)</p>
	畜産環境保全対策事業	<p>畜産が環境に及ぼす影響に配慮し、畜産農家に対する環境意識の啓蒙を図り、畜産経営の安定的発展と地域の生活環境の改善を図ることを目的として、殺虫剤・消毒薬等の購入に対して助成する。(補助率 市：1/4)</p>
	肥育素牛購入費補助	<p>市内で生産された肥育素牛を公の市場で購入し、肥育する農家へ対して購入費を補助することで、肉用牛の地域一貫生産体系を推進する。</p> <p>1頭当たりの補助額 20,000円</p>
	農産物等直売実証実験店舗運営事業	<p>長門市の地産地消の推進及び農業振興等を図るため、農産物等の生産販売についての実証実験を実施し、長門市農産物等直売施設整備に向けての検証等を行うものとする。</p>
商工業	農商工連携推進支援事業	<p>【目的】 大消費地(首都圏・大阪・福岡等)で開催される商談会や販売会への参加を支援することで、市内製造業の製品販路拡大を図る。</p> <p>【内容】 山口県物産協会と連携した販売会における物産販売やおいでませ山口館(東京)を活用した特産品フェア(仙崎・長門フェア)の開催、販路拡大セミナー等を実施する。</p>

地域雇用創出事業	<p>【目的】 雇用失業情勢の厳しい現下において、継続的な雇用を創出する地元企業を直接支援し、地域の雇用機会の確保・拡大を図る。</p> <p>【内容】 正社員1人あたりの新規雇用の月から12ヶ月間に支払った賃金の2分の1以内を補助する。(補助額上限 1人あたり100万円、30歳未満の場合は1人あたり120万円)</p>
高齢者就業機会確保事業	<p>高齢者の能力を積極的に活用することにより就業の機会を確保し、雇用を促活力ある地域づくりに寄与するために(公社)長門市シルバー人材センターの運営を支援する。</p>
長門商工会議所・商工会補助事業	<p>【目的】 地域の総合経済団体であり、かつ、中小企業政策の中核的実施機関である長門商工会議所及びながと大津商工会に対して、補助金を交付することで、地域中小企業の活性化の促進を図る。</p> <p>【内容】 長門商工会議所及びながと大津商工会が行う事業について補助金を交付する。</p>
地域商業活性化支援事業	<p>【目的】 ながと大津商工会が行う地域振興券の発行に対して補助金を交付することで、合併に伴う周辺地域の商業振興を図る。</p> <p>【内容】 1枚1,000円の地域振興券(商品券)を900円(10%割引)で、30,000枚を2回に分けて販売することで、3千万円の地域内消費に繋げる。</p>
長門市中小企業長期経営安定資金融資保証料補助事業	<p>【目的】 中小企業者に対する長期資金の融資が円滑に行われるよう信用保証料を市が全額負担することで、市内の中小企業者の経営の安定を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>補助要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入の目的は、運転資金または設備資金とする ・市の区域内に1年以上の経歴があり、市税の滞納がないこと <p>借入要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1企業者の限度額は、7,500,000円 ・期間は、運転資金、設備費金とも7年以内

	長門市中小企業長期経営安定資金融資預託金	<p>【目的】</p> <p>中小企業者に対する長期資金の融資が円滑に行われるよう長門市中小企業長期経営安定資金を融資している市内金融機関を支援することで、市内の中小企業者の経営の安定を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>長門市中小企業長期経営安定資金を融資している市内金融機関に対して、融資残高の1/5を1年間無利子にて預託する。</p>
水産業	長門地区水産基盤ストックマネジメント事業	<p>水産基盤ストックマネジメント事業（老朽化診断）により機能保全計画を策定し、その計画に基づいて、老朽化が進行し保全工事の緊急性が高いものから順次、整備を行う。</p> <p>（関連事業：県営漁港水産基盤ストックマネジメント事業）</p>
	県営仙崎漁港特定漁港漁場整備事業	<p>仙崎市場周辺の係留施設やそれに隣接する道路・用地を嵩上げすることにより、高潮時の陸揚げ・準備作業の作業効率と安全性が確保され、漁港の一体的な利便性の向上を図る。</p> <p>また、大日比地区における防波堤の整備により波の静穏化を図り、漁業者の労働環境の改善と係船に伴う作業時間の短縮、船舶の耐用年数の延長を図る。</p>
	海岸堤防等老朽化対策緊急事業	<p>県営で実施される仙崎漁港大泊東地区海岸の海岸堤防等老朽化緊急対策事業の事業費負担金。老朽化した海側に張り出した路盤を直立消波ブロック等で改良する。</p>
	仙崎地方卸売市場建設事業	<p>仙崎漁港にある山口県漁協の荷捌き施設「仙崎地方卸売市場」は老朽化しているため、県漁協は国の広域水産物供給基盤整備事業を活用し高度衛生管理対応型の新市場を建設することとした。</p> <p>長門市は水産業の振興のため県漁協が行う仙崎卸売市場建設事業に係る支援を平成 22年度から行い、建設に係る経費に対し1/12（8.35%）の補助を行った。</p>
	漁港施設周辺環境整備事業	<p>単県農山漁村整備事業（再掲）により漁港周辺の環境整備を行う。</p>
	長門地域栽培漁業推進事業	<p>回遊性魚のヒラメ、マダイ及び定着性のあるクルマエビ、キジハタの中間育成・放流を実施し、水産資源を確保することにより、漁業経営の安定化を図る。</p>
	種苗放流事業	<p>資源管理型漁業の取り組みを強め、水産物の高付加価値化や安全供給を促進し、漁家経営の安定化を図るため、定着性の高い魚種の稚魚、稚貝の放流を行うため、種苗購入費を補助する。</p>
	大津豊浦地区水産環境整備事業	<p>山口県では、高級魚である「キジハタ」を有望な栽培対象魚種として、種苗の量産化等に取り組んできた。今後、キジハタ種苗の積極的な放流を進めるために、大津豊浦海域において魚礁の整備を行うことで、種苗の保護育成と資源の増大を推し進め、漁業者の所得向上を図る。</p>

環境・生態系保全活動支援事業	<p>藻場・干潟の有する多面的機能の健全な発揮を図るため、藻場・干潟等の地域資源を適切に管理する漁業者の活動を総合的に支援する。</p> <p>本市においては、平成 21 年度に長門市藻場保全対策協議会が設立され、漁業者を中心にウニ等の食害による藻場の減少を防ぐ活動が行われている。その水産資源回復活動のための支援制度である基金造成（山口県全体で造成）の支援（負担金）を行う。</p>
水産多面的機能発揮対策事業	<p>水産業・漁村の持つ多面的機能（安全で新鮮な水産物の安定的な供給、交流・教育の場の提供等）の効果的・効率的な発揮に資する取組が、適正かつ円滑に実施されるように、各活動グループの運営を支援し、水産物の再生、漁村の活性化を図る。</p> <p>「活動グループ」</p> <p>水域監視活動 長門西海域漁場監視グループ（大浦）</p> <p>藻場保全活動 通藻場保全グループ（通）</p> <p>長門東藻場保全グループ（仙崎）</p> <p>長門西藻場保全グループ（黄波戸・立石）</p> <p>大浦藻場保全グループ（大浦）</p> <p>海岸清掃活動 長門海岸清掃グループ（通、仙崎、小島、掛渕、久原、立石）</p> <p>魚食普及活動 長門魚食普及グループ（漁協女性部等）</p>
漁業後継者等育成事業	<p>漁協青壮年部連合会長門支部が行う活動（リーダー研修・漁家経営研修・魚食普及活動・漁業集落厚生活動）の補助を行い、漁業後継者の活動を促進することにより後継者の育成と浜の活力の増大に寄与する。</p>
ニューフィッシャー確保育成推進事業	<p>県漁業就業センター、漁協、市及び県が一体となって、全国から新規就業希望者の募集、研修及び就業までの一貫した支援体制を整備し、漁業就業者の確保、定着を促進することにより漁村地域の活性化を図る。</p> <p>新規就業者定着支援事業 研修者の研修支援費支給（月額 15 万円（県 1/2、市 1/2）但し親子同居の場合、支援額は 10 万円）</p>
長門市水産物需要拡大推進事業	<p>漁価の低迷、漁業従事者の高齢化、後継者不足等漁業を取り巻く状況が厳しい中、地域水産物の需要拡大を図ることにより、これらの状況の改善と漁業の振興を図る。</p> <p>事業を推進する組織として「長門市水産物需要拡大総合推進協議会」を平成 21 年度より設立し、事業展開を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚食普及事業 ・ながとお魚まつり開催事業 ・水産加工品販売促進事業 ・仙崎ブランド構築事業 <p>シンボル魚種育成事業・・・仙崎旬宣言 PR 活動</p> <p>鮮魚販売促進事業、仙崎新市場活性化事業、情報発信事業</p>



ながと成長戦略推進事業	安全・安心な食づくり推進事業	<p>【目的】行動計画 ②自然栽培米等の供給基地化及び⑩安心・安全な農水産物づくり 安心・安全な農産物の生産を追求した自然栽培米・完全無農薬有機肥料栽培米の実証実験を開始し、その一大供給基地を目指す。</p> <p>【内容】 耕作放棄地であった油谷の棚田 20a の圃場を活用し、「ひとめぼれ」と「きぬむすめ」を作付けし、無農薬栽培、化学肥料を一切使わない方法による栽培実証実験を行う。</p>
	伝統野菜等の販売戦略事業	<p>【目的】行動計画 ⑩安心・安全な農水産物づくり 本市伝統野菜について、食材の有益性を解りやすく市外に発信することにより認知度を高め、高付加価値化へつながるよう、テキスト化に取り組む。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テキスト化を進めるための調査 ・レシピ開発のための料理研究開催
	長州ながと和牛のブランド化事業	<p>【目的】行動計画 ③長州ながと和牛のブランド化「増頭対策」 飼養頭数の増頭を進めるとともに、長州ながと和牛のブランド化に向け、広報活動の更なる充実に取り組む。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湯本温泉宿泊施設での食材に対する支援・・・宿泊プランの造成 ・ふるさとまつりでのPR活動 ・肥育素牛購入費補助・・・増頭対策として、長門市産の子牛を購入し増頭した肥育農家に対して、30,000円/頭を補助
	農産物等直売実証実験店舗運営事業	<p>【目的】行動計画 ⑩地元直売所の整備 農産物等直売所の整備に向けて、生産者が農産物等の直売を実施し、生産・流通・販売の技術取得をすることに対して支援を行うとともに、農産物等直売所の整備に向けての検証等を行う。</p> <p>【内容】 長門市農産物等直売施設整備に向けての生産・流通・販売の技術取得、検証等を行うため、長門市深川湯本地内にあるJA長門大津所有の既存建物を利用して行う農産物等直売に係る運営費（設備リース経費、イベント経費、体験農園経費、出荷促進経費）について支援する。</p>
	ながと魚介類販促活動事業	<p>【目的】行動計画 ⑩安心・安全な農水産物づくり「水産物のテキスト化の推進」 市内で水揚げされる魚の中から代表的な魚種を選び漁法等を映像化し、長門産魚介類販促活動のツールとする。</p> <p>【内容】 本市の水産物のテキスト化を行うとともに、販路拡大に向けて販促活動に必要な旬(春・夏・秋・冬)の魚介類のPR用DVD（1魚種10分程度）を制作する。</p>
	水産物等直売実証実験	<p>【目的】行動計画 ⑩地元直売所の整備「水産物等直売実証実験店舗の運営」</p>

事業	<p>長門市産の水産物、加工品等の販売データ収集や消費者のニーズ調査を行うアンテナショップを青海島観光基地内のテナントに開設し、今後の販売戦略に活用するとともに、漁協女性部等の6次産業化に向けた活動（鮮魚、加工品、惣菜等の販売）を支援する。</p> <p>【内容】</p> <p>青海島観光基地内のテナント店舗について、魚介類販売及び調理販売の許可が取れるよう改装工事等を実施する。</p> <p>事業に係る人件費及び店舗の運営経費については、国の「緊急雇用創出事業臨時特例事業」を活用する。</p>
散策したくなるまちづくり推進事業	<p>【目的】行動計画 ⑭俵山地区の観光振興「相互の資産の連携と調和による面的整備」</p> <p>俵山温泉の古いまちなみを保存し、観光客が散策したくなる、また、住民も誇れる「景観修景」を目指し、俵山地区住民の自主的な取組を中心としたまちづくりを展開する。</p> <p>【内容】</p> <p>「景観修景を核とした観光まちづくり」の取組について、「本音」での意見交換を行い、計画、実践へとつなげていくための『俵山知恵だし会議』に対する補助を行う。</p>
仙崎まちなか金子みすゞギャラリー事業	<p>【目的】行動計画 ⑬仙崎地区の観光振興「長門が誇る自然と文化の魅力度向上施策」</p> <p>観光客をみすゞ通りに誘導し、金子みすゞ記念館を核としたまち歩きによって滞在時間を伸ばしてもらうことで、みすゞ通りの活性化を促すとともに、市民にとっても散策したくなるような空間を創出する。</p> <p>【内容】</p> <p>長門市在住のイラストレーター・尾崎眞吾氏のみすゞ詩画に金子みすゞの詩を添えたデザインパネルを作成し、みすゞ通りに面した民家の壁面に掲示する。</p>
戦略的情報発信事業	<p>【目的】行動計画 ⑬⑭⑮⑯観光振興「長門が誇る自然と文化の魅力度向上施策」</p> <p>民間のノウハウやアイデアを活用し、ターゲットやエリアを絞り、マスメディアを活用した情報発信を実施することで、長門市の認知度の向上を図るとともに、宿泊客の誘客促進を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>民間のノウハウやアイデアを活用するため、プロポーザル方式により委託先業者を選定マスメディア（旅行雑誌やウェブサイトなど）を活用した観光プロモーションについて、提案を求める。</p>
地域産品開発事業	<p>【目的】行動計画 ⑤長門の優れた特産品の開発と産地化の促進及び⑩安心・安全な農水産物づくり「テキスト化」</p> <p>地域特産の開発に向け、漁家や農家の女性グループ等を指導しながら、地域の埋もれた食資源を活用した食品、加工品を開発、又はリニューアルし、付加価値を付けた6次産業化を図る。</p> <p>開発商品については、農産物等直売施設等で販売を行い、地域の食として定着を図り、ネットを使った情報発信等を行っていく。</p>

	<p>【内容】</p> <p>食のワークショップ開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料理研究家による地域の食資源を活用した新たなレシピの開発 ・調理実習参加者及び試食参加者における地元の食資源の価値の再発見 ・テキスト化できた食材について、「レシピ」部分加筆による発信力のあるテキスト化
地域産品販路開拓事業	<p>【目的】 行動計画 ⑧販路開拓の推進「物産フェア、商談会への出店」</p> <p>ながと成長戦略検討会議の提言書で掲げられている「大都市圏への地域産品の販売強化」に向け、首都圏での地域産品の販路開拓を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>地元の食材及び加工品の販売促進するためのサンプルの持込み</p> <p>首都圏における販路開拓及び販路拡大のための活動</p>
ながと成長戦略検討会議開催事業	<p>【目的】</p> <p>有識者 8 人からなる「ながと成長戦略検討会議」委員並びに地元団体及び県等行政機関の戦略パートナーから、具体的な取組に係る助言・指導を頂戴し、より効果的な展開を図っていく。</p> <p>【内容】</p> <p>検討会議分野別ワーキンググループの開催 年 5 回</p> <p>検討会議全体会議の開催 年 2 回</p> <p>成長戦略調整監及び臨時職員の雇用</p>

■ながとブランドの取り組み

区分\	ブランド名	備考
農業	長門ゆずきち	「やまぐちブランド」に認定
畜産業	長州黒かしわ	「やまぐちブランド」に認定
	長州ながと和牛	長州ながと和牛のブランド化事業（増頭対策）
水産業	仙崎トロあじ	「やまぐちブランド」に認定（下関沖から萩沖までの「やまぐちの瀬付きあじ」として）
	仙崎ぶとイカ	

* 「やまぐちブランド」では、水産加工品として、仙崎かまぼこの「大和浜千鳥」、「千銀」も認定

■結婚、妊娠・出産、子育ての「切れ目のない支援」を行うための計画 + 関連事業

事業名	事業概要
<p>結婚支援</p> <p>縁結び大使設置事業 【切れ目のない支援計画掲載事業】</p>	<p>【目的】 未婚・晩婚化が進む本市において、どの地域にもいた世話やきさん（縁結び大使）を募集・登録し、サポーターとしての情報提供や相談対応、マッチングなどの結婚支援活動を行うことにより、各地域での結婚に対する意欲を醸成し、積極的に結婚を推進、また、結婚・妊娠・出産・育児に関する事前の情報提供を行うことで少子化対策を図る。</p> <p>【内容】 縁結び大使（地域の世話焼きさん）を募集・任命し、大使には独自のネットワークを駆使して出会いから成婚までの支援をする。 成婚報酬 1組につき10万円</p>
<p>縁結び対策事業</p>	<p>【目的】 晩婚化・少子化に歯止めをかけるため、独身の男女を対象に出会いの場を提供することを目的として、各種事業を実施することにより縁結びを支援する。</p> <p>【内容】 縁結びイベント、魅力アップセミナーの開催・・・市内の地域団体や飲食店等が開催する独身男女の出会いを目的としたカップリングイベント及び独身男女に自分を磨く場等を企画運営する団体に対して、経費の一部を補助する。 縁結びサークル・・・登録した独身男女に結婚に関する情報提供を行う。</p>
<p>妊娠・出産支援</p> <p>母子支援事業（マタニティーケア事業） 【切れ目のない支援計画掲載事業】</p>	<p>【目的】 ○母子支援事業 本市においては、都市部と比較して、保護者の両親などの同居者が身近にあり、妊婦や母子に対する援助者が多いと思われるが、1次産業従事者が多く、また、女性のパート就業者率も他地域と比較すると高い状況にあり、援助者が就業している状況である。集落も散居状況を示す中、妊娠・出産のステージにおいて、心身の不調や育児不安を生じやすい時期である、妊娠中及び産後4か月までの妊婦、母子に対し、地域の産科医療機関や地域の訪問介護事業所と協働の上、妊娠、出産育児不安の早期解消とその後の子育て情報の提供などのケアを含めた、産前産後のショートステイ及び産前のヘルパー派遣サービスを提供する。 この事業の創設により、現状では、ケアを受ける手段のない妊婦や母子にサービスの提供を行うことができ、次世代を育む家庭を支援し、支えあえる環境を整備する。</p> <p>○マタニティーケア事業 妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実を図るため、妊娠中及び産後4か月未満の心身の不調や育児不安の生じやすい時期に、「産前妊婦ショートステイ」「産後母子ショートステイ」を長門・萩医療圏の産科医、助産院の内、委託契約締結機関で実施。妊娠、出</p>

	<p>産育児不安の早期解消とその後の子育て情報の提供などを行い、児童虐待等の未然防止につなげる。</p> <p>○産前ヘルパー派遣事業（単独）</p> <p>切迫流産、つわり等により体調不良のため家事または育児を行うことが困難な世帯の妊婦負担を軽減し、次世代を育む家庭を支援し、支えあえる環境を整備する。</p> <p>【内容】</p> <p>○産前妊婦ショートステイ（1日3食、妊婦ケア、健康相談・指導等を提供）</p> <p>長門・萩医療圏の2産科医、1助産所のうち、委託契約を締結の機関において事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦への心身のケア ・妊娠、出産、産後の育児に関する情報提供 <p>○産前ヘルパー派遣事業（単独）</p> <p>対象家庭へ、食事の準備等の家事や保育及び育児補助などを行うためのヘルパーを派遣するサービスを提供する。</p> <p>対象者 産前の母親で適切に家事、育児等を行う者が他にいない世帯</p> <p>対象期間 出産予定日の8カ月前から出産日まで</p> <p>派遣時間 月曜日から日曜日までの毎日（年末年始を除く） 8：30 から 18：00 まで</p> <p>利用回数 1日1回、1回当たり2時間、20回以内</p>
<p>子ども食育事業（妊婦対象分）</p> <p>【切れ目のない支援計画掲載事業】</p>	<p>【目的】</p> <p>妊婦を対象に、ファーストフードなどに偏りがちな食生活を見直し健康保持と安定した出産、また、その後の育児に繋げるための、地域食材を利用したクッキングスクールを開催する。妊婦の集いの場を作ることで、それぞれの交流と情報交換の場の造成にも寄与する。</p> <p>【内容】</p> <p>既存の食育推進事業と子育て支援をマッチングさせ、妊婦を対象とした以下の取組を実施する。</p> <p>○地域産魚食普及講習会</p> <p>長門市産の「仙崎ぶとイカ」「仙崎トロあじ」「仙崎だるま鯛」をはじめとした健康にいい魚介を使った魚食を、栄養バランスが必要な時期である妊婦に対し講習する。ボランティア組織である「長門市食生活改善推進協議会」に委託し実施する。</p>
<p>母と子の健康診査事業</p>	<p>【目的】</p> <p>母性及び乳幼児期の健康の保持及び増進を図るために、保健指導や健康診査を実施し、疾病異常の早期発見や健康な発達のための指導・助言を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○妊婦健康診査</p>

		<p>14回の妊婦健診により、異常の早期発見と対応、及び妊婦自身の健康管理を図る。</p> <p>○一般不妊治療費助成</p> <p>不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用の治療費の一部を補助し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。</p>
	歯科健康診査事業	<p>【目的】</p> <p>これから母親になる妊婦を対象に歯科健診を実施し、う歯及び歯周病の早期発見、治療に結びつける。</p> <p>【内容】</p> <p>○妊婦歯科健康診査</p> <p>妊婦を対象に、歯周疾患の早期発見、早期治療により口腔内環境の改善を図る。</p>
子育て支援	次世代育成支援対策事業	<p>【目的】</p> <p>乳児期の育児や栄養について正しい知識を身につけ、育児不安を解消するための育児学級や育児相談を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>○すくすく・もぐもぐ赤ちゃん教室</p> <p>生後4・5カ月児（第1子）の保護者に対して、これから始まる予防接種や離乳食等について知ってもらうすくすく赤ちゃん教室と、生後6・7カ月児（第1子）の保護者に対して、誤飲・転落等よくある事故を防止するための注意、離乳食の進め具合等について知ってもらうもぐもぐ教室を実施。</p> <p>第1子以外でも、希望者は参加可能。</p> <p>○母子保健推進活動</p> <p>妊婦や乳幼児の家庭訪問、子育て輪づくり活動を通じて妊婦及び乳幼児の健康づくりを推進する活動を長門市母子保健推進協議会に委託。（長門市母子保健推進員 93人）</p> <p>○育児相談</p> <p>乳幼児の身体測定及び発育・発達・栄養チェック、子育ての悩み等の相談を実施。</p>
	母と子の健康診査事業	
	【再掲】	<p>【目的】</p> <p>前記に同じ</p> <p>【内容】</p> <p>○1歳6か月児・3歳児健康診査</p> <p>健診を通じ、心身障害の早期発見と対応、及び生活習慣等の育児指導を行う。</p> <p>○乳児健康診査</p> <p>生後1・3・7カ月児の健康診査を医療機関に委託して行う。</p>
	歯科健康診査事業 【再掲】	<p>【目的】</p> <p>乳幼児の子育て時に自分と子どもの両面から健康な歯の重要性やむし歯予防方法を学ぶことで、生涯を通じた歯の健康づくり習慣を身につけてもらい、う歯、歯周病罹患率を</p>

	<p>減少させ、生活の質の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>○むし歯予防教室</p> <p>7ヶ月以上の未就園児とその保護者を対象に、歯科衛生について正しい知識を身につけてもらうために、むし歯予防教室を開催。</p>
<p>知ってもらおう事業（少子化対策ホームページ開設事業）</p> <p>【切れ目のない支援計画掲載事業】</p>	<p>【目的】</p> <p>これまで、長門市が「長門市次世代育成支援行動計画（後期計画）」により、平成22年度から実施してきた事業に併せ、前述の事業について、周知・徹底を図り、併せて、交通不便地域が多く散居状態の集落が多在する本市の現状の中で、窓口まで出向けない市民に向けた各種サービスや専門機関の紹介、相談体制の構築ができるよう、公設公営のケーブルテレビを利用した自主放送番組の作成と併せ（他事業で実施）、番組の短縮編集による動画のアップや、メール相談が可能な、結婚・妊娠・出産・育児を包括した総合ポータルサイトを構築し、対象者との絆を結ぶ。なお、相談・質問の状況によっては、直接訪問を行う体制も併せ、構築する。</p> <p>【内容】</p> <p>市民等が、結婚・妊娠・出産、子育てまでの最新情報を総合的に取得できるような、支援ポータルサイトを作成する。ルート上の各サイトでは、メールでの質問受付が可能な形とし、各担当によりFAQ作成までが行える形とする。</p> <p>また、長門市ケーブルテレビ（ほっちゃテレビ）において、結婚、妊娠・出産、子育てまでの情報を総合的に周知する番組を作成（知ってもらおう事業）したものを、編集・形式変更させサーバーに格納することにより、サイト内で動画送出できるよう事業委託する。</p>
<p>母子支援事業（マタニティーケア事業）【再掲】</p> <p>【切れ目のない支援計画掲載事業】</p>	<p>【目的】</p> <p>前記に同じ</p> <p>【内容】</p> <p>○産後母子ショートステイ（1日3食、母子ケア、育児相談・指導を提供）</p> <p>長門・萩医療圏の2産科医、1助産所のうち、委託契約を締結の機関において以下の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親の健康管理や生活の仕方をアドバイス ・乳房ケアや授乳方法の指導 ・赤ちゃんへの沐浴、発育発達のチェック、体重・排泄のチェック、スキンケアなどの育児サポート ・育児相談や子育て情報の提供など
<p>子育て支援イベント開催事業</p> <p>【切れ目のない支援計画掲載事業】</p>	<p>【目的】</p> <p>子どもと保護者、また、子ども同士、保護者同士が交流する機会造成のため、長門市の様々な地域資源を活用して各種大会を開催する。</p>

	<p>【内容】</p> <p>○子ども交流事業（4歳以下の親子運動会の開催）</p> <p>日常において交流の機会の少ない未就園児などについて、親子のふれあい大会を開催する事業を、「長門市母子保健推進協議会」に委託し実施し、対象者及びその保護者の交流・情報交換を図る。また、地域コミュニティや様々な子育て支援活動団体と一体となって実施することにより、それぞれの交流機会の拡大を狙う。</p> <p>○ながとコドモノクニ開催事業</p> <p>全国に誇れる劇場である「やまぐち県民芸術文化ホールながと」を利用し、子どもや保護者を中心に、楽しく文化に触れながら学ぶことができる機会を造成するため、新たに設立の長門市こども夢プロジェクト実行委員会が行う当事業を助成する。これについては、本市が輩出した童謡詩人金子みすゞの詩にちなんだ「演劇ワークショップ」「詩づくり教室」や、画家香月泰男の作品にちなんだ「巨大アート制作」などを実施することにより、本市らしさの光る子育て支援イベントとする。</p> <p>○読み聞かせによる子育て支援事業</p> <p>子育てと絵本の関わりについての講演会開催</p> <p>本と遊び楽しむワークショップの開催</p>
<p>地域子育て推進事業</p> <p>【切れ目のない支援計画掲載事業】</p>	<p>【目的】</p> <p>地域のシニア層や生産者と、小学生・中学生・高校生やその保護者を、マッチングさせ、新たな地域コミュニティによる地域ぐるみの子育て支援組織の体制構築を行う。また、地域子育て環境に係るワークショップを実施することで、それぞれの地域が抱える環境課題を洗い出し、地域改善に繋げる機会とする。かつ、親子のふれあいの機会の造成のみならず、地域の食材を利用することで、地域の良さを再認識し、地域を愛する心を育み、定住しようとする思いを醸成することに繋げる。</p> <p>【内容】</p> <p>本市が行う集落機能再生事業により設立の地域づくり協議会の女性部会が中心となったシニア層を講師とした、独自の地域産品利用メニューによる、小学生・中学生・高校生及びその保護者対象の、調理講習と試食による意見交換会、及び地域の子育て環境に関するワークショップを5地区で行う。</p>
<p>放課後児童対策事業（児童クラブ）</p>	<p>【目的】</p> <p>放課後等昼間家庭に保護者のいないことが常態にある小学校低学年児童等の保護、育成に資するため、児童クラブを開設し、健全な遊びや生活指導を通して、豊かな心身を養い児童の健やかな育成を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>市内5ヶ所に児童クラブを設置し、放課後及び土曜日、長期休暇に児童を預かる。</p> <p>保護者負担金：月額1,500円（市民税非課税世帯 500円、生活保護世帯 無料）</p> <p>放課後子どもプラン推進事業費補助金 補助率：国 1/3、県 1/3</p>

- 深川児童クラブ（定員 55 名）
- 仙崎児童クラブ（定員 30 名）
- 三隅児童クラブ（定員 35 名）
- 日置児童クラブ（定員 25 名）
- 油谷児童クラブ（定員 25 名）

地域組織活動育成事業

児童の健全育成活動を推進する目的で、団体の実施する活動に対し経費の一部を補助する。
 補助対象組織：大畑地区子育てサークル「ちびくらネット」
 子育て支援環境推進事業費補助金 県 1/2 市 1/2

地域子育て支援センター事業

【目的】

子育て親子の交流等を促進する子育て支援の拠点として、地域の子育て支援機能の充実を図ることにより、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育成を促進する。

【内容】

実施場所	実施日数	委託・直営の別	事業内容
みのり保育園子育て支援センター	週 5 日 (職員 2 人)	直営	(1) 育児不安等についての相談事業 (2) 子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援 (3) 地域の保育資源の情報提供等
三隅保育園子育て支援センター	週 4 日 (職員 2 人)	直営	
日置子育て支援センター	週 4 日 (職員 2 人)	直営	
油谷子育て支援センター	週 4 日 (職員 2 人)	直営	
みずぐ保育園子育て支援センター	週 5 日 (職員 2 人)	委託 (善隣会)	

子育て支援特別対策事業補助金（地域子育て支援拠点事業） 補助率：国 1/2

【私立補助・内容】

基準に該当する施設に対して補助金を交付し運営してもらうことで、公立と合わせより多くの需要に応える。

補助基準

実施事業名	実施回数
子育てサークルの活動	月 1 回以上
子育て親子の交流会	
育児相談	
情報誌の発行	
育児講座等の実施	

事業実施施設：深川幼稚園、あおい幼稚園

へき地保育所運営事業	<p>【目的】</p> <p>市街部に比べ交通条件や地理的条件などに恵まれない山間地・開拓地・離島等、へき地における保育を必要とする児童に対し、必要な保護を行い、もってこれらの児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>事業実施施設：俵山幼稚園</p> <p>委託（指定管理）先：長門市社会福祉協議会</p> <p>子育て支援特別対策事業補助金（へき地保育事業） 補助率 国 1/2</p>						
相談事業	<p>【目的】</p> <p>母子家庭の自立支援及び家庭における児童の福祉の向上を図るため、母子自立支援員及び家庭児童相談員を配置することできめ細かい対応を行なう。</p> <p>【内容】</p> <p>母子自立支援員 1名</p> <p>ひとり親家庭に対し、その相談に応じ、自立に必要な情報提供や指導、その他職業能力の向上及び求職活動に必要な支援を行う。</p> <p>家庭児童相談員 2名</p> <p>児童の福祉に係る相談並びに、必要な調査・指導を行う。</p> <p>子育て支援特別対策事業補助金（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業） 補助率 国 1/2 ※研修に要する費用のみ</p>						
ファミリーサポートセンター事業	<p>【目的】</p> <p>育児中の保護者間で、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、行いたい人（提供会員）が会員となり、保育開始時や保育終了後の子どもの預かりや保育施設や児童クラブまでの送迎など、既存サービスでカバーしきれない部分を会員が相互に助け合うことで子育て支援を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>センターにアドバイザーを配置し、援助を受けたい人と援助を行いたい人との調整を行う。</p> <p>サービス料金</p> <table border="0" data-bbox="533 1585 1027 1720"> <tr> <td>平日（月～金） 7:00～19:00</td> <td>600 円/時間</td> </tr> <tr> <td>土・日・祝日・上記以外の時間</td> <td>700 円/時間</td> </tr> <tr> <td>年末年始（12/29～1/3）</td> <td>800 円/時間</td> </tr> </table> <p>子育て支援特別対策事業補助金（ファミリーサポートセンター事業） 補助率 国 1/2</p> <p>利用者の負担軽減を図るため、負担金の一部助成を平成 24 年度から実施。（助成の内容：利用者が実質 500 円/時間で利用できるよう、差額を助成する。）</p>	平日（月～金） 7:00～19:00	600 円/時間	土・日・祝日・上記以外の時間	700 円/時間	年末年始（12/29～1/3）	800 円/時間
平日（月～金） 7:00～19:00	600 円/時間						
土・日・祝日・上記以外の時間	700 円/時間						
年末年始（12/29～1/3）	800 円/時間						
ちびなが商店街開催事業	<p>【目的】</p> <p>地元にあるいろいろな業種を一同に集め、会場いっぱい「商店街」を仮設する。子ども</p>						

	<p>もたちに働く楽しさや厳しさを体験させるために、商工会議所青年部を中心に地元企業等が一丸となって、地域で子どもを育てる意識の醸成を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>地域の子育て支援活動に取り組むNPO、地域組織、企業等が行政と連携を図り、実行委員会を立ち上げ次の世代の長門市を担う子どもたち、子育て真っ最中の親たちを対象とした子育て支援イベントを開催。イベントの開催経費に補助金を交付する。</p>
<p>YY子どもセンター施設整備事業</p>	<p>【目的】</p> <p>地域の児童育成機能を充実するため、油谷地区に児童クラブと子育て支援センターを一つにした「YY子どもセンター」を建設し、放課後や長期休暇等日中家庭に保護者のいない児童等の保護と健やかな育成を図り、安心して子育てのできる環境づくりの場を提供する。</p> <p>【内容】</p> <p>平成 26 年度に油谷小学校の現校舎を解体することから、現在、同施設内に設置している油谷児童クラブ及び油谷健康福祉センター内に間借りしている油谷子育て支援センターを1つにまとめた施設（YY子どもセンター）を、旧油谷中央公民館を解体し、その跡地に建設する。</p>
<p>病児保育事業</p>	<p>【目的】</p> <p>児童が病氣中又は病氣回復期にあり、保護者が勤務の都合等により仕事を休めず、家庭で保育を受けることが困難な児童を一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>委託先・実施場所：岡田クリニック内ながとキッズメディカルケアルーム 利用料金：1日 2,000円（市民税非課税世帯：1,000円、生活保護世帯：無料） 保育所等機能強化推進費補助金 補助率：国 1/3、県 1/3</p>
<p>子育て短期支援事業</p>	<p>【目的】</p> <p>保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、一定期間養育し保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>児童擁護施設・俵山湯の家に事業を委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業 8:00～翌 8:00 ・夜間養護等（トワイライトステイ）事業 <p>休日・夜間養護等事業 18:00～22:00 宿泊 22:00～8:00 休日預かり 8:00～18:00</p>

	子育て支援特別対策事業補助金（子育て短期支援事業） 補助率 国 1/2
多子世帯保育料等軽減事業	<p>【目的】</p> <p>多子世帯における経済的負担の軽減を図り、子育てを支援するため、保育所及び民間保育サービス施設等に入所した児童で、第3子以降の3歳未満の児童にかかる保育料の助成を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>多子世帯保育料等軽減事業費補助金 県 1/2 市 1/2</p>
わいわいフェスタ開催事業	<p>【目的】</p> <p>地域の子育て支援団体による手作りのあたたかいおもちゃに囲まれ、親子が楽しいひとときを過ごしてもらうことで、日頃の子育ての負担軽減と、子育て支援団体の活動を知ってもらうことを目的に開催する。</p> <p>【内容】</p> <p>行政と地域の子育て支援活動に取り組む地域組織で、次の世代の長門市を担う子どもたち、子育て真っ最中のお父さん、お母さんたちを対象とした子育て支援イベント「わいわいフェスタ」を開催する。</p>
私立保育所運営委託事業	<p>【目的】</p> <p>私立保育所や管外保育所へ保育の実施を委託することにより、里帰り出産など長門市では対応できない児童について、保護者にかわって保育を行なうことを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>保育実施委託事業</p> <p>事業主体 保育所運営主体</p> <p>事業内容 国により定められている単価により、児童数に応じて支給</p> <p>保育所運営費負担金 国 1/2 県 1/4 市 1/4</p>
私立保育所運営委託事業（特別保育等推進事業）	<p>【目的】</p> <p>就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、私立保育所においても開所時間を延長することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>○延長保育促進事業</p> <p>私立保育所へ延長保育の実施を委託（委託先：みずゞ保育園）</p> <p>保育所等機能強化推進費補助金 補助率：国 1/3 県 1/3</p> <p>○地域活動事業</p> <p>異年齢児・世代間交流等の地域活動事業の実施に対する委託料</p>
児童扶養手当給付事業	<p>【目的】</p> <p>父又は母と生計を同じくしていない児童や、父又は母が重度の障害状態にある児童を育成されている家庭に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的</p>

	<p>に支給。</p> <p>【内容】</p> <p>ひとり親家庭に対して月額 9,680 円～41,020 円を支給。</p> <p>児童 2 人目については 5,000 円、児童 3 人目以降 1 人につき 3,000 円の加算</p> <p>児童扶養手当給付費国庫負担金 負担率：国 1/3</p>																																																																			
<p>児童手当給付事業</p>	<p>【目的】</p> <p>家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上のため、児童を養育している者へ児童手当を支給。</p> <p>【内容】</p> <p>支給対象：0 歳から 15 歳到達後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（H24.6 月分から所得制限導入）</p> <table border="1" data-bbox="488 801 1441 1272"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3"></th> <th rowspan="3">支給額</th> <th colspan="4">負担割合</th> </tr> <tr> <th colspan="2">国</th> <th rowspan="2">県</th> <th rowspan="2">市</th> </tr> <tr> <th></th> <th>うち事業主</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3 歳未満</td> <td>被用者</td> <td rowspan="2">月額 15,000 円</td> <td>37/45</td> <td>21/37</td> <td>4/45</td> <td>4/45</td> </tr> <tr> <td>非被用者</td> <td>2/3</td> <td>—</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 歳以上小学校修了前（第 1, 2 子）</td> <td>月額 10,000 円</td> <td>2/3</td> <td>—</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 歳以上小学校修了前（第 3 子）</td> <td>月額 15,000 円</td> <td>2/3</td> <td>—</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中学生</td> <td>月額 10,000 円</td> <td>2/3</td> <td>—</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設（児童養護施設等）入所者 3 歳未満</td> <td>月額 15,000 円</td> <td>2/3</td> <td>—</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設（児童養護施設等）入所者 3 歳以上中学校修了前</td> <td>月額 10,000 円</td> <td>2/3</td> <td>—</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所得制限以上世帯</td> <td>月額 5,000 円</td> <td>2/3</td> <td>—</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> </tr> </tbody> </table>			支給額	負担割合				国		県	市		うち事業主	3 歳未満	被用者	月額 15,000 円	37/45	21/37	4/45	4/45	非被用者	2/3	—	1/6	1/6	3 歳以上小学校修了前（第 1, 2 子）		月額 10,000 円	2/3	—	1/6	1/6	3 歳以上小学校修了前（第 3 子）		月額 15,000 円	2/3	—	1/6	1/6	中学生		月額 10,000 円	2/3	—	1/6	1/6	施設（児童養護施設等）入所者 3 歳未満		月額 15,000 円	2/3	—	1/6	1/6	施設（児童養護施設等）入所者 3 歳以上中学校修了前		月額 10,000 円	2/3	—	1/6	1/6	所得制限以上世帯		月額 5,000 円	2/3	—	1/6	1/6
					支給額	負担割合																																																														
						国		県	市																																																											
			うち事業主																																																																	
3 歳未満	被用者	月額 15,000 円	37/45	21/37	4/45	4/45																																																														
	非被用者		2/3	—	1/6	1/6																																																														
3 歳以上小学校修了前（第 1, 2 子）		月額 10,000 円	2/3	—	1/6	1/6																																																														
3 歳以上小学校修了前（第 3 子）		月額 15,000 円	2/3	—	1/6	1/6																																																														
中学生		月額 10,000 円	2/3	—	1/6	1/6																																																														
施設（児童養護施設等）入所者 3 歳未満		月額 15,000 円	2/3	—	1/6	1/6																																																														
施設（児童養護施設等）入所者 3 歳以上中学校修了前		月額 10,000 円	2/3	—	1/6	1/6																																																														
所得制限以上世帯		月額 5,000 円	2/3	—	1/6	1/6																																																														
<p>ひとり親家庭高等技能訓練促進費事業</p>	<p>【目的】</p> <p>母子家庭の母が就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得することを促進する観点から養成機関修学中の生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>高等技能訓練促進費</p> <p>市民税非課税世帯 141,000 円/月（24 年度以降入学者 100,000 円/月）</p> <p>市民税課税世帯 70,500 円/月</p> <p>入学支援修了一時金</p> <p>市民税非課税世帯 50,000 円</p> <p>市民税課税世帯 25,000 円</p> <p>母子家庭自立支援給付事業費補助金 補助率：国 3/4</p> <p>子育て支援特別対策事業費補助金（安心こども基金） 補助率：国 3/4</p>																																																																			
<p>一時保育促進事業</p>	<p>【目的】</p>																																																																			

	<p>普段、保育所を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。</p> <p>こうした保育需要に対応するため、保育所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 事業主体 長門市 事業内容 公立保育園にて一時保育を行う。 利用料 1日 1,800円 半日 900円 子育て支援特別対策事業補助金（一時かり事業） 補助率 国 1/2</p>
延長保育事業	<p>【目的】 保育に必要な子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する。</p> <p>【実施施設】 みのり保育園、三隅保育園、菱海保育園、みすゞ保育園</p>
公立保育所運営事業	<p>【目的】 保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどの理由から、家庭において十分な保育を受けることができない児童（保育に欠ける児童）を、保護者に代わり保育を行なう。</p> <p>【保育料の比較】 次表を参照</p>

■保育料（3歳児以上の場合）の比較 *H26.4現在

（単位：円）

区分\階層	第4階層 (所得税 40,000 円未満)		第5階層 (所得税 40,000 円以上 103,000 円未満)	
		国基準との差額		国基準との差額
長門市	17,000	▲10,000	22,000	▲19,500
県内 A 市	14,000～20,000	▲7,000～▲13,000	22,000～26,000	▲15,500～▲19,500
県内 B 市	21,600	▲5,400	28,900～33,200	▲8,300～▲12,600
県内 C 市	18,100～25,200	▲1,800～▲8,900	26,900～31,300	▲10,200～▲14,600
県内 D 市	18,000～23,000	▲4,000～▲9,000	保育単価限度の範囲内の額	—
県内 E 市	23,000～27,000	0～▲4,000	27,000～33,000	▲8,500～▲14,500
県内 F 市	20,000～25,000	▲2,000～▲7,000	27,000～32,400	▲9,100～▲14,500
県内 G 市	18,000～21,000	▲6,000～▲9,000	26,000	▲15,500
県内 H 市	21,000～26,000	▲1,000～▲6,000	27,000～33,000	▲8,500～▲14,500
県内 I 市	20,000～27,000	0～▲7,000	27,000～33,000	▲8,500～▲14,500
県内 J 市	20,000～27,000	0～▲7,000	28,000～34,000	▲7,500～▲13,500
県内 K 市	20,000～27,000	0～▲7,000	28,000～34,000	▲7,500～▲13,500
県内 L 市	15,200～22,300	▲4,700～▲11,800	25,000～26,000	▲15,500～▲16,500
国基準		27,000		41,500

■障害者施策の実施状況

事業名\	事業概要																					
特別障害者手当等給付事業	<p>【目的】</p> <p>在宅の重度障害者等に対し、その障害ゆえに生ずる特別の負担の一助として、手当を支給することにより重度障害者の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置）の支給。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>期間\区分</th> <th>特別障害者手当</th> <th>障害児福祉手当</th> <th>福祉手当 (経過措置)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21～H22</td> <td>26,440 円/月</td> <td>14,380 円/月</td> <td>14,380 円/月</td> </tr> <tr> <td>H23～H25.1</td> <td>26,340 円/月</td> <td>14,330 円/月</td> <td>14,330 円/月</td> </tr> <tr> <td>H25.2～9 月</td> <td>26,260 円/月</td> <td>14,280 円/月</td> <td>14,280 円/月</td> </tr> <tr> <td>H25.10～H26.1 月</td> <td>26,080 円/月</td> <td>14,180 円/月</td> <td>14,180 円/月</td> </tr> </tbody> </table>	期間\区分	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当 (経過措置)	H21～H22	26,440 円/月	14,380 円/月	14,380 円/月	H23～H25.1	26,340 円/月	14,330 円/月	14,330 円/月	H25.2～9 月	26,260 円/月	14,280 円/月	14,280 円/月	H25.10～H26.1 月	26,080 円/月	14,180 円/月	14,180 円/月	
期間\区分	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当 (経過措置)																			
H21～H22	26,440 円/月	14,380 円/月	14,380 円/月																			
H23～H25.1	26,340 円/月	14,330 円/月	14,330 円/月																			
H25.2～9 月	26,260 円/月	14,280 円/月	14,280 円/月																			
H25.10～H26.1 月	26,080 円/月	14,180 円/月	14,180 円/月																			
重度障害者（児）福祉手当給付事業	<p>【目的】</p> <p>心身に重度の障害がある者等に対し、重度障害者福祉手当を支給し、在宅における介護者の負担を軽減するとともに、障害者等の福祉の向上に寄与する。</p> <p>【内容】</p> <p>心身に重度の障害がある者等に対し、重度障害者福祉手当を支給</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象者</th> <th colspan="2">対象要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児</td> <td>20 歳未満</td> <td>身体 1～3 級、療育、精神の手帳所持者</td> <td>所得要件なし</td> </tr> <tr> <td>重度障害者</td> <td>20 歳以上</td> <td>身体 1 級、療育 A、精神 1 級の手帳所持者、又は身体 2, 3 級及び療育 B 若しくは精神 2, 3 級の手帳所持者</td> <td rowspan="2">世帯全員が市民税所得割が非課税</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20 歳以上</td> <td>身体 2, 3 級、療育 B、精神 2, 3 級の手帳所持者</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>障害児</th> <th>重度障害者</th> <th>その他障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30,000 円/年</td> <td>15,000 円/年</td> <td>5,000 円/年</td> </tr> </tbody> </table>	対象者		対象要件		障害児	20 歳未満	身体 1～3 級、療育、精神の手帳所持者	所得要件なし	重度障害者	20 歳以上	身体 1 級、療育 A、精神 1 級の手帳所持者、又は身体 2, 3 級及び療育 B 若しくは精神 2, 3 級の手帳所持者	世帯全員が市民税所得割が非課税	その他	20 歳以上	身体 2, 3 級、療育 B、精神 2, 3 級の手帳所持者	障害児	重度障害者	その他障害者	30,000 円/年	15,000 円/年	5,000 円/年
対象者		対象要件																				
障害児	20 歳未満	身体 1～3 級、療育、精神の手帳所持者	所得要件なし																			
重度障害者	20 歳以上	身体 1 級、療育 A、精神 1 級の手帳所持者、又は身体 2, 3 級及び療育 B 若しくは精神 2, 3 級の手帳所持者	世帯全員が市民税所得割が非課税																			
その他	20 歳以上	身体 2, 3 級、療育 B、精神 2, 3 級の手帳所持者																				
障害児	重度障害者	その他障害者																				
30,000 円/年	15,000 円/年	5,000 円/年																				
児童デイ・ケア推進事業（のぞみ教室）	<p>在宅の心身障害児及び発達遅滞が懸念される児童を対象に、小集団保育や個別指導を通じ日常生活訓練等を実施し、障害児の早期療育に努めるとともに保護者のメンタル面におけるサポートと介護に係る負担軽減を図る。</p>																					
障害者相談員設置事業	<p>障害者の更生援護に関する相談員を設置し、本人又は保護者等からの相談に応じ、必要な指導並びに助言を行う。【県移譲事務〔障害者相談員任命に関する事務〕】</p>																					
障害者福祉タクシー助成事業	<p>【目的】</p> <p>心身障害者等が利用するタクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲を拡大し、福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】</p>																					

対象者に一人年間 48 枚を限度とし、福祉タクシー利用券を交付し、福祉タクシーを利用した時において、利用券 1 枚につき 500 円を助成する。

ライフステージサポート事業

【目的】
第Ⅱ期長期門市障害者プラン(H24～28)に基づき、障害のある人が自立と社会参加の促進を目指すことができるよう、ライフステージを「発見・早期支援・継続支援」の3段階に分け、支援の必要性に早期に気づくための情報の提供、支援につなげる相談支援の充実、その後の継続支援を受けることができるよう地域支援体制を構築する。

【内容】

早期支援	早期の相談体制整備	早期の相談の場「あしすと」の新設
継続支援	ライフステージに応じた相談体制	障害者福祉ネットワーク会議 支援マップの作成
	生活支援	独り立ちサポート (H27～)
	共同受発注センター支援	

普及・啓発	広報誌への掲載、講演会	
支援体制の整備	人材育成	あしすとパートナー養成講座
	関係機関の連携	発達障害者支援連絡会議

障害福祉サービス等給付事業

【目的】
障害者（児）に対し、障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）及び児童福祉法に基づき、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するために、障害の程度や心身の状態などに応じた福祉サービスを提供する。

【内容】
障害者（児）に対し、障害の程度や心身の状態などに応じた福祉サービスを提供する。

障害者総合支援法に基づくサービスの種類

居宅介護
療養介護
療養介護医療費
生活介護
短期入所
共同生活介護
施設入所支援
共同生活援助
自立訓練（生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援（A型）
就労継続支援（B型）
計画相談支援
宿泊型自立訓練
特定障害者特別給付費

	<p>児童福祉法に基づくサービスの種類</p> <table border="1" data-bbox="483 282 892 378"> <tr> <td>障害児通所</td> </tr> <tr> <td>障害児相談支援</td> </tr> </table> <p>長門市児童デイ・ケアセンター利用者負担</p> <table border="1" data-bbox="483 432 892 479"> <tr> <td>児童発達支援事業利用者負担分</td> </tr> </table>	障害児通所	障害児相談支援	児童発達支援事業利用者負担分
障害児通所				
障害児相談支援				
児童発達支援事業利用者負担分				
<p>自立支援医療給付事業</p>	<p>【目的】</p> <p>身体障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する。</p> <p>【内容】</p> <p>更生医療：身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の一部助成。</p> <p>育成医療：身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の一部助成。</p>			
<p>補装具給付事業</p>	<p>【目的】</p> <p>障害者（児）に対し補装具を給付することで、障害者の職業その他日常生活の能力の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>障害者（児）の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長時間にわたり継続して使用される、義肢、装具、車いす等を給付する。</p>			
<p>地域生活支援事業</p>	<p>【目的】</p> <p>障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効果的・効率的に実施し、障害者等の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>必須事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用具給付等事業 ・移動支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・意思疎通支援事業 ・地域活動支援センター機能強化事業 <p>任意事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴サービス事業 ・更生訓練費給付事業 			

- ・日中一時支援事業
- ・知的障害者職親委託制度
- ・社会参加支援事業
 - スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
 - 点字・声の広報等発行事業
 - 自動車運転免許取得・改造助成事業
 - その他社会参加支援事業（要約筆記奉仕員養成講座、本人活動支援）
- 単独事業
 - ・地域生活支援センター運営経費
 - ・事務費

■高齢者施策の実施状況

事業名\	事業概要
単位老人クラブ	<p>【目的】</p> <p>市内の単位老人クラブの活動費に対し助成をすることで、高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を推進する。</p> <p>【内容】</p> <p>市内の単位老人クラブに助成金を交付する。</p> <p>H17実績 全71クラブ・会員数 3,887人 補助金 3,757,000円 H18実績 全69クラブ・会員数 3,733人 補助金 3,588,000円 H19実績 全69クラブ・会員数 3,437人 補助金 3,450,000円 H20実績 全66クラブ・会員数 3,193人 補助金 3,300,000円 H21実績 全63クラブ・会員数 2,913人 補助金 2,835,000円 H22実績 全61クラブ・会員数 2,550人 補助金 3,060,000円 H23実績 全56クラブ・会員数 2,214人 補助金 2,750,000円 H24実績 全56クラブ・会員数 2,070人 補助金 2,675,000円 H25実績 全56クラブ・会員数 1,923人 補助金 2,615,000円 H26実績 全59クラブ・会員数 1,863人 補助金 2,695,000円</p>
老人保護措置費	<p>【目的】</p> <p>65歳以上の環境上・経済的理由で居宅にて養護を受けることが困難な者を養護老人ホームに入所させ、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援する。老人の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>65歳以上の環境上・経済的理由で居宅にて養護を受けることが困難な者を養護老人ホームに入所させる。</p>
敬老会開催事業	<p>【目的】</p> <p>長年社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝福する。</p> <p>【内容】</p> <p>敬老の日を中心に、自治会等と協力して敬老会を開催する。</p>
敬老事業	<p>【目的】</p> <p>高齢者に対し敬老祝金を支給し、長寿を祝福する。</p> <p>【内容】</p> <p>高齢者（88歳・100歳）に対し、敬老祝金を支給する。100歳の方に対しては、市長が敬老の日頃に対象者の居住先を訪問し、祝い状と花束を贈呈しお祝いする。</p> <p>また、高齢者（75歳以上）に対し、入浴優待券を贈呈し、長寿をお祝いする。</p>
緊急通報システム整	<p>家庭内における事故等による通報に、夜間を含めた365日・24時間の随時対応</p>

備事業	<p>ができる体制を整備することにより、高齢者の地域における自立した生活を継続させる。(株)シーモスより緊急通報装置を借上げ、本人からもセンターへ随時問い合わせ、通報ができる。また、専門職からサービス利用者へ定期的な安否確認を行う。</p>
老人福祉電話設置事業	<p>民生委員をはじめとする各関係機関との連携による安否の確認あるいは、各種サービスの提供に際しての連絡調整を円滑にするため、低所得者独居高齢者に対し、電話加入権・電話機の貸与及び基本料金を補助する。</p>
市営公衆浴場入浴料割引事業	<p>70歳到達者に対し、市営公衆浴場の入浴割引について周知し、市内の地域資源を有効活用することで、高齢者の健康増進を図る。</p>
閉じこもり予防デイサービス事業	<p>家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、通所による身体的・知的活動や、趣味活動等各種サービスを提供(委託実施)し、社会的孤立の解消及び自立生活の助長を図る。</p>
高齢者移送サービス事業	<p>老衰や心身の障害及び傷病により、一般の交通機関を利用することが困難な高齢者に対し、居宅と医療機関等との間の送迎を提供する。</p> <p>事業実施地域 大峠地区</p>
福祉バス運行事業	<p>【目的】</p> <p>高齢者等の団体の活動を支援するため、外出行事や福祉活動等に参加する際に、その参加者の送迎を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>高齢者または障害者を構成員とする団体、及び自治会その他公共的な団体が、各種の行事等に参加する場合に、福祉バスを運行し、送迎等を実施する。</p>
安心生活創造事業 (モデル事業)	<p>【目的】</p> <p>高齢化率の高い宇津賀・向津具地区において、国庫補助のモデル事業安心生活創造事業を導入し、一人暮らし世帯等への見守り及び買い物支援を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>平成21年10月より事業を実施。平成21年度は、対象者把握と体制づくりを実施、平成22、23年度において見守り等の支援を実施。</p> <p>平成23年度の見守り対象者353世帯のうち、見守りを受けられた方は105世帯(約30%)</p>
地域見守りネットワーク整備強化事業	<p>【目的】</p> <p>一人暮らしの高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、自治体、住民組織、NPO、社会福祉法人等との協働による、要援護者の実態把握や日常的な見守り・支え合い体制、地域資源を活用したネットワークの充実整備を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>1.地域見守り・支え合い体制の活動体制の充実整備事業</p> <p>①要援護者支援プラン作成システム導入事業</p> <p>②小地域福祉推進組織ネットワーク整備事業</p>

	<p>③地域見守りネットワーク啓発事業</p> <p>④地域見守りネットワークリーダー養成研修事業</p> <p>2.地域見守り・支え合い活動の活動環境の充実整備事業</p> <p>①地域福祉活動拠点整備事業</p> <p>②徘徊・見守りSOSネットワーク構築事業</p>
老人福祉施設建設及び開設準備経費補助事業	<p>【目的】</p> <p>第5期長門市介護保険事業計画に基づき、地域に必要な介護保険施設の整備を行う事業者に対し、その建設費および開設経費を補助することにより、もって長門市民の介護サービスの充実に資する。</p> <p>【内容】</p> <p>○老人福祉施設建設事業費補助</p> <p>補助基本額 認知症高齢者グループホーム1ユニットあたり 15,000千円</p> <p>(H23 小規模多機能型居宅介護事業所 30,000千円)</p> <p>(H21 認知症高齢者グループホーム1施設当たり 26,250千円)</p> <p>(H21 認知症対応型デイサービスセンター1施設当たり 10,000千円)</p> <p>○老人福祉施設開設準備経費補助</p> <p>対象：開設6ヶ月前以降にかかる円滑な開設に資するための経費</p> <p>補助基本額：認知症高齢者グループホーム1ユニットあたり 5,400千円(600千円×9床)(H23までは、600千円×宿泊定員数)</p>
高齢者ワンナイトステイサービス事業	<p>【目的】</p> <p>一泊二日の宿泊サービスを提供することにより、日常生活に不安や悩みを抱えるひとり暮らし高齢者が、地域の人々と交流することで、生きがいを見出し、不安や悩み解消の一助とし、もって社会参加促進、安否確認はもとより、地域交流の希薄化を解消することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>75歳以上の比較的自立している一人暮らしの高齢者を対象に一泊二日の宿泊サービスを提供する。</p> <p>交通手段のないものについては自宅から宿泊先への送迎を行う。</p> <p>宿泊時は運営団体や地域住民のボランティア等を配置している。</p>
生活管理支援短期宿泊事業	<p>在宅生活が一時的に困難となった高齢者に対し、一定期間安定した日常生活を提供するため、養護老人ホームや介護保険施設へ短期間の宿泊をさせる。</p>
地域支援事業(特定高齢者施策事業)	<p>【介護保険事業】</p> <p>生活機能が低下し要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を早期に把握するため、65歳以上の高齢者に基本チェックリストを送付する。チェックリストで得た結果を基に今後介護が必要となる恐れのある高齢者を選定し、各種介護予防プログラムを実施し、生活機能の向上及び介護予防への取り組みに繋げる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定高齢者把握事業 ・ 運動器の機能向上事業
地域支援事業（一般高齢者施策事業）	<p>【介護保険事業】</p> <p>地域の高齢者を対象に、介護予防講座、認知症講演会、筋力向上トレーニング教室等を実施し、家庭でも実施可能な取り組み等を啓発することで高齢者が主体的に介護予防に取り組めることを目指す。また、家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、通所により身体的・知的活動や、趣味活動等各種サービスを提供し、社会的孤立の解消及び自立生活の助長を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水中運動教室開催事業 ・ 高齢者筋力向上トレーニング教室事業 ・ 介護予防講座開催事業 ・ 閉じこもり予防デイサービス事業 ・ 生きがいサロンリーダー養成講座開催事業 ・ 生活管理支援短期宿泊事業 ・ 生活管理支援相談員派遣事業
地域支援事業（任意事業）	<p>【介護保険事業】</p> <p>高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、在宅福祉サービス等を提供し、自立した生活を送ることができるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護相談員の派遣事業 ・ 「食」の自立支援事業 ・ 地域見守り体制整備事業 ・ 家族介護教室開催事業 ・ 家族介護用品の支給事業 ・ 福祉用具・住宅改修支援事業 ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ サービス事業者振興事業
地域支援事業（総合相談・包括支援事業）	<p>【介護保険事業】</p> <p>地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようになるため、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関や制度等に繋げ、専門的・継続的な相談支援を実施する。</p> <p>また、要支援と認定された高齢者のマネジメントを実施し（支援計画の立案の一部を居宅介護支援事業所に委託）、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けていくことができるように、その人の状況に応じた必要な介護保険サービスを適切に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防マネジメント事業 ・ 包括的・継続的ケアマネジメント事業 ・ 総合相談支援事業

■その他地域福祉施策の実施状況

事業名\	事業概要
長門市戦没者追悼式 開催事業	毎年1回、ルネッサながとアリーナにおいて戦没者追悼式を開催し、先の大戦で亡くなられた戦没者追悼を行う。
社会福祉関連施設等 維持管理費	地域福祉等の向上を図るため、廃園となった未使用施設を地域の福祉活動の拠点として有効利用するもの。 ・ 渋木児童館 ・ 宇津賀多目的交流館
住宅手当緊急特別措 置事業	【目的】 住宅を喪失し、または喪失するおそれのある離職者等に対し、最長6ヶ月間の住居費の給付を行うことで、就職への円滑な活動を支援するとともに安定した居住環境の確保を支援するもの。 【内容】 住宅喪失者及び喪失のおそれのある離職者に対し住居費の給付を行う。
地域福祉推進事業	長門市地域福祉計画に基づき、本市の地域における福祉を推進するため、住民が主体となった協働によるまちづくりを推進する。 1. 地域福祉推進組織設立支援事業補助 1 地区に対し3カ年間で30万円を補助し、地域福祉推進組織の設立支援を行うもの。 2. 地域福祉推進組織活動支援補助 地域福祉推進組織を設立した団体を、3カ年間毎年10万円を限度に補助し、自ら策定した地域福祉推進計画の活動を支援する。 3. 地域福祉計画進行管理 地域福祉計画において市民の視点に立った施策の展開を図るため、地域福祉計画進行管理委員会を設置し、計画の実践の評価と見直しを図る。
お互い様ネットワー ク地域協働交付金事 業	市内7地区の地区社会福祉協議会における住民相互の「お互い様」精神に基づく、高齢者、障害者、子育て支援などの地域課題解決に向けた取り組みを支援することにより、地域における日常的な見守り・支えあい体制を強化する。
長門市社会福祉協議 会基盤強化事業	【目的】 本市の地域福祉の中核的団体である長門市社会福祉協議会の運営を補助し、その基盤を強化することにより市民福祉の向上を推進する。 【内容】 平成20年度から社会福祉事業専任者は年間人件費総額の70%、介護保険事業兼任者は年間人件費総額の50%の補助率により、助成している。(補助上限額40,000千円)
福祉医療助成事業①	【目的】

	<p>重度心身障害者の医療費の一部を助成することにより、当該障害者の保健の向上を図り、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>重度心身障害者にかかる医療費の自己負担分を助成し、それぞれの家庭の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>県と市がそれぞれ医療保険の自己負担分について 1/2 ずつ負担することで医療費を個人負担せずに医療を受けられる制度であるが、平成 21 年度より県が一部負担金制度を導入したため、この県の負担金についても、市が負担することで個人負担を要しないこととしている。</p> <p>○対象者</p> <p>身体障害者手帳 1～3 級、障害者基礎年金 1 級、療育手帳 A，精神保健手帳 1 級の手帳のある方で、老齢福祉年金の所得制限以下が対象となる。</p>
福祉医療助成事業②	<p>【目的】</p> <p>ひとり親家庭等の母子又は父子の医療費の一部を助成することにより、当該母子又は父子の健康の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>ひとり親家庭（親子）にかかる医療費の自己負担分を助成し、それぞれの家庭の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>県と市がそれぞれ医療保険の自己負担分について 1/2 ずつ負担することで医療費を個人負担せずに医療を受けられる制度であるが、平成 21 年度より県が一部負担金制度を導入したため、この県の負担金についても、市が負担することで個人負担を要しないこととしている。</p> <p>○対象者</p> <p>ひとり親世帯の母、又は父及び児童、若しくは父母のいない児童で、市民税所得割額が非課税の世帯。</p>
福祉医療助成事業③	<p>【目的】</p> <p>乳幼児の医療費の一部を当該乳幼児の保護者に対し助成することにより、乳幼児の健康の向上に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>乳幼児（未就学児）にかかる医療費の自己負担分を助成し、それぞれの家庭の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>県と市がそれぞれ医療保険の自己負担分について 1/2 ずつ負担することで医療費を個人負担せずに医療を受けられる制度であるが、平成 21 年度より県が一部負担金制度を導入したため、この県の負担金についても、市が負担することで個人負担を要しないこととしている。</p>

	<p>また、平成 24 年 8 月より子育て支援として、市内の児童（未就学児）が等しく福祉医療助成制度の適用を受けられるよう所得制限を撤廃し、市内に居住する全未就学児を対象としたところである。</p> <p>○対象者</p> <p>県制度 義務教育就学前の児童〔未就学児〕が対象で、父母の市民税の所得割額が、136,700 円以下の世帯。</p> <p>市拡充制度 県制度に該当しない義務教育就学前の児童〔未就学児〕が対象。（所得制限撤廃分）</p>
生活保護費扶助費	<p>【目的】</p> <p>生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活水準の維持を保障するとともに、その自立を助長する。</p> <p>【内容】</p> <p>生活保護費の支給</p>
セーフティネット事業	<p>【目的】</p> <p>生活保護の適正な運営を確保するとともに、生活保護受給世帯に対し自立・就労に向けた支援を実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化する。</p> <p>【内容】</p> <p>適正化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検等による医療扶助の適正化 ・収入資産調査による認定事務の適正化 ・その他の適正化事業 <p>事務処理情報化事業</p> <p>先進地視察研修(受給者への社会参加、自立支援の取組先進地における研修)</p>
生活保護就労支援事業	<p>【目的】</p> <p>生活保護受給者の就労支援として就労支援員を配置し、生活保護受給者の自立に向けた取組を支援する。</p> <p>【内容】</p> <p>就労支援員を配置し、生活保護受給者に対し、求職の相談・求人情報の提供や求職方法についての指導等の就労支援を行う。</p>

■健康保健施策の実施状況

事業名\	事業概要
健康づくり推進事業	<p>【目的】</p> <p>長門市健康増進計画に沿って、市民一人ひとりが元気で長生きすることを目指し、生涯を通じた健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくりの場や機会、情報の提供を行い、個人の主体的な健康づくりを支援する。</p> <p>【内容】</p> <p>○健康ながと21推進協議会の開催</p> <p>少子高齢化社会を健康で活力あるものとし、全ての市民が生涯を通じて健康で生き生きと生活できる「健康なまち」の実現を図るために、長門市健康増進計画を基に家庭、地域、学校及び職域が一体となり、自らが生涯を通じた健康づくりに主体的に取り組むための方策を審議企画する。</p> <p>○健康づくりのつどいの開催等</p> <p>市民一人ひとりが、健康への知識の習得や正しい生活習慣を身につけるなどの健康意識の高揚を図る。心の健康コーナーや食の健康コーナーを設け、幅広く健康意識の普及啓発を図る。</p> <p>○健康づくりポイント事業実施</p> <p>20歳以上の市民を対象に実施。</p> <p>がん検診や特定健診等を受診するか、各種教室に参加するとポイントを獲得。自分で健康目標を設定し取り組んでもポイント獲得。ポイントを貯めて応募すると特産品などが当たる事業を実施。検診や教室、健康づくりに楽しく参加して健康になることを目的とする。</p>
地域医療体制の強化	<p>【目的】</p> <p>地域医療等対策事業（長門医療圏における救急医療対策）</p> <p>初期救急、二次救急、小児救急、小児医療病床を担う医療機関や産科医療機関への経費の一部を補助し支援することで、地域における救急医療をはじめとする医療提供体制の維持を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>○長門市救急医療対策協議会</p> <p>現状の救急医療体制に関し、総合的かつ効果的な対策の確立及び実施について検討、協議を行う。</p> <p>○初期救急医療体制・在宅当番医制</p> <p>休日の午前9時から午後5時において、圏内13医療機関（診療所）で当番日を決めて実施。初期救急として、二次救急医療機関の負担軽減と、急病に対する地域住民の安心安全の確保を図る。（H25.9まで）</p> <p>○二次救急医療体制・病院群輪番制</p>

休日の昼間（午前 8 時から午後 6 時）及び夜間（午後 6 時から午前 8 時）において、圏内救急告示 3 病院（齋木、岡田、長門）で当番日を決めて実施する。

○小児救急医療確保体制

土、日曜日（午前 8 時 30 分から午後 2 時）及び平日（月 3 日、午後 5 時から午後 8 時 30 分）において、長門総合病院で実施する。

○産科医確保支援体制

地域でお産を支える産科医の処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医の確保を図る。

○小児医療病床確保体制

小児医療病床を確保し、小児医療体制の確立を図る。

地域医療再生計画推進事業

【目的】

長門医療圏における医療問題の解決を図るための関連事業

初期救急医療の受け入れ窓口となる診療所を整備することで、市民の利便性を高めると共に二次救急医療機関の負担軽減を図る。また、市民に対して適切な医療受診を呼びかけ適正受診を促し、地域医療体制の立て直しを図る。

【内容】

○地域住民に対する適切な医療受診の啓発事業

地域住民に向けて、適切な受診を呼びかける啓発活動を行い、二次救急医療機関における特別な医療処置を必要としない時間外救急患者の割合の低下を図る。

○長門医療圏地域医療再生計画推進協議会設置事業

地域医療再生計画を着実に推進するための組織を設置し、実施事業について医療機関、市民、市の意見を調整し、事業に反映する。

○応急診療所等整備事業

応急診療所・地域医療支援センターを整備し、中核医療機関と周辺病院の機能分化及び連携等により効率的な医療提供体制を構築する。

診療日	診療時間
ア 月曜日から金曜日（これらの日がウ又はエに該当するときを除く。）	午後 7 時から午後 10 時まで
イ 日曜日	午前 9 時から午前 12 時まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
ウ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日	
エ 1 月 2 日、1 月 3 日、12 月 30 日及び 12 月 31 日	

成人保健事業

【目的】

がんや生活習慣病等の発症及び重症化を予防するため、検診の実施や、栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を行うことで、壮年期からの健康についての認識と意識の高揚を図る。

【内容】

	<p>○健康増進事業</p> <p>高齢化が急速に進むなか、生活習慣病予防のため、健康診査、肝炎ウイルス検診、健康教育、健康相談、保健指導を実施し、病気の予防及び生活習慣改善を図る。</p> <p>○がん検診事業</p> <p>がん検診推進事業の対象年齢の人に対し、検診手帳及び無料クーポン券を送付。検診手帳によりがんに対する知識の普及啓発を図り、無料のクーポン券により受診を促す。</p>
食育推進事業	<p>【目的】</p> <p>長門市食育推進計画に沿って、食に関する様々な知識と、安心・安全な食を選択する力を習得し、「食べる」ことを通じて心や身体の関係について考える。また、健全な食生活を実践することができる人間を育てるために、食の重要性や、生涯を通じた正しい食習慣の大切さを啓発し、住民の健康保持を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>○食育推進会議の開催</p> <p>長門市食育推進計画をもとに、市民、地域や各種団体、行政などがそれぞれの立場から「食」について考え、共に取組み推進するために開催し、食育に関する方策を総合的かつ計画的に審議、企画する。</p> <p>○食育推進活動</p> <p>地域等での食育推進や生活習慣病を予防する食習慣の普及啓発活動を長門市食生活改善推進協議会に委託する。(長門市食生活改善推進員 75名)</p> <p>○第2次長門市食育推進計画(平成26年度～平成30年度)を策定する。</p>
自殺予防対策事業	<p>【目的】</p> <p>全国で自殺による死亡者の増加が社会問題となっており、山口県や長門市においても自殺対策への取組みが求められている。</p> <p>具体的には、市職員をはじめ民間ボランティア、一般市民に向けたゲートキーパー養成研修の実施や講演会の開催等を通じて、市民に心の健康に対する関心を持ってもらい、身近に潜む自殺の要因に目を向け、自分自身や身の回りの人々へのケアを意識し、自殺を未然に防ぐ環境づくりにつなげる。</p> <p>【内容】</p> <p>○人材養成事業</p> <p>行政機関の相談担当者や民間ボランティアなど、自殺対策に関わる多様な分野に携わる人材を養成する。</p> <p>○普及啓発事業</p> <p>市民一人ひとりが自殺予防のために(「気づき」「つながり」「見守り」)ができるように広報啓発を実施する。</p>
感染症予防対策事業	<p>【目的】</p>

伝染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づく予防接種を実施し、公衆衛生の向上及び増進を図る。

【内容】

- 定期予防接種（三種混合、四種混合、ポリオ、MR、日本脳炎、二種混合、インフルエンザ(65歳以上)、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん）を実施
- ・H24.9月からポリオ接種が、生ワクチンから不活化ワクチンに全面移行したことに伴ない、集団接種から医療機関での個別接種へ変更
- ・H25.6月厚生労働省通知により子宮頸がんワクチンの勧奨差し控え
- 伝染の恐れがある結核の発生及び蔓延を予防するため予防接種法に基づく予防接種及び65歳以上の胸部レントゲン検診を実施
- ・BCG 予防接種の実施（対象：生後6ヶ月未満児）
- ・胸部レントゲン検診の実施（対象：65歳以上） ※肺がん検診と同時実施
- 75歳以上を対象に高齢者肺炎球菌ワクチンの助成事業を新たに実施

■学校教育施策の実施状況

事業名\	事業概要
外国語指導助手導入事業	<p>【目的】 児童・生徒の英語への興味・学習意欲を引き出すことを目的に、市内小・中学校に英語指導助手を派遣し、生きた英語にふれさせる。</p> <p>【内容】 ・外国語指導助手3名を配置し、長門市内中学校6校及び小学校11校に派遣 ・外国語指導助手3名のうち1名分の業務を民間に委託</p>
スクールバス運行事業	<p>【目的】 学校の閉校等により、遠距離通学を余儀なくされる児童生徒及び保護者の通学負担の軽減並びに登下校時の児童生徒の安全確保を目的としてスクールバスを運行する。</p> <p>【内容】 油谷地区スクールバス4便（川尻方面・立石方面・津黄・後畑方面・向津具・伊上方面） 深川地区スクールバス2便（大畑方面2便） 仙崎地区スクールバス2便（青海方面・大日比方面）</p>
通学費等補助事業	<p>児童の通学条件の緩和と保護者の負担の軽減を図り、もって義務教育の振興と円滑な運営に資するために通学に要する費用等を補助する。</p>
教員・指導者等の充実及び資質向上事業	<p>【目的】 児童、生徒個々に、きめ細やかな学習指導等を行うための補助教員の配置など人員体制の充実。</p> <p>【内容】 ○学級支援補助教員活用事業 きめ細やかな指導体制の充実と学級運営の安定化を図るため補助教員を配置。 ○学級支援補助教員活用事業 特別に支援を要する児童生徒等の指導教員への補助教員配置。</p>
教育支援センター事業	<p>【目的】 社会情勢が急激に変化する中で、本市においても、心に悩みを抱えている児童生徒や不登校の児童生徒が増加傾向にある。そこで、教育委員会内に設置された「教育支援センター」で教育相談員等が電話や来所、訪問による相談にできる限り対応するとともに、不登校児童生徒・保護者・教職員への教育支援活動を行う。</p> <p>【内容】 ・電話や来所による園児・児童・生徒及び保護者等の教育相談活動 ・不登校児童・生徒への通級指導 ・不登校児童・生徒への家庭訪問による相談活動や教育支援活動</p>

	<p>・保健室、相談室登校児童生徒への学校における教育相談活動や教育支援活動</p>
<p>確かな学力育成サポート事業</p>	<p>【目的】</p> <p>児童生徒の学力向上に向け、より質の高い授業を提供することは、教員にとって最も重要なことであり、そのための研修視察や研究会参加を通して研修を深めることは大変効果的である。</p> <p>市内全小中学校にこのような研修の機会を保障し、研修後授業を通して還元することにより、児童生徒の学力向上・定着を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上に向けた研修視察と還元 ・学力向上プラン検討会の開催
<p>コミュニティ・スクール推進事業</p>	<p>【目的】</p> <p>市内 17 小中学校全てに設置しているコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の目的は、「より質の高い学校づくりをめざすこと」と「在籍児童生徒の困り感・悩み感を共有し、その解消に努めること」である。</p> <p>【内容】</p> <p>平成 24 年 3 月 1 日に市内の全小中学校のコミュニティ・スクールの指定を完了し、平成 24 年度から全小・中学校一斉に地域とともにある学校づくりに努めている。各学校の学校運営の基本方針の保護者・地域への周知、外部人材を利用した教育活動実施を円滑に行うために継続した支援を行う。</p>
<p>防災教育推進事業</p>	<p>【目的】</p> <p>被災地視察の実施や防災訓練等に参加した中学生が、その体験談を学校で報告したり、地域で語ることにより、地域住民の防災意識を高め、災害に強い町づくりを実現してゆく。</p> <p>【内容】</p> <p>市内各中学校から代表生徒（中学 2 年生）を募り、夏季休業中の 3 日間で被災地視察や防災訓練参加等を行う。</p>
<p>研究指定校補助事業 （特色ある学校づくりの推進）</p>	<p>【目的】</p> <p>公募制による研究指定校を設置することで、長門市学校教育基本方針に基づく創意工夫を生かした主体的な学校づくりと、特色ある教育活動を推進する。</p> <p>【内容】</p> <p>各学校からの応募申請に基づき、本市教育推進にふさわしい研究に対して、研究指定を行う。</p> <p>学力向上、みすゞ教育（心の教育）、特別支援教育を視野に入れた研究課題を設定し、全ての領域において研究及び実践を推進し、その成果を本市小・中学校に広める。</p>
<p>いじめ問題に係る教</p>	<p>【目的】</p>

育相談

深刻化しているいじめ問題や不登校問題等の解決に向け、あらゆる諸機関で解決に向けて努力しているが、本市においても、いじめ問題や不登校問題は現存している。そのため、市としてこれを重要課題として位置付け、教育相談員（臨床心理士）1名を配置して、児童生徒や保護者・教職員の相談にあたり、各事例の改善を図る。

【内容】

○臨床心理士によるいじめ等に係る教育相談の実施

- ・問題を抱える児童・生徒への心への働きかけ
- ・学校各機関との連携、ネットワークづくりの構築・連携・調整
- ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談等

■社会教育（生涯学習・スポーツ推進）施策の実施状況

事業名\	事業概要
放課後子ども教室推進事業	<p>【目的】</p> <p>市内の小規模校を対象に、放課後に地域の大人の協力を得て、子どもの活動拠点として居場所をつくり、放課後の子どもの見守り、健全育成を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>実施校：俵山小学校、神田小学校、向陽小学校、向津具小学校 対象者：小学校1年生～6年生</p>
地域協育ネット事業	<p>【目的】</p> <p>中学校区をひとまとまりとした、地域ぐるみで子どもを育む仕組みづくりを推進する。</p> <p>地域総ぐるみで子どもを育てることで、子どもたちの「生きる力」を育むとともに地域活性化につなげる。</p> <p>【内容】</p> <p>公民館を中心とした地域の多様な教育資源を教育現場で積極的に生かすため、社会教育団体等が行う地域活動への参加を通して子どもたちの体験活動を充実させる。</p> <p>支援内容は、学校支援、部活動指導、環境整備、学校行事、登下校安全指導等がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通地域協育ネット（通小学校、通保育園） ・仙崎地域協育ネット（仙崎小学校、仙崎中学校） ・深川地域協育ネット（深川小学校、向陽小学校、深川中学校） ・俵山地域協育ネット（俵山小学校、俵山中学校） ・三隅地域協育ネット（明倫小学校、浅田小学校、三隅中学校） ・日置地域協育ネット（日置小学校、神田小学校、日置中学校） ・油谷地域協育ネット（油谷小学校、向津具小学校、菱海中学校）
生涯学習コーディネーター研修事業	<p>【目的】</p> <p>学校支援・家庭教育支援・放課後子ども教室に関わる者や、公民館活動の企画運営に関わる者等を対象とした研修会を実施し、地域の活動の核となる人材のコーディネート力の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館関係者を対象とした研修 ・地域協育ネット関係者（学校・地域・家庭）を対象とした研修 ・放課後子ども教室関係者を対象とした研修
家庭教育支援事業	<p>【目的】</p> <p>小・中学校及び保育園、幼稚園に家庭教育学級を開設し、学級運営に役立つ研修会や意見交換会の実施及び幼児期の学習支援、相談事業を実施する。</p>

	<p>家庭の教育機能の向上と児童の健全育成を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校家庭教育学級補助金（小学校 11 校、中学校 6 校） 補助金額：20,000 円 ・保育園・幼稚園家庭教育学級補助金（保育園 9 園、へき地保育所 1 園、幼稚園 3 園） 補助金額：10,000 円 ・全体研修会の開催
<p>人権教育講座開設事業・人権教育啓発推進事業</p>	<p>【目的】</p> <p>市民を対象に人権教育を推進するための講座を開設し、人権意識の向上や人権についての啓発・啓蒙を図る。また、市民を対象に講演会を開催する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間 3 回の人権教育セミナーを市内各地区で開催する。 ・人権フェスティバルの開催。
<p>公民館まつり開催事業</p>	<p>【目的】</p> <p>公民館利用団体の日頃の活動の成果を発表する機会を設けることで、社会教育や生涯学習について地域住民に啓発啓蒙するだけでなく、団体相互の交流や発表を通じ利用者自身の学習意欲の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>公民館利用団体等の発表会及び展示会を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通地区文化祭 ・仙崎公民館まつり ・仙崎生涯学習発表大会 ・公民館まつり（中央公民館） ・みすみ文化祭（三隅文化祭実行委員会共催） ・油谷地区文化祭（油谷の文化を高める会共催、ゆやふるさとまつりと同時開催） ・生涯学習のつどい（日置農村環境改善センター・油谷の文化を高める会共催）
<p>公民館主催事業</p>	<p>【目的】</p> <p>各地区公民館運営協議会による企画運営により、各地域の特色ある各種教室、講座等を開催し、生涯学習の推進を図るとともに、地域化活性化の実現に寄与する。</p> <p>【内容】</p> <p>地域のさまざまな年齢層を対象に、多様なプログラムを提供する。</p>
<p>移動図書館巡回サービス事業</p>	<p>【目的】</p> <p>交通弱者の方々や、図書館から遠隔地域の市民へのサービスとして、車両に図書を搭載して巡回し、貸出・返却を車両で行う移動図書館サービスを実施することで、市民の誰もが身近に図書に触れることができる環境づくりを図る。</p>

	<p>【内容】</p> <p>移動図書館車「ぐるブック号」により、市内小学校・保育園・施設等 27 ヶ所を 3 コース月 2 回巡回。</p> <p>A コース 通・三隅方面 10 ステーション</p> <p>B コース 湯本・渋木・真木・俵山方面 8 ステーション</p> <p>C コース 日置・油谷方面 9 ステーション</p>
<p>子ども読書活動推進体制整備事業</p>	<p>【目的】</p> <p>小学校、保育園、子育て支援センター、福祉施設等からの依頼を受けて読み聞かせボランティアを派遣することで、子どもや高齢者の読書活動を推進する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児から高齢者まで、障害者や健常者までの幅広い層の読書環境を整え、図書館を利用しやすくする。 ・市内小学校、保育園及び施設等に赴き、読み聞かせ事業を行う。
<p>我がまちのスポーツ推進事業</p> <p>【平成 26 年度終了】</p>	<p>【目的】</p> <p>山口国体の成果を地域づくりに繋げるため、各市の国体開催競技を「我がまちスポーツ」として位置付け、競技の普及・定着を図るとともに、国体開催により充実したスポーツ環境や培われた幅広い人材等を活用し、地域活性化の取組みを推進する。</p> <p>【内容】</p> <p>長門市の我がまちスポーツ⇒ラグビーフットボール、空手道、シーカヤック</p> <p>取り組み団体に対し助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長門市ラグビーフットボール協会補助 ・山口県ラグビーフットボール協会補助 ・長門市空手道連盟補助 ・油谷湾シーカヤックフェスティバル実行委員会補助 ・(一社)長門市観光コンベンション協会補助
<p>ラグビーワールドカップ 2019 長門市キヤンプ招致事業</p>	<p>【目的】</p> <p>ラグビーワールドカップ 2019 のキヤンプ招致へ向けて、長門市民一体となって取り組むため、市民の機運醸成を図るとともに、キヤンプ受入れへ向けた調査研究を行うため、「ラグビーワールドカップ 2019 長門市招致委員会」へ補助する。</p> <p>【内容】</p> <p>ラグビーワールドカップ 2019 長門市招致委員会の事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究事業 ・広報啓発事業 ・招致サポーター募集事業 ・コラボ商品啓発事業

(4) 専門的な行政サービスが行えるようになったか。

■ 合併時以降に新設され、現在(H26.4)も設置している課、室等の一覧【設置年順】

課、室等	設置年月
徴収対策室	H20.4
子ども未来室	H20.4
地域包括支援センター	H21.4
観光課	H22.4
保健課	H23.4
商工振興室	H24.4
防災危機管理課	H25.4
市民協働推進室	H25.4
経営改革室	H25.4
人権推進室	H25.4
消費者生活センター	H25.4
地域医療連携室	H25.10
成長戦略推進課	H26.4
一市一農場推進室	H26.4

■ 国際化推進担当の組織体制と取組の状況

担当課	事業名	事業概要
総務課(秘書室)	日韓スポーツ・文化交流事業	<p>【目的】 公益社団法人長門青年会議所が行う韓国鎮海青年会議所との交流事業で、お互いの国の文化、風土を理解するとともに、国際的な感覚を肌で実感し、世界で通用する人材育成を行うことを目的に、中学生が隔年でお互いの国を訪れ、スポーツや文化を通じて交流を図る。</p> <p>【内容】 長門市国際交流に関する補助金等交付要綱に基づき、交流事業に必要な経費の一部を補助する。</p> <p>事業名 日韓親善交流事業 事業主体 公益社団法人 長門青年会議所 事業内容 本市と昌原市鎮海区(韓国)との中学生のホームステイを通じての国際交流に要する経費の一部を補助</p>

観光課

ながと国際観光推進協議会事業

【目的】

国内の観光客数が伸び悩む中、近年増加傾向である外国人観光客の誘致を図るため、官民が連携する「ながと国際観光推進協議会」を中心に、留学生や海外在住経験者等との協力体制を構築し、外国語対応ガイドの養成を行い、観光情報の収集、提供及び観光関係機関との連携を推進する。また、国際観光説明会等に参加し情報発信を行うことで、本市の知名度向上を図る。

【内容】

「ながと国際観光推進協議会」の行う事業に対して補助金を交付する。

○情報発信事業

韓国の自転車専門雑誌やインターネット動画サイトなど訴求力のあるメディアを活用した情報発信の充実を図るため、業界関係者や有名ブロガーを招請し情報発信を行った。また、下関港を起点とする広域観光ルート形成を図るため、下関・長門・美祢3市合同による現地観光素材説明会を実施

○受入体制整備事業

- ・ルネッサながと舞台見学ツアー
- ・ルネッサながとを活用したコンベンション誘致
- ・観光素材集発行

○その他

- ・セールスプロモーション
- ・視察・取材対応

《現状》※長門市外国人観光客数

国別	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
韓国	39	40	40	841	4,595	7,090	10,261	9,458
台湾	100	100	100	158	92	307	446	1,626

■各種減免措置の状況

区分\	減 免 内 容				
市民税	市民税の減免は、次に掲げるところによる。				
	(1)賦課期日後に生活保護法による保護の適用を受けることとなった者で納期限前7日までに保護を受けている者又はこれに準ずる者(要保護者)については、その保護を受けている期間又はこれに準ずる期間当該納期分の市民税を免除する。				
	(2)学生、生徒及びこれに類する者については、当該年度の納税が困難であると認められる場合は、その者の所得割額を実情に応じて軽減し、又は免除する。				
	(3)納税者が死亡し、又は疾病、失業、廃業、休業等により当該年度の納税が著しく困難であると認められる場合は、その者の所得割額に次の表に掲げる区分による率を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。				
	所得の減少程度 ＼ 合計所得金額	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上 10分の8未満	10分の8以上	備考
	70万円以下であるとき。	10分の5	10分の7	全部	所得の減少程度は、申請のあった月までの現況により1年間を推定するものである。
	100万円以下であるとき。	10分の4	10分の6	10分の8	
	150万円以下であるとき。	10分の3	10分の5	10分の7	
	200万円以下であるとき。	10分の2	10分の4	10分の6	
	200万円を超えるとき。	10分の1	10分の3	10分の5	
(4)前号の納税者が死亡し、納税義務の承継が著しく困難であると認められる場合は、その事由が発生した日以後に到来する当該年度の納期分に係る税額を免除することができる。					
(5)納税者又は扶養親族に係る医療費が当該納税者の前年の所得の10分の3以上支出された場合は、第3号に準じて軽減し、又は免除する。この場合において、同号の表中「所得の減少程度」とあるのは「医療費」と読み替えるものとする。					
(6)災害により次の事由に該当することとなった者に対しては、次の表の区分による率を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。					
事由			軽減又は免除の割合		
死亡した場合			全部		
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合			全部		
障害者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。)となった場合			10分の9		
(7)納税義務者(法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同条同項第8号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条					

第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。))又は法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。)が1,000万円以下であるものに対しては、次の表の区分による率を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

合計所得金額	損害程度	
	10分の3以上10分の5未満	10分の5以上
500万円以下であるとき。	2分の1	全部
750万円以下であるとき。	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき。	8分の1	4分の1

(8)天災その他の理由により農作物に被害があった場合には、減収による損失額の合計額(農作物の減収価額から農業災害補償法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)に対しては、農業所得に係る市民税の所得割の額(当該年度分の市民税所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額にあん分して得た額)について次の表の区分による率を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下であるとき。	全部
400万円以下であるとき。	10分の8
550万円以下であるとき。	10分の6
750万円以下であるとき。	10分の4
750万円を超えるとき。	10分の2

固定資産税

固定資産税の減免は、次に掲げるところによる。

- (1)生活保護法による保護の適用を受ける者の所有する固定資産で直接住居の用に供する家屋、土地に係る固定資産税については、保護受給期間中の当該納期分の税額を免除する。ただし、保護停止期間中の者については、当該納期分の税額の2分の1の額を軽減する。
- (2)公益のため直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)に係る固定資産税については、全額免除する。
- (3)その者の所有に係る固定資産につき災害により損害を受けた者に対しては、災害の発生した月の納期以後の納期に係る固定資産税について、次の表の区分によ

る率を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

ア 農地又は宅地

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき。	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき。	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき。	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき。	10分の4

イ 家屋

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき。	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき。	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき。	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき。	10分の4

ウ 農地又は宅地以外の土地については、アに準ずる。

エ 償却資産については、イに準ずる。

長門市ケーブルテレビ放送施設に係る加入負担金及び利用料

(全額免除の対象者)

利用料等の全額免除の対象となる加入者は、市に生活の本拠としての住居を有し、かつ、その世帯が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 日本放送協会の定める放送受信料免除基準の「1 全額免除」に該当する場合
- (2) センター条例第17条の規定により利用を休止している場合
- (3) その他市長が特に必要と認める場合

(半額免除の対象者)

利用料等の半額免除の対象となる加入者は、市に生活の本拠としての住居を有し、かつ、その世帯が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 日本放送協会の定める放送受信料免除基準の「2 半額免除」に該当する場合
- (2) 70歳以上の一人暮らしの世帯又は65歳以上の者のみで構成される世帯で70歳以上の者を世帯の構成員に有する世帯であって、かつ、その世帯を構成するすべての者が市民税非課税の場合
- (3) 母子又は父子のみの世帯であって、かつ、その世帯を構成するすべての者が市民税非課税の場合

	(4) その他市長が特に必要と認める場合
各種使用料 (別に定めがあるものは除く)	<p>次の各号のいずれかに該当するものは使用料を減額し、又はこれを徴収しないことができる。</p> <p>(1) 法令の規定により無料の取り扱いをするもの</p> <p>(2) 国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に使用するため申請があったもの</p> <p>(3) 市長が特に公益上使用料を減額し、又は徴しないことが適当であると認めたもの</p> <p>(4) 公費の救助を受けるもの</p> <p>(5) 市長において使用料納付の資力がないと認めたもの</p>
保育料	<p>市長は、納入義務者が災害等により保育料の負担が困難と認められるときは、保育料の一部又は全部を減額し、又は免除することができる。</p>
国民健康保険料	<p>市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し保険料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(2) 貧困のため保険料を納付することが困難であると認められる者</p> <p>(3) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)</p> <p>ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者</p> <p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者</p> <p>(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>(イ) 船員保険法の規定による被保険者</p> <p>(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員</p> <p>(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。</p>
後期高齢者医療保険料の延滞金	<p>市長は、被保険者又は連帯納付義務者が次の各号のいずれかに該当し、やむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。</p>

	<p>(1) 被保険者又は連帯納付義務者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害又は盗難により損失を受けたとき。</p> <p>(2) 被保険者又は被保険者と生計を一にする親族が生活保護法(昭和25年法律第14号)の規定による扶助を受けているとき。</p> <p>(3) 被保険者又は被保険者と生計を一にする親族が疾病にかかり、又は死亡したため多額の出費を要し、生活が困難と認められるとき。</p> <p>(4) 被保険者又は連帯納付義務者がその事業について甚大な損失を受けたとき。</p> <p>(5) 被保険者又は連帯納付義務者が失職等したとき。</p> <p>(6) 被保険者又は連帯納付義務者が破産の宣告を受けたとき。</p> <p>(7) 被保険者又は連帯納付義務者が法令の規定等により身体を拘束されたため、納付することができなかつた事情があると認められるとき。</p> <p>(8) 被保険者又は連帯納付義務者が賦課に関する不服申立て又は出訴したことにより保険料額について更正がなされたとき。ただし、不服申立て又は出訴の日からその決定書、決裁書又は判決書の発送の日以後10日までの期間に対する延滞金に限る。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が減免の必要があると認めるとき。</p>
<p>介護保険料</p>	<p>市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業若しくは業務の休廃止若しくは事業における著しい損失又は失業等により著しく減少した場合</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合</p> <p>(5) その他特別な理由がある場合</p>
<p>一般廃棄物及び産業廃棄物処理手数料</p>	<p>市長は、天災その他特別の理由があるときは、手数料を減免することができる。</p>
<p>斎場使用料(火葬料)</p>	<p>斎場使用料(火葬料)の減免は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第1条の適用を受ける死亡者のために斎場を使用する者 全額免除</p>

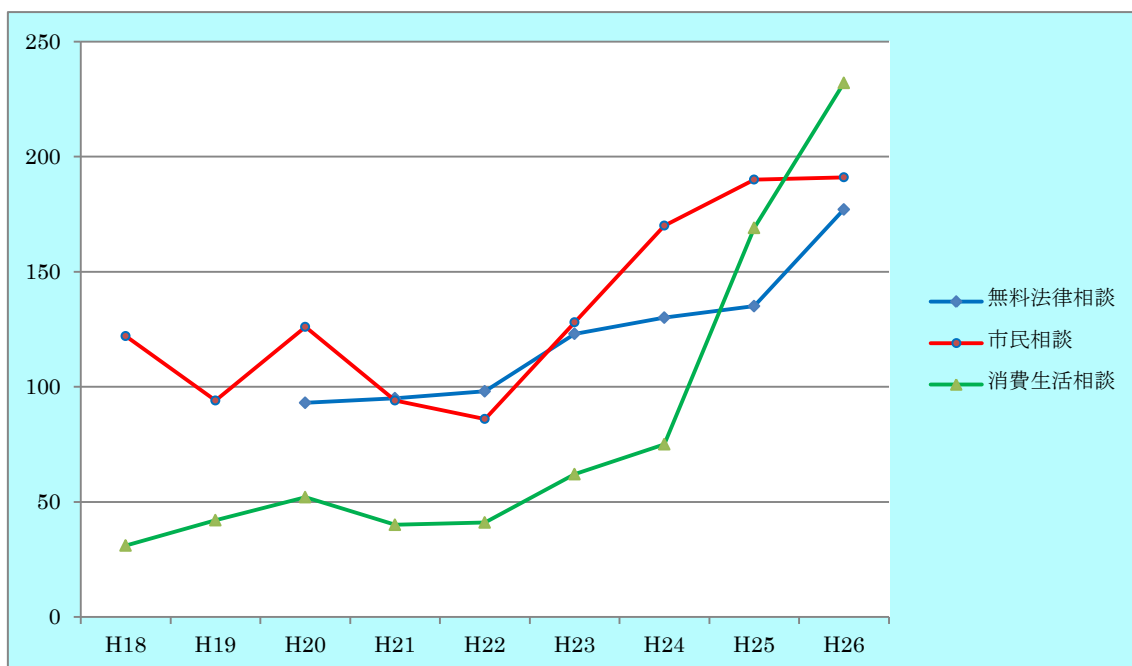
	(2)その他市長が使用料を減免することが適当であると認める者 市長が定める額の免除
受益者分担金 (別に定めがあるものは除く)	市長は、天災その他特別の理由がある場合において必要があると認めるときは、分担金を減免し、又はその徴収を延期することができる。
市営住宅家賃	市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。 (1)入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2)入居者又は同居者が病気にかかったとき。 (3)入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4)その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。
下水道使用料 (農業集落排水・漁業集落排水含む)	下水道使用料の減免は、次に掲げるところによる。 (1)水道施設の漏水のとき。 (2)火災における消火に使用したとき。 (3)濁水の放水に使用したとき。 (4)池等に使用し、かつ、その水量の明らかなきとき。 (5)その他市長が認めたとき。
下水道事業受益者負担金及び分担金	市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金又は分担金を減額し、又は免除することができる。 (1)国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 (2)国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 (3)国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 (4)生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護を受けている受益者又はこれに準ずると認められる受益者 (5)事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者 (6)前各号に掲げる受益者のほか、特に減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者
水道料	市長は、公益上その他特別の事由があると認めたときは、給水負担金、料金又は手数料を減免することができる。
子育て短期支援事業	ひとり親世帯の軽減免除措置 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子又は配偶者のいない男子で現に児童を扶養しているものについては、利用者負担額を次のとおり軽減免除する。 (1)市町村民税非課税世帯に該当する場合、利用者負担額を免除する。

	(2)その他の世帯に該当する場合、利用者負担額の4割を軽減する。
児童クラブ事業	市長は、生活保護法による被保護者世帯、市民税非課税世帯又は災害その他やむを得ない事由により利用者負担金の納入が困難と認められる世帯の利用者負担金の一部又は全部を減免することができる。

■市民相談等の実施状況

(単位：人)

区分\年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
無料法律相談	—	—	93	95	98	123	130	135	177
市民相談	122	94	126	94	86	128	170	190	191
消費生活相談	31	42	52	40	41	62	75	169	232



■職員研修の実施状況

(単位：上段は講座件数、下段は参加人数)

区分\年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
セミナーパーク 研修	29	26	32	35	30	35	39	35	35	38
	116	69	113	123	103	91	95	91	100	100
独自研修	7	3	6	12	7	12	16	18	13	13
	162	207	192	453	388	473	512	594	579	448
その他研修	2	2	2	1	—	—	—	—	4	9
	2	3	3	2	—	—	—	—	9	9

■職員派遣の実施状況

区分\年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
山口県派遣	1	—	1	—	1	2	2	2	2	2
下関市派遣	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1
広域連合派遣	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1
その他派遣 (自治大学等)	—	1	1	1	1	1	1	1	—	—

■自主研究グループの活動状況

年度\区分	グループ数	人数	研究項目
H19	1	11	食育研究
H21	1	5	空き家有効活用
H22	1	7	長門土産開発
H23	1	6	Twitterを利用した情報発信
H24	4	10	RWC2019 誘致研究
		12	長門にしかないもの探索・研究
		7	ガールズ目線から見る観光スポットの探索
		8	長門女子旅企画・提案
H25	3	10	RWC2019 の調査・研究
		13	平成 26 年度かまぼこ板を使った卓球選手権大会の開催
		5	ながとキャラクター研究会
H26	2	9	RWC2019 の調査・研究
		12	平成 26 年度かまぼこ板を使った卓球選手権大会の開催

(5) 住民の暮らしが便利になったか。

■支所、出張所における窓口業務の状況

窓口業務\支所名		三隅	日置	油谷	通	仙崎	俵山	向津具	宇津賀
税務関係	所得証明、所得課税証明書、課税・非課税証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
	納税証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
	名寄帳等の閲覧	○	○	○	○	○	○	○	○
	無資産証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
	評価証明書(評価額) 土地・家屋	○	○	○	○	○	○	○	○
	公課証明書(課税額) 土地・家屋	○	○	○	○	○	○	○	○
	記載事項証明(土地・家屋)	○	○	○	○	○	○	○	○
	住宅用家屋証明	○	○	○	○	○	○	○	○
	営業証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
	軽自動車ナンバーの発行・消滅	○	○	○	○	○	○	○	○
	軽自動車納税証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
	戸籍・住基関係	死亡届、出生届、婚姻届等	○	○	○	○	○	○	○
転入届、転出届等		○	○	○	○	○	○	○	○
住民票、住民票記載事項証明		○	○	○	○	○	○	○	○
広域交付住民票		○	○	○	○	—	○	—	—
戸籍全部事項証明(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明(戸籍抄本)		○	○	○	○	○	○	○	○
除籍全部事項証明、除籍個人事項証明、除籍・改製原戸籍謄本、除籍・改製原戸籍抄本		○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍届書記載事項証明		○	○	○	○	○	○	○	○
受理証明		○	○	○	○	○	○	○	○
身分証明書		○	○	○	○	○	○	○	○
附票全部証明(謄本、抄本)		○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑登録		○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑登録証明書		○	○	○	○	○	○	○	○
住基カード交付		○	○	○	△	△	△	△	△
年金関係	未支給年金申請受付	○	○	○	○	○	○	○	○
	国民年金得喪受付	○	○	○	○	○	○	○	○
	免除申請	○	○	○	○	○	○	○	○

	裁定請求	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他年金の相談	○	○	○	○	○	○	○	○
保険関係	国保得喪手続き	○	○	○	○	○	○	○	○
	高額医療費請求受付	○	○	○	○	○	○	○	○
	療養費請求受付	○	○	○	○	○	○	○	○
	葬祭費請求受付	○	○	○	○	○	○	○	○
	出産育児一時金請求受付	○	○	○	○	○	○	○	○
	国民健康保険証の交付（再発行）	○	○	○	○	○	○	○	○
	前期高齢者受給者証	○	○	○	○	○	○	○	○
	後期高齢者医療保険証再発行	○	○	○	○	○	○	△	△
	限度額認定証	○	○	○	○	○	○	○	○
	国民健康保険料納付証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
	生活環境関係	犬の新規登録	○	○	○	－	－	－	－
犬の登録抹消		○	○	○	－	－	－	△	△
注射済証の交付		○	○	○	－	－	－	－	－
埋火葬許可書交付		○	○	○	○	○	○	○	○
改葬許可等発行		○	○	○	－	－	－	△	△
健康福祉関係	生活保護相談	○	○	○	△	△	△	△	△
	保護費支給	○	○	○	○	○	○	○	○
	タクシー券交付	○	○	○	○	○	○	○	○
	児童手当受付	○	○	○	○	○	○	○	○
	保育園、幼稚園入園受付	○	○	○	△	△	△	－	－
	児童クラブ事務業務	○	○	○	△	△	△	－	－
	福祉手当受付	○	○	○	○	○	○	○	○
	福祉医療受付	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害手帳申請受付・交付	○	○	○	○	○	○	○	○
	医療券交付	○	○	○	○	○	○	○	○
	NHK 減免申請受付	○	○	○	○	○	○	○	○
	有料道路割引申請受付	○	○	○	△	△	△	－	－
	入浴料割引証明書交付	○	○	○	○	○	○	△	△
	日常生活用具給付受付	○	○	○	○	○	○	○	○
	やまぐち障害者専用駐車場利用証申請受付	○	○	○	○	－	○	－	－
自立支援医療申請受付	○	○	○	○	○	○	○	○	

	高齢者福祉サービス受付	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護保険関係申請受付	○	○	○	○	○	○	○	○
	予防接種受付	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	納付書再発行（税金、保険料、水道料） 及び収納	○	○	○	○	○	○	○	○
	告知端末機の相談受付（故障等）	○	○	○	○	○	○	○	○
	告知端末機の名義変更、廃止手続き	○	○	○	○	○	○	○	○
	CATV(インターネット)の加入、脱退手続き	○	○	○	○	○	○	○	○
	CATV 減免申請手続き	○	○	○	○	○	○	○	○
	交通災害共済加入、請求申請	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車臨時運行許可	—	—	○	—	—	—	—	—
	水道名義変更・廃止	○	○	○	○	○	○	○	○
	経営所得安定対策事業（旧：農業者戸別 所得補償制度）申請受付	○	○	○	○	—	—	—	—
	耕作面積証明発行	○	○	○	—	—	—	—	—
	道路占用、証明等	○	○	○	—	—	—	—	—
	船員雇入・雇止届出／雇入契約変更（更 新）届出	—	—	—	—	○	—	—	—
	航行報告受理・航行報告証明	—	—	—	—	○	—	—	—
	船員手帳交付・書換・再交付・訂正	—	—	—	—	○	—	—	—
	船員手帳の資格転記	—	—	—	—	○	—	—	—

■電子申請手続き一覧

電子申請ができるもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証明書の交付申請 ・後援・共催申請（教育委員会） ・後援・共催申請（市長部局） ・戸籍の附票の写しの交付請求 ・住民票の写しの交付請求 ・水道開栓申請 ・水道閉栓申請 ・福祉医療費 資格喪失届（乳幼児用） ・福祉医療費 資格喪失届（ひとり親家庭用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療費 住所・氏名・保険変更届（乳幼児用） ・福祉医療費 受給者証更新申請（乳幼児用） ・福祉医療費 受給者証交付申請（乳幼児用） ・福祉医療費 受給者証再交付申請書（乳幼児用） ・福祉医療費 受給者証再交付申請書（ひとり親家庭用） ・職員採用試験受験申込み ・図書予約（本館・ゆや分館・移動図書館）

■郵便局におけるワンストップサービスの状況

実施郵便局	開始年月日	ワンストップサービス（証明交付）の内容
川尻郵便局	H15.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍（全部記載・個別記載） ・住民票（全部・一部） ・印鑑証明書 ・所得証明書（住民税関係） ・課税証明書（住民税関係） ・納税証明書（住民税関係） ・納税証明書（軽自動車関係 ただし、継続検査用を除く） ・納税証明書（固定資産税関係）
宗頭郵便局	H15.7.1	
三隅郵便局	H15.7.1	
沢江郵便局	H15.7.1	
湯本郵便局	H17.8.1	
黄波戸郵便局	H17.8.1	
伊上郵便局	H22.5.1	

■時間外受付（年度末、年度初め）の開設状況

期間	延長・開庁時間	開設窓口	取扱業務
3月下旬～4月上旬	平日 17:15～19:00 休日 8:00～12:00	長門市役所 市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・住所変更の届出 ・印鑑登録申請 ・各種証明書交付（戸籍謄抄本、住民票、印鑑登録証明書等）

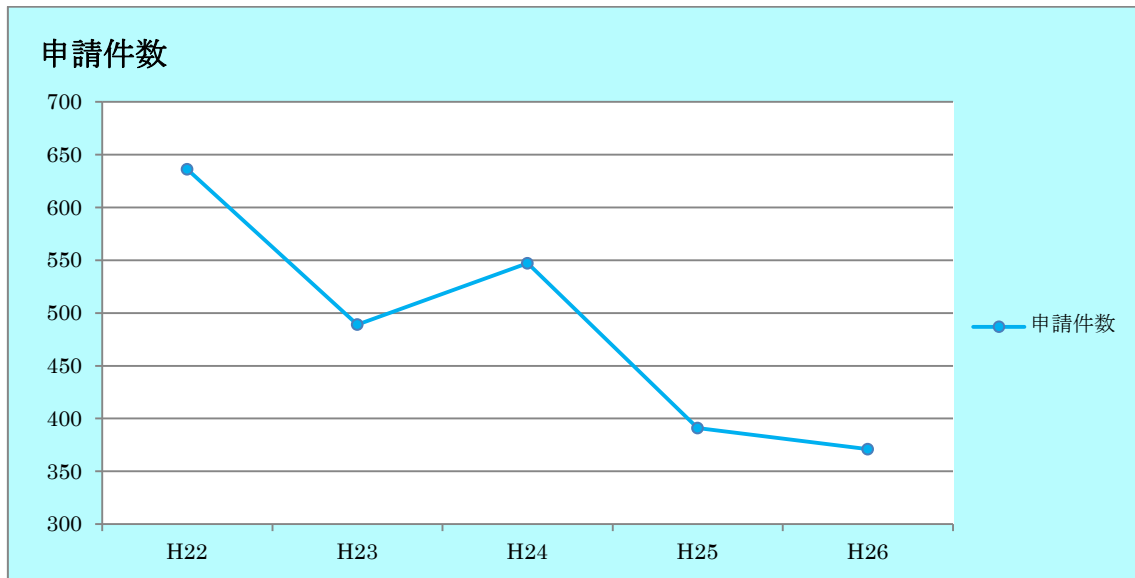
■コンビニ収納の実施状況

費目	開始年月	取扱店（コンビニストア）
市税 国保料 後期保険料 介護保険料 住宅使用料 保育料	H22.10～	エブリワン、くらしハウス、ココストア コミュニティ・ストア、サークルK、スーパー北海道 スリーエイト、スリーエフ、セイコーマート 生活彩家、セーブオン、セブンイレブン タイエー、デイリーヤマザキ、ハセガワストア ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ
水道料及び下水道 使用料	H23.4～	ヤマザキスペシャルパートナーシップ ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア 100 ローソンマート、MMK設置店

■ パスポート申請・交付の状況

(単位：件)

区分\年度	H22	H23	H24	H25	H26
申請件数	636	489	547	391	371
交付件数	617	488	552	383	380
合計	1,253	977	1,099	774	751



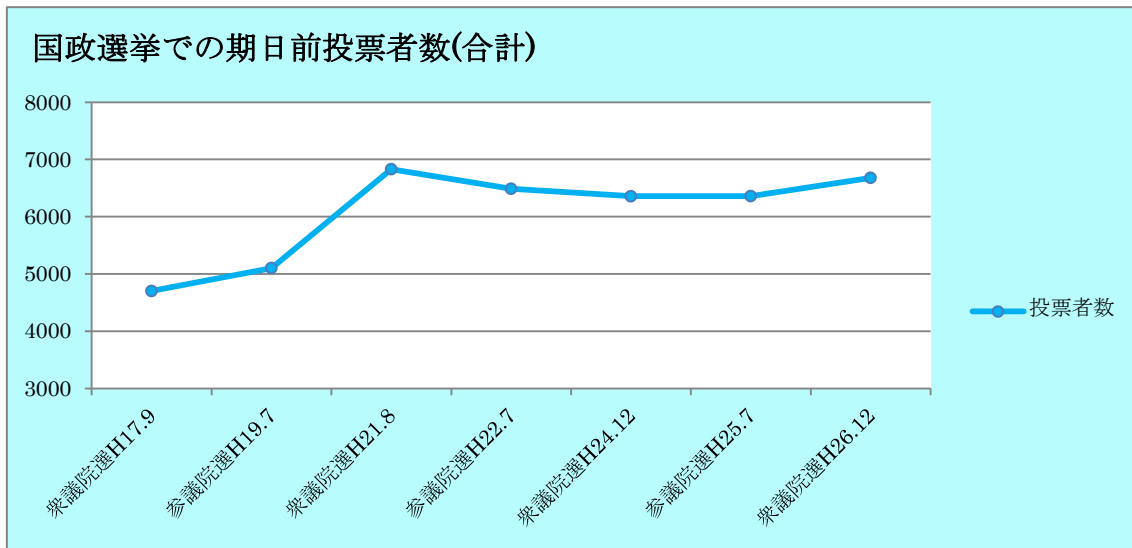
■ 期日前投票所の設置状況

期日前投票所名	期日前投票所場所	所在地
長門期日前投票所	長門市選挙管理委員会事務局	東深川 1324 番地 1 (正明市 4 区)
三隅期日前投票所	長門市役所三隅支所	三隅中 1473 番地 (土手)
日置期日前投票所	長門市役所日置支所	日置上 5914 番地 3 (古市上)
油谷期日前投票所	長門市役所油谷支所 1 階	油谷新別名 964 番地 (駅通)
通期日前投票所	通出張所	通 671 番地 2 (通 10 区)
仙崎期日前投票所	仙崎 "	仙崎 1374 番地 (南町)
俵山期日前投票所	俵山 "	俵山 2302 番地 1 (大羽山)
宇津賀期日前投票所	宇津賀 "	油谷後畑 1894 番地 1 (大畠)
向津具期日前投票所	向津具 "	油谷向津具下 3265 番地 2 (大和)

■ 国政選挙での期日前投票の状況 *補選を除く

(単位：人)

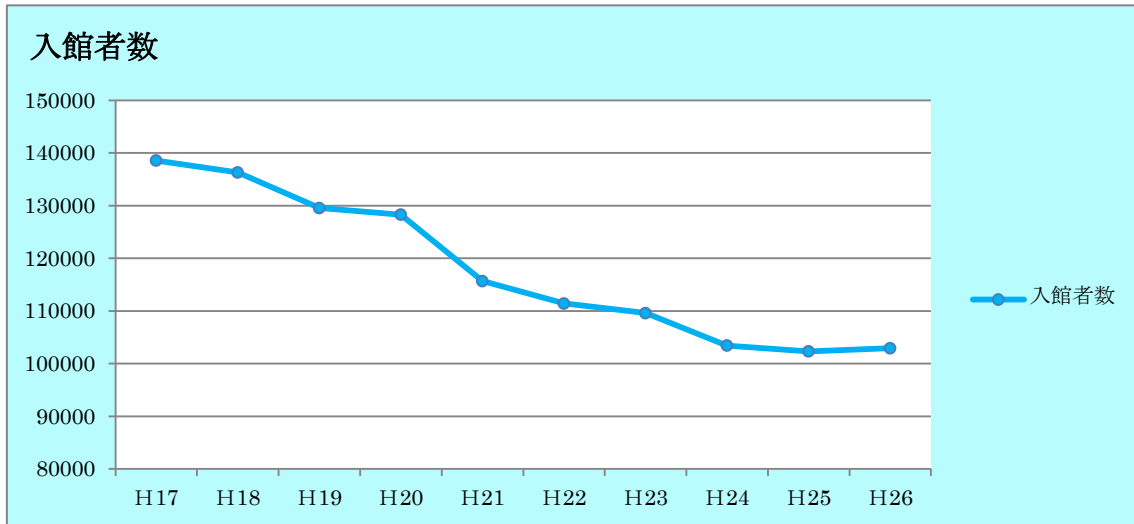
投票所名\選挙名	衆議院選	参議院選	衆議院選	参議院選	衆議院選	参議院選	衆議院選
	H17.9	H19.7	H21.8	H22.7	H24.12	H25.7	H26.12
長門期日前投票所	1,971	2,330	3,252	3,141	3,064	3,015	3,238
三隅期日前投票所	478	511	647	624	622	638	617
日置期日前投票所	870	808	924	825	707	700	791
油谷期日前投票所	705	746	954	910	1,002	974	1,017
通期日前投票所	175	99	170	149	143	133	162
仙崎期日前投票所	248	294	428	411	395	470	430
俵山期日前投票所	103	167	238	203	198	237	197
宇津賀期日前投票所	106	50	54	68	64	42	54
向津具期日前投票所	45	98	163	157	162	151	173
合 計	4,701	5,103	6,830	6,488	6,357	6,360	6,679



■図書館の利用状況

(単位：人)

区分\年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
入館者数	138,575	136,308	129,545	128,303	115,676	111,425	109,595	103,449	102,341	102,932



■図書館の取組

	主な事業\	開催時期	事業概要
主催事業	アニメ上映	月2回	毎月第1・第4土曜日にアニメを上映 【対象】 幼児～小学生と保護者
	映画上映	月1回	主に洋画を中心に上映。1～2作品約5日間 【対象】 一般
	夏休み図書館体験 “四”隊	8月頃	小学生を対象にした、図書館の仕事体験 【対象】 市内小学5・6年
	夏休み宿題応援	7・8月頃	夏休み自由研究カード作成 【対象】 市内小・中学生
	図書館コンサート	11月、12月及び 随時	図書館の広い空間の中で、国内外のアーティストによる演奏を楽しんでもらう。 【対象】 入館者
	たまごの会	毎月第4金曜日	乳幼児と保護者を対象にした、読み聞かせなど 【対象】 乳幼児と保護者
	ひなの会	毎月第1金曜日	2歳、3歳児と保護者を対象にしたおはなし会 【対象】 2歳、3歳児と保護者
	ゆりかご	毎月第3火曜日	0～2歳児対象読み聞かせ（ゆや分館） 【対象】 0歳～2歳児と保護者
	雑誌スポンサー募	随時	雑誌スポンサーに雑誌の購入費用を負担していただき、提

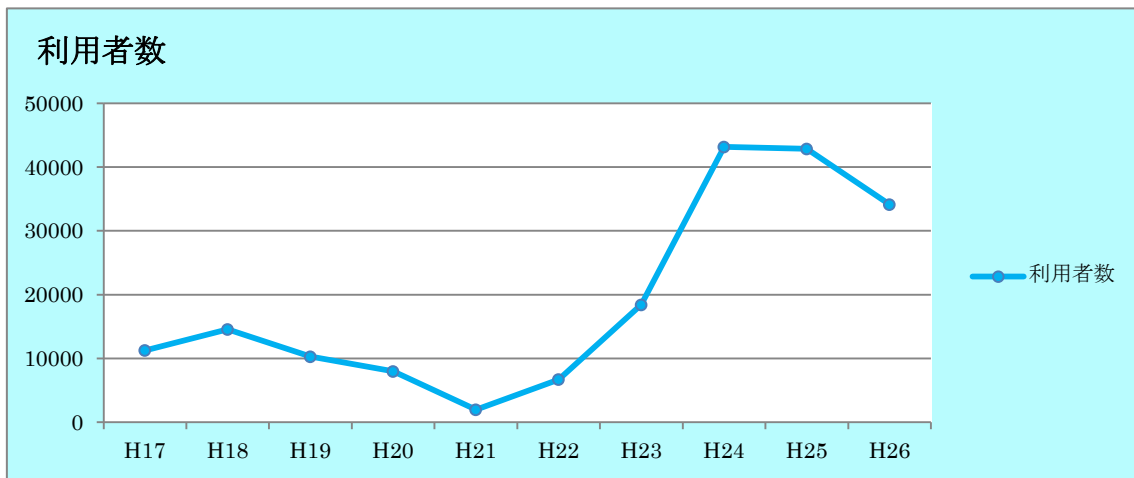
	集		<p>供いただいた雑誌の最新号カバーに雑誌スポンサーの広告を掲示する。</p> <p>【対象】市内外業者</p>
ボランティア支援活動	おはなしポケット派遣事業	随時	<p>幼稚園・保育園・小学校・高齢者施設などから要請を受け、よみきかせボランティアを派遣</p> <p>【対象】幼稚園・保育園・小学校・高齢者施設</p>
	かみしばい	毎月第1・3土曜日	<p>ボランティアと職員による、かみしばいを使った読みきかせ</p> <p>【対象】小学生以下と保護者</p>
	さっちゃんのかみしばい	毎月第3土曜日	<p>ボランティアによるかみしばい</p> <p>【対象】小学生以下と保護者</p>
	おはなしポケット	毎月第2土曜日	<p>おはなしポケットによる読みきかせ</p> <p>【対象】小学生以下と保護者</p>
	おはなし会	毎月第4土曜日	<p>おはなしの会による読みきかせ</p> <p>【対象】小学生以下と保護者</p>
	おはなしぼっこ	第5土曜日	<p>語りによるおはなし会</p> <p>【対象】5歳以上と保護者</p>
	よみっこくらぶ	毎月第2・第4土曜日	<p>読み聞かせ（ゆや分館）</p> <p>【対象】小学生以下と保護者</p>
	読書会	毎月第4土曜日	<p>毎月全員が同じ本を読み、感想や討論などを行い、読解力の向上と表現力の向上をはかる。</p> <p>【対象】一般</p>
	共催事業	としょかんまつり	11月
図書館職員「勝手にこの一冊！」		月1回	<p>図書館職員全員が、それぞれ読んだ図書の感想を、館内と長門時事新聞に掲載し、読書の面白さを伝える。</p> <p>【対象】一般</p>

■ 俵山多目的交流広場の利用状況 * 国体関連の利用は除く

(単位：人)

競技名\年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
ラグビー	3,703	4,693	3,660	3,654	1,128	3,743	6,134	7,420	9,804	7,508
サッカー	4,258	5,405	5,491	2,725	120	1,565	10,571	34,364	31,710	25,582
その他	3,311	4,458	1,128	1,594	723	1,399	1,697	1,370	1,333	1,034
合計	11,272	14,556	10,279	7,973	1,971	6,707	18,402	43,154	42,847	34,124

* H21 は芝改修のため使用できない期間があった。



■スポーツ施設の利用状況

(単位：人)

施設名\年度	H23	H24	H25	H26
ながと総合体育館	57,706	49,343	46,082	52,860
通体育館	1,047	1,361	1,555	1,818
青海島体育館	2,440	2,520	2,780	2,802
長門武道館	8,188	7,255	7,140	7,210
大畑体育館	—	1,109	1,192	1,066
長門市総合公園テニスコート	9,114	9,432	11,706	11,198
三隅上地区農業者健康管理センター	3,384	3,430	3,193	3,438
三隅農業者トレーニングセンター（全室）	13,693	13,729	11,978	12,367
三隅勤労者スポーツセンター	8,347	8,649	6,096	9,312
三隅総合運動公園	20,420	19,427	15,860	17,872
長門市日置 B&G 海洋センター	5,648	6,541	5,340	5,816
日置地域づくりセンター	1,040	1,930	973	3,361
日置総合運動公園	5,166	5,751	8,194	13,238
文洋体育館	897	803	1,189	1,361
伊上体育館	1,260	1,158	1,171	1,186
川尻体育館	650	755	796	794
油谷勤労者体育センター	4,718	4,529	4,580	4,697
油谷総合運動公園（グラウンド）	6,307	5,758	6,318	9,914

(6) 市の知名度はあがったか。

■過疎債を活用した事業状況

(単位：百万円)

年度	区分	事業名	総事業費	充当額
H17	ハード事業	市道上郷大神宮線改良舗装事業	3,196	1,097
		市道板持只ノ浜線改良舗装事業		
		市道青海線改良舗装事業		
		市道湯町東線改良舗装事業		
		市道北山千畳敷野田線改良舗装事業		
		市道古市農土園線改良舗装事業		
		市道山崎線改良舗装事業		
		市道本郷畑線改良舗装事業		
		市道仏崎線改良舗装事業		
		市道松崎線改良舗装事業		
		市道青村津黄線改良舗装事業		
		広域漁港整備事業（湊漁港）		
		広域漁港整備事業（大浦漁港）		
		地域水産物供給基盤整備事業（津黄漁港）		
		山口北地区広域漁場整備事業		
高度衛生管理水産物供給基盤整備事業				
地域水田農業再構築推進事業				
農業生産総合対策事業				
中山間地域総合整備事業（生産基盤）				
経営体育成基盤整備事業				
中山間地域総合整備事業（情報基盤）				
情報基盤整備事業				
小型動力ポンプ付積載車購入事業				
耐震性貯水槽設置事業				
高規格救急自動車購入事業				
合併処理浄化槽設置整備事業				
農業集落排水資源循環統合補助事業				
公共下水道事業				
特定環境保全公共下水道事業				
H18	ハード事業	市道上郷大神宮線改良舗装事業	3,185	1,164
		市道板持只ノ浜線改良舗装事業		
		市道青海線改良舗装事業		
		市道湯町東線改良舗装事業		
		市道山中線改良舗装事業		
		市道西中村線改良舗装事業		
		市道北山千畳敷野田線改良舗装事業		
		市道古市農土園線改良舗装事業		
		市道野田後畑線改良舗装事業		
		市道東大坊岡田ヶ浴線改良舗装事業		
		市道本郷畑線改良舗装事業		
		市道本郷泉線改良舗装事業		
		広域漁港整備事業（通漁港）		
		広域漁港整備事業（大浦漁港）		
		地域水産物供給基盤整備事業（津黄漁港）		
		漁村再生交付金事業（立石漁港）		
		県営広域漁港整備事業（仙崎漁港）		
		山口北地区広域漁場整備事業		
地域水田農業再構築推進事業				
農林業等振興対策事業				
中山間地域総合整備事業（生産基盤）				
経営体育成基盤整備事業				
中山間地域総合整備事業（情報基盤）				
情報基盤整備事業				
小型動力ポンプ積載車、消防ポンプ自動車購入事業				
耐震性貯水槽設置事業				
消防機庫整備事業				
高齢者向け優良賃貸住宅整備事業				
合併処理浄化槽設置整備事業				
農業集落排水資源循環統合補助事業				
公共下水道事業				
特定環境保全公共下水道事業				

H19	ハード事業	市道上郷大神宮線舗装事業 市道板持只の浜線改良舗装事業 市道青海線改良舗装事業 市道湯町東線改良舗装事業 市道山中線改良舗装事業 市道豊原小島線改良舗装事業 市道土手正楽寺線改良舗装事業 市道向山線改良舗装事業 市道北山千畳敷線改良舗装事業 市道古市農土園線改良舗装事業 市道大内山上畑下線改良舗装事業 市道東大坊・岡田ヶ浴線改良舗装事業 市道本郷・泉線改良舗装事業 市道本郷・畑線改良舗装事業 市道仏崎線改良舗装事業 地域水産物供給基盤整備（津黄漁港）事業	広域漁港整備（通漁港）事業 広域漁港整備（大浦漁港）事業 県営広域漁港整備（仙崎漁港）事業 山口北地区広域漁場整備事業 水田農業構造改革推進事業 やまぐちの多彩な園芸産地育成事業 中山間地域総合整備事業 県営単独漁港建設改良事業 農産物加工販売施設整備事業 消防施設等整備事業 消防防災施設等整備事業 合併処理浄化槽設置整備事業 公共下水道建設事業 特定環境保全公共下水道事業建設事業 農業集落排水施設建設事業	1,660	677
H20	ハード事業	市道上郷大神宮線舗装事業 市道板持只ノ浜線改良舗装事業 市道山中線改良舗装事業 市道上政線改良舗装 市道豊原小島線改良舗装事業 市道土手正楽寺線改良舗装事業 市道向山線改良舗装事業 市道大内山上畑下線改良舗装事業 市道東大坊・岡田ヶ浴線改良舗装事業 市道本郷・畑線改良舗装事業 市道仏崎線改良舗装事業 市道駅通・杣地線改良舗装事業 山口北地区広域漁場整備事業 地域水産物供給基盤整備（大浦漁港）事業	広域漁港整備（通漁港）事業 地域水産物供給基盤整備（津黄漁港）事業 県営広域漁港整備（仙崎漁港）事業 担い手活動総合推進 水田農業構造改革推進事業 中山間地域総合整備事業 依山多目的交流広場整備事業 合併処理浄化槽設置整備事業 消防施設等整備事業 消防防災施設等整備事業 公共下水道建設事業 特定環境保全公共下水道事業建設事業 農業集落排水施設建設事業	1,022	446
H21	ハード事業	市道上郷大神宮線道路改良事業 市道板持只ノ浜線道路改良事業 市道山中線道路改良事業 市道土手正楽寺線改良舗装事業 市道向山線改良舗装事業 市道大内山上畑下線道路改良舗装事業 市道東大坊岡田ヶ浴線改良舗装事業 市道本郷畑線改良舗装事業 市道駅通杣地線改良舗装事業 市道稻石上小田線改良舗装事業 市道小長井線改良舗装事業 水田農業構造改革推進事業	地域水産物供給基盤整備（津黄漁港）事業 県営仙崎漁港整備事業負担金事業 県営山口北地区広域漁場整備事業負担金事業 中山間地域総合整備事業 依山多目的交流広場整備事業 消防施設等整備事業 スクールバス購入事業 合併処理浄化槽設置整備事業 公共下水道建設事業 特定環境保全公共下水道事業	938	452

H22	ハード事業	市道上郷大神宮線改良舗装事業 市道板持只ノ浜線改良舗装事業 市道土手正楽寺線改良舗装事業 市道大内山上畑下線改良舗装事業 市道本郷・畑線改良舗装事業 市道東大坊・岡田ヶ浴線改良舗装事業 市道駅通・杣地線改良舗装事業 市道小長井線改良舗装事業	合併処理浄化槽設置整備事業 公共下水道事業 消防施設等整備事業(小型動力ポンプ) 県営山口北地区広域漁場整備事業負担金 仙崎漁港特定漁港漁場整備事業 中山間地域総合整備事業	314	212
	ソフト事業	水産資源回復事業 水産物ブランド化・需要拡大推進事業 水産物販路拡大推進計画策定事業 農産物直売施設基本構想策定事業	観光基本計画策定事業 観光客誘致対策事業 医師確保対策事業 地域文化育成支援事業 福祉医療助成事業	347	106
H23	ハード事業	合併処理浄化槽設置整備事業 中山間地域総合整備事業 戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業 市道上郷大神宮線改良舗装事業 市道土手正楽寺線改良事業 市道大内山上畑下線改良舗装事業 市道東大坊・岡田ヶ浴線改良舗装事業 市道本郷・畑線改良舗装事業 市道駅通・杣地線改良舗装事業 市道小長井線改良舗装事業 切板橋改修事業	市道中山池田線改良舗装事業 消防施設等整備事業(小型動力ポンプ更新事業) 消防施設等整備事業(小型動力ポンプ付積載車更新事業) 消防施設等整備事業(消防・救急デジタル無線整備事業) 公共下水道事業 消防施設等整備事業(消防機庫等整備事業) 消防施設等整備事業(災害対応特殊救急車更新事業) 非常用通信設備等整備事業	401	309
	ソフト事業	水産資源回復事業 水産物ブランド化・需要拡大推進事業 観光客誘致対策事業	医師確保対策事業 地域文化育成事業 福祉医療助成事業	352	118
H24	ハード事業	合併処理浄化槽設置整備事業 仙崎漁港特定漁港漁場整備事業 県営漁港ストックマネジメント事業 中山間地域総合整備事業 林道岩ヶ迫線改良舗装事業 市道上郷大神宮線改良舗装事業 市道中山池田線改良事業 市道土手正楽寺線改良舗装事業 市道下宗頭兔渡谷線改良舗装事業 市道大内山上畑下線改良舗装事業 切板橋整備事業 市道本郷・畑線改良舗装事業 市道駅通・杣地線改良舗装事業	市道東大坊・岡田ヶ浴線改良舗装工事 市道南方・大浦線改良舗装事業 消防施設等整備事業(消防・救急デジタル無線整備事業) 消防施設等整備事業(小型動力ポンプ更新事業) 消防施設等整備事業(小型動力ポンプ積載車更新事業) 消防施設等整備事業(消防機庫等整備事業) 漁場整備事業(大津豊浦地区水産環境整備事業) 公共下水道事業	1,476	996
	ソフト事業	水産資源回復事業 水産物ブランド化・需要拡大推進事業 観光客誘致対策事業 医師確保対策事業 福祉医療助成事業 地域福祉活動支援事業 ながと成長戦略推進事業 戦略的情報発信事業	地域商業活性化支援事業 J R利用促進対策事業 俵山交流拠点施設運営事業 障害者福祉タクシー助成事業 地域子育て支援センター事業 外国語指導助手導入事業 補助教員設置事業 我がまちのスポーツ推進事業 地域文化育成事業	419	232

H25	ハード事業	合併処理浄化槽設置整備事業 中山間地域総合整備事業 県営漁港ストックマネジメント事業 水産基盤ストックマネジメント事業 大津豊浦地区水産環境整備事業 市道中山池田線改良事業 市道下宗頭兔渡谷線改良舗装事業 市道大内山上畑下線改良舗装事業 市道東大坊・岡田ヶ浴線改良舗装事業 市道駅通・杣地線改良舗装事業	市道南方・大浦線改良舗装事業 消防施設等整備事業(災害対応特殊消防ポンプ自動車更新事業) 消防施設等整備事業(消防ポンプ自動車更新事業) 消防施設等整備事業(小型動力ポンプ更新事業) 消防施設等整備事業(小型動力ポンプ付積載車更新事業) 消防施設等整備事業(耐震性貯水槽設置事業) 公共下水道事業	692	332
	ソフト事業	ながと成長戦略推進事業 地域福祉活動支援事業 水産資源回復事業 長門市水産物ブランド化・需要拡大推進事業 長門市都市計画マスタープラン策定事業 福祉医療助成事業 医師確保対策事業 観光客誘致対策事業	戦略的情報発信事業 J R 利用促進対策事業 俵山交流拠点施設運営事業 我がまちのスポーツ推進事業 地域文化育成事業 地域子育て支援センター事業 地域商業活性化支援事業 障害者福祉タクシー助成事業 外国語指導助手導入事業 補助教員設置事業	455	265
H26	ハード事業	合併処理浄化槽設置整備事業 中山間地域総合整備事業 林道徳田線舗装事業 県営漁港ストックマネジメント事業 水産基盤ストックマネジメント事業 大津豊浦地区水産環境整備事業 市道中山池田線改良事業 市道下宗頭兔渡谷線改良舗装事業 市道大内山上畑下線改良舗装事業 市道南方・大浦線改良舗装事業 市道大迫・新別名線改良舗装事業	消防施設等整備事業(災害対応特殊化学消防ポンプ自動車更新事業) 消防施設等整備事業(消防ポンプ自動車更新事業) 消防施設等整備事業(小型動力ポンプ更新事業) 消防施設等整備事業(高性能消防通信指令装置整備事業) 消防施設等整備事業(消防機庫建替事業) 公共下水道事業	1,149	409
	ソフト事業	福祉医療費助成事業 地域福祉活動支援事業 医師確保対策事業 水産資源回復事業 長門市水産物ブランド化・需要拡大推進事業 観光客誘致対策事業 J R 利用促進対策事業 長門市都市計画マスタープラン策定事業	ながと成長戦略推進事業 俵山交流拠点施設運営事業 我がまちのスポーツ推進事業 地域文化育成支援事業 地域子育て支援センター事業 地域商業活性化支援事業 障害者福祉タクシー助成事業 外国語指導助手導入事業 補助教員設置事業 戦略的情報発信事業	504	265

■不動産（土地）等の売却状況

年度	場所	地目	面積（㎡）	売却金額（円）	
H18	東深川	宅地	63.17	1,580,500	
H19	仙崎	宅地	82.91	2,205,400	
	深川湯本	雑種地	206.00	1,258,600	
	西深川	山林	421.84	168,736	
H20	仙崎	山林	246.00	2,863,440	
	仙崎	山林	219.00	2,472,510	
H21	東深川	宅地	119.55	2,368,200	
	東深川	宅地	165.68	3,598,500	
	俵山	山林	135.00	47,250	
H22	仙崎	宅地	30.78	822,400	
	油谷蔵小田	山林	40.89	143,699	
H23	日置上	宅地	40.08	263,725	
H24	日置上	雑種地	1,986.00	7,300,000	
	日置上	山林	535.00	133,750	
	日置上	山林	146.00	36,500	
	日置上	山林	341.00	85,250	
	俵山	用悪水路・道路	1,155.00	1,352,470	
	俵山	用悪水路	87.64	102,530	
	三隅中	水路	53.97	53,970	
	三隅中	道路・水路	193.93	310,280	
	西深川	道路	36.10	196,380	
	仙崎	道路・水路	18.46	145,090	
	深川湯本	道路・水路	35.54	262,990	
	H25	旧伊上駐在所跡地	宅地	521.37	1,459,836
			雑種地	711.00	177,750
雑種地			48.00	12,000	
松島埋立地		雑種地	10.00	19,500	
		雑種地	72.00	223,920	
		雑種地	48.00	149,280	
大浦（交換）		雑種地	200.00	194,700	
東深川		水路	8.26	51,870	

	仙崎	宅地	6.40	43,000
	仙崎	道路・水路	58.24	34,940
	仙崎	道路・水路	215.55	700,350
	東深川	道路	25.51	143,621
	俵山	水路	53.78	44,099
H26	田上浄水場造成事業予定地	山林	3,311.32	1,771,621
	湯本塵芥焼却場用地	雑種地	121.00	42,350
		雑種地	108.00	916,920
	仙崎字下り松ポンプ場予定地	宅地	61.47	36,882
		宅地	122.65	1,145,551
	久津	雑種地	5.12	36,577
	油谷新別名	水路	50.32	191,216
	仙崎	道路	89.03	326,740
		道路	31.77	7,940
	西深川	道路	55.78	103,190
	俵山	道路	18.37	19,100
	油谷河原	道路	94.16	23,540
		水路	75.29	18,820

■観光施策の実施状況

事業名\	事業概要
観光地松くい虫防除対策事業	<p>【目的】 青海島の自然研究路（遊歩道）沿いの松に、松枯れ防除の薬剤を樹幹注入することにより被害を予防し、また、最小限に食い止め景観の保全に努める。</p> <p>【内容】 対象面積 12.98ha 対象松本数 497本 アンプル数 2,302本（松1本あたり平均薬剤4～5本） 実施方法 対象地域を4区域に分け、4年ローテーションで使用</p>
宿泊客拡大事業	<p>【目的】 五名湯の旅館や温泉施設、事業者、関係者が連携して行う宿泊客拡大のための事業に対して助成を行う。</p> <p>また、宿泊を誘発する仕掛けづくりを目的として、宿泊施設等と連携して、宿泊客誘致や滞在時間の延長につながる夜間・早朝型の素材の開発やブラッシュアップ事業を行う。</p> <p>【内容】 ○夜間・早朝観光素材創出事業費補助（H25から「やさしさ」ブラッシュアップへ統合） ・楊貴妃ミュージカル事業（向津具イベントラボ） 夜間、向津具半島の景観を活かし、楊貴妃のミュージカルを上演する。 ・焼きとりタクシー付き宿泊プラン in 湯本温泉（焼き鳥のまち推進委員会） 焼き鳥横丁で夕食。旅館で朝食の泊食分離プラン、タクシーにて焼き鳥店まで送迎する。 ○長門五名湯宿泊客拡大事業費補助 ・五名湯情報発信、「湯」のやさしさブラッシュアップ（金子みすゞのふるさと長門温泉郷五名湯協議会） ○長門市観光客誘致促進事業費補助 ・イカ釣り体験ツアー（長門市観光コンベンション協会）</p>
マリンエコ・ツーリズム推進事業	<p>【目的】 長門らしい体験・交流プログラムの充実による誘客の拡大を図るため、本市が誇れる海を生かしたエコツーリズムや集客や交流の視点に立った既存イベントのブラッシュアップに取り組む。</p> <p>【内容】 ○シンボルイベントへの補助 ・ヨットフェスタ ・通くじら祭り</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ながと夏フェスタ <p>○マリンエコツーリズム推進協議会への補助</p> <p>活動内容 青海島ダイビング事業連絡協議会の協力を得て、県内外のダイビング愛好者による海底清掃を実施。</p> <p>海を活用した長門市らしい体験・交流プログラムを紹介</p>
<p>集客イベント 重点支援事業</p>	<p>【目的】</p> <p>観光客が長門市へ訪れるきっかけとなる観光イベントの開催を支援することで、観光客の誘致を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>観光客が長門市へ訪れるきっかけとなる観光イベントは、観光客を誘致する上で特に重要であることから、誘客効果や集客効果の高いイベントの開催費の一部に補助金を交付する。</p> <p>○集客イベント重点支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙崎花火大会（集客見込数：35,000人） ・汗汗フェスタ（集客見込数：1,000人） ・油谷夏まつり（集客見込数：4,000人） ・赤崎まつり（集客見込数：15,000人） ・楊貴妃・炎の祭典（集客見込数：1,000人） ・N-1グランプリ（集客見込数：13,000人） ・長門市鉄道イベント（集客見込数：2,000人） ・俵山歴史文化再発見スポーツ事業（集客見込数：300人）
<p>各種まつり・イベント等補助事業</p>	<p>【目的】</p> <p>住民相互のふれあいを深め活力あるまちづくりを推進するため、イベント開催費の一部を補助し、住民の意識高揚と観光客の増加を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>既存の各種まつり・イベントについて、市民と観光客がともに楽しめる、地域に根ざしたイベントの実施を支援する。</p> <p>○補助の対象としている各種まつり・イベント等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湯本温泉まつり（集客見込数：1,000人） ・俵山温泉まつり（集客見込数：350人） ・みすみハーブを愉しむ日（集客見込数：2,000人） ・俵山温泉納涼祭り（集客見込数：500人） ・湯本温泉納涼盆踊り大会（集客見込数：4,000人）
<p>散策したくなるまちづくり推進事業</p>	<p>【目的】</p> <p>地域住民による環境美化活動の促進を通じて、観光客の誘致や本市のイメージアップさせることで、来訪者の滞在時間の延長やリピーターを獲得のを図る。</p>

【内容】

観光地環境整備事業及びホテル舞う観光地づくり事業に対し、補助金を交付するとともに、市管理施設のライトアップや観光客受入環境の整備を実施する。

○観光地環境美化事業

団体名	事業場所(施設名)
駅前区	長門市駅前(駅前花壇)
東深川第一老人クラブ	田屋浜の手海岸(五本松園)
渋木一区自治会	渋木市の尾(花尾山登山入口)
大泊老人クラブ	大泊王子山公園(王子山花壇)
鳥越二区老人クラブ	仙崎鳥越二区(鳥越花壇)
河原老人クラブ	河原観陽橋(観陽橋沿い)
下安田区	俵山下安田(麻羅観音前)
大日比組	大日比区(夏みかん原樹 他)
山小根婦人会	渋木駅前沿道(駅前花壇)

○ホテル舞う観光地づくり事業

団体名	事業内容
俵山温泉観光協議会	鑑賞地の草刈り等の整備 他
湯本まちづくり協議会	鑑賞地の草刈り等の整備 他
クラブネット大畑	鑑賞地の草刈り等の整備 他

○ライトアップ事業

- ・花見用臨時電灯設備工事(大寧寺・王子山公園)

ながと国際観光推進協議会事業

【目的】

国内の観光客数が伸び悩む中、近年増加傾向である外国人観光客の誘致を図るため、官民が連携する「ながと国際観光推進協議会」を中心に、留学生や海外在住経験者等との協力体制を構築し、外国語対応ガイドの養成を行い、観光情報の収集、提供及び観光関係機関との連携を推進する。また、国際観光説明会等に参加し情報発信を行うことで、本市の知名度向上を図る。

【内容】

「ながと国際観光推進協議会」の行う事業に対して補助金を交付する。

○情報発信事業

韓国の自転車専門雑誌やインターネット動画サイトなど訴求力のあるメディアを活用した情報発信の充実を図るため、業界関係者や有名ブロガーを招請し情報発信を行った。また、下関港を起点とする広域観光ルート形成を図るため、下関・長門・美祢 3 市合同による現地観光素材説明会を実施

○受入体制整備事業

- ・ルネッサながと舞台見学ツアー

	<ul style="list-style-type: none"> ・ルネッサながとを活用したコンベンション誘致 ・観光素材集発行 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セールスプロモーション ・視察・取材対応
<p>観光客誘致拡大事業</p>	<p>【目的】</p> <p>本市への観光客誘致拡大を図ることを目的として、旅行会社等を対象とした宣伝活動や商品造成支援を行い、旅行商品の造成及び販売を促進させ、効果的な誘客拡大とその即効性を高める。</p> <p>【内容】</p> <p>長門市観光コンベンション協会が、定期的かつ継続的な旅行会社等への宣伝活動など、旅行商品の造成や、販売促進に要する経費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロモーション活動 ・貸切バス宿泊助成
<p>地域力創造人材育成事業</p>	<p>【目的】</p> <p>外部専門家による指導を通じて、次代の長門市の観光を支える観光まちづくりリーダーを育成する。</p> <p>【内容】</p> <p>次代の長門市の観光を支える人材である旅館業の若手経営者を中心に、地域独自の魅力や価値を向上させるための着眼点・市場動向の把握、分析手法・着地型商品企画プロセス・着地型旅行商品の開発～販売～受入を軌道にのせていくための連携手法などの実践を指導する。</p> <p>【指導実績】</p> <p>〈H23〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践指導型のワークショップを通じて着地型商品の造成に関するノウハウを学び、地域振興のリーダーを育成 ・実践指導を通じ、長門らしい旅行商品の造成 ・ながとの地旅づくり推進組織の在り方と運営手法を学び、ながとの地旅を推進する組織の立ち上げ <p>〈H24〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデルコースの商品化 ・初期4コースの販売体制・催行体制の確認 ・初期4コースの販売促進体制の検証 ・商品を売るための市場調査・機能組織図・販売促進の手法研究 ・ながとの地旅づくり推進組織の体制強化 <p>〈H25〉</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・「長門の地域旅」を促進する機能組織図の確認 ・OJTによる着地型旅行商品の運営手法の確認 ・販売手法の検証 ・地域単位での地域旅ユニット検討 																									
<p>観光ボランティア・語り部等育成事業</p>	<p>【目的】</p> <p>来訪者とふれあいながら観光素材を案内する観光ボランティアガイド数の拡大と既存ガイドの質の向上を図るため、各観光ボランティア団体への支援を行い、着地型観光の推進に不可欠なガイドや語り部を育成・強化する。</p> <p>【内容】</p> <p>3つの既存ボランティアガイド会(ながとボランティアガイド会、青海島ボランティアガイド会、俵山しっちょる会)のガイド活動や、新規ガイド会員の獲得及び会員相互の連携・レベルアップを図るための「ながと観光案内人検定」を実施する等、会員の知識向上と新規会員獲得のための人材発掘を図る取り組みの支援を行った。</p> <p>○ガイドの実績状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ながとボランティアガイド会、青海島ボランティアガイド会(2団体合計) <table border="1" data-bbox="416 987 1366 1084"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガイド回数</td> <td>232回</td> <td>224回</td> <td>317回</td> <td>433回</td> <td>340回</td> <td>239回</td> <td>229回</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・俵山しっちょる会(H24設立) H25ガイド回数 15回、H26ガイド回数 4回 	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	ガイド回数	232回	224回	317回	433回	340回	239回	229回									
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26																			
ガイド回数	232回	224回	317回	433回	340回	239回	229回																			
<p>観光案内看板設置事業</p>	<p>【目的】</p> <p>長門市観光基本計画における基本理念『日本の心「やさしさ」を奏でるまち長門』に基づき、「癒しとアメニティの空間の提供」を推進するため、本市の情報発信の根幹となる観光案内看板を市内主要部に設置することにより、観光客にやさしい思いやりのある観光地づくりの推進、観光客等の利便性の向上及び観光客の周遊の促進を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>○観光案内版の設置状況</p> <table border="1" data-bbox="416 1503 1177 1749"> <thead> <tr> <th>区分\年度</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤面改修</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>全面改修</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分\年度	H23	H24	H25	H26	新設	4	7	3		盤面改修	4	1	2	4	全面改修	3	1	2		撤去	—	3	1	
区分\年度	H23	H24	H25	H26																						
新設	4	7	3																							
盤面改修	4	1	2	4																						
全面改修	3	1	2																							
撤去	—	3	1																							
<p>二次交通対策事業</p>	<p>本市への誘客を図る上での最大の課題である二次交通対策として、山口県観光周遊促進協議会に参加することにより、県や山口市、美祢市、萩市、津和野町等と連携して、やまぐち観光周遊バス「おいでませ山口号」の運行支援を行う。</p>																									

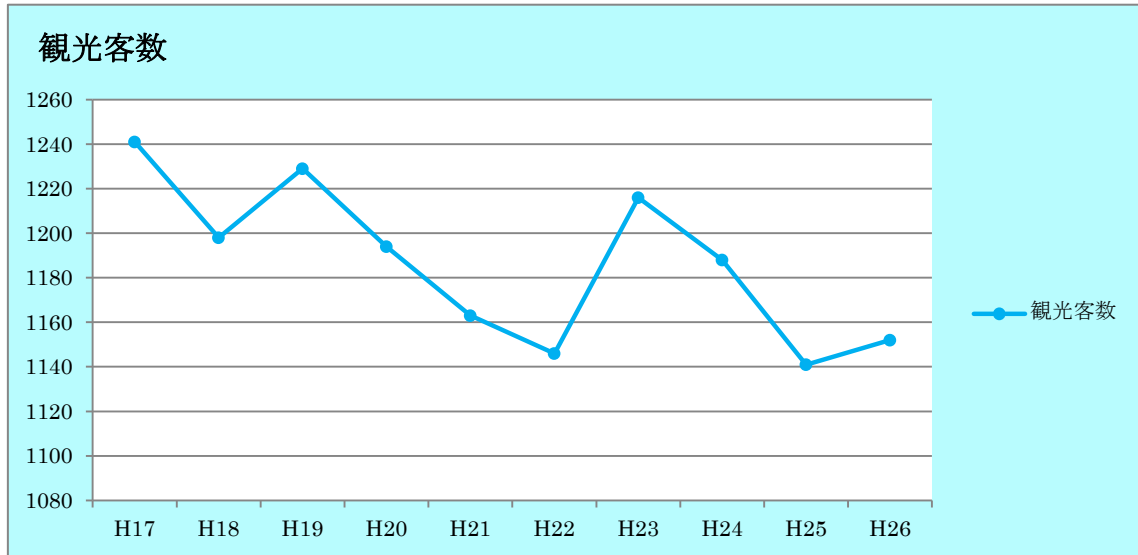
■市外からの誘客が期待できる代表的なイベントの状況

イベント名	集客見込数（市内含む）・イベント概要
ながと仙崎花火大会	<p>◆集客見込数：35,000人</p> <p>【イベント概要】</p> <p>約4,000発の色とりどりの花火が夏の夜空を彩ります。会場付近の県道が歩行者天国になり、焼き鳥、唐揚げ、たこ焼き、焼きそば、かき氷、ビールにジュースなど色々な出店が並び、花火大会を盛り上げます。60回を数える歴史あるこの花火大会は、長門の夏の一大祭り、地元の人に愛され続けています。</p>
食の祭典 N-1 グランプリ	<p>◆集客見込数：13,000人(H25実績)</p> <p>【イベント概要】</p> <p>長門のNo.1グルメ決定戦！！食の祭典N-1グランプリは、長門市内の人に愛されている食材を使い、安くて美味しい長門市のご当地グルメを発掘・創造・発信することを目的とした食のイベントです。N-1グランプリを選び、地域でPRして、全国に発信しています。</p>
ながとお魚まつり	<p>◆集客見込数：20,000人</p> <p>【イベント概要】</p> <p>ながとの新鮮な魚介類を多くの人に知ってもらうため毎年開催されており、鮮魚・活魚等の即売、セリ体験、魚のつかみ取り、各種バザー等が行われます。また各種展示コーナーも用意されており、幅広い年齢層の人達が楽しむことができます。</p>
ながとふるさとまつり	<p>◆集客見込数：30,000人</p> <p>【イベント概要】</p> <p>長門市役所や長門中央公民館を会場に、キャラクターショー、ステージ演奏、地元特産品販売などイベント盛り沢山の、長門の一大秋祭りです。</p>
やきとリンピック (加盟市持回り)	<p>◆集客見込数：75,000人(H26実績)</p> <p>【イベント概要】</p> <p>全国7大やきとりの街として、北海道室蘭市・北海道美唄市・福島県福島市・埼玉県東松山市・愛媛県今治市・福岡県久留米市に並び山口県長門市が挙げられます。これらを中心とした全国の名物やきとりを集結させて実演販売することで、開催地への集客、活性化、町おこしに寄与するとともに、やきとりファンを拡大し、子どもたちが憧れ、夢を持てる職業・産業にすることを目的として、「やきとリンピック」が毎年開催されます。</p> <p>今回で第8回目を迎えた「やきとリンピック」は、第1回が2007年に福島市で開催され、長門市では2009年の第3回の開催に続き、2回目の開催となりました。</p>

■観光客数の推移

(単位：千人、%)

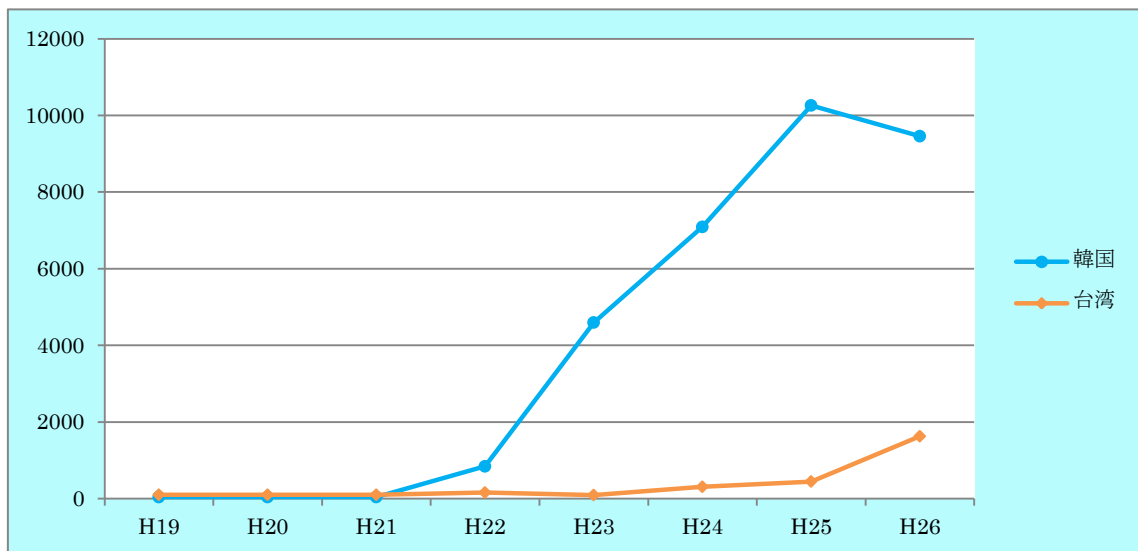
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
観光客数	1,241	1,198	1,229	1,194	1,163	1,146	1,216	1,188	1,141	1,152
対前年比	—	96.3	102.9	97.2	97.4	98.5	106.1	97.7	96.1	101.0



■外国人観光客数の推移

(単位：人)

国別	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
韓国	39	40	40	841	4,595	7,090	10,261	9,458
台湾	100	100	100	158	92	307	446	1,626



■定住促進事業の状況

事業名\	事業概要									
空き家等活用対策事業	<p>【目的】</p> <p>空き家情報バンク制度の周知活動と運営を行い、空き家物件の情報を必要とされる移住希望者には、空き家活用事業の利用登録をしていただき、詳細な情報を提供し移住促進を図る。</p> <p>また、登録物件のリフォーム助成と市有物件の遊休資産購入への助成を行うことにより、本市への移住の更なる促進を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>長門市空き家リフォーム助成事業補助金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">補助対象経費</th> <th style="width: 50%;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老朽化、災害等による住宅の修繕及び補修費用 住宅の様様替えのための工事費用</td> <td>補助対象経費の 20/100 以内とし、500,000 円を上限とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>長門市遊休資産購入費補助金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">補助対象経費</th> <th style="width: 50%;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅用地として遊休資産を購入した代金</td> <td>満 13 歳未満の子ども同居世帯 5/10 以内、他世帯 3/10 以内とし 1,000,000 円を上限とする。(加算補助金有)</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助額	老朽化、災害等による住宅の修繕及び補修費用 住宅の様様替えのための工事費用	補助対象経費の 20/100 以内とし、500,000 円を上限とする	補助対象経費	補助額	住宅用地として遊休資産を購入した代金	満 13 歳未満の子ども同居世帯 5/10 以内、他世帯 3/10 以内とし 1,000,000 円を上限とする。(加算補助金有)	
補助対象経費	補助額									
老朽化、災害等による住宅の修繕及び補修費用 住宅の様様替えのための工事費用	補助対象経費の 20/100 以内とし、500,000 円を上限とする									
補助対象経費	補助額									
住宅用地として遊休資産を購入した代金	満 13 歳未満の子ども同居世帯 5/10 以内、他世帯 3/10 以内とし 1,000,000 円を上限とする。(加算補助金有)									
お試し暮らし施設改修運営事業	<p>【目的】</p> <p>本市において定住促進を進める上で、移住希望者に一定期間市内に滞在してもらう機会を提供することで、自然豊かで暮らしやすい本市の魅力を感じてもらい、本市への移住について具体的に検討してもらうため、市内にある空き家や空き旅館を滞在型の定住促進施設に改修し運営する。</p> <p>【内容】</p> <p>長門市お試し暮らし施設設置事業補助金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 50%;">補助対象経費</th> <th style="width: 40%;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設補助金</td> <td>お試し暮らし施設を開設するために要する改修費、備品購入費、許可申請費用等</td> <td>補助対象経費の 2/3 以内とし、年 3,000,000 円を上限とする</td> </tr> <tr> <td>運営補助金</td> <td>お試し暮らし施設の運営に要する経費</td> <td>補助対象経費の 10/10 以内とし、年 300,000 円を上限とする</td> </tr> </tbody> </table>	種類	補助対象経費	補助額	開設補助金	お試し暮らし施設を開設するために要する改修費、備品購入費、許可申請費用等	補助対象経費の 2/3 以内とし、年 3,000,000 円を上限とする	運営補助金	お試し暮らし施設の運営に要する経費	補助対象経費の 10/10 以内とし、年 300,000 円を上限とする
種類	補助対象経費	補助額								
開設補助金	お試し暮らし施設を開設するために要する改修費、備品購入費、許可申請費用等	補助対象経費の 2/3 以内とし、年 3,000,000 円を上限とする								
運営補助金	お試し暮らし施設の運営に要する経費	補助対象経費の 10/10 以内とし、年 300,000 円を上限とする								
定住支援事業	<p>【目的】</p> <p>本市へ移住後、小規模な農地を耕作した者や農林水産物を活用し起業した者に対して、補助金を交付することにより定住を促進し、地域の活性化に繋げる。</p> <p>【内容】</p> <p>自給自足生活支援事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">補助対象者</th> <th style="width: 30%;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	補助対象者	補助額							
補助対象者	補助額									

補助対象者：本市に転入後 3 年未満の者で、一定規模以上の農地を賃借または、購入し耕作を行った者	50,000 円
--	----------

移住起業支援事業

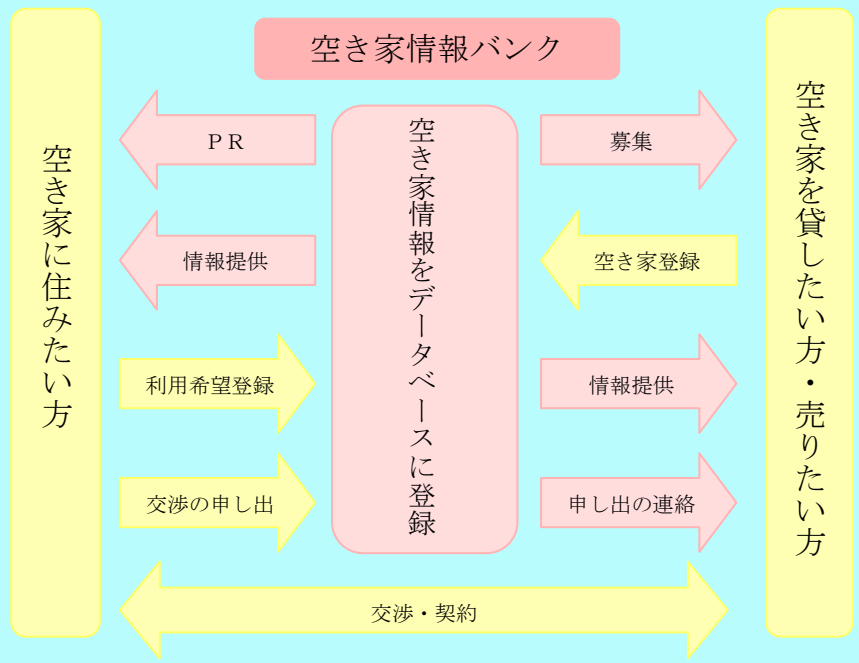
補助対象者	補助額
補助対象者：本市に転入後 3 年未満の者で、長門市産の農林水産物を活用し起業した者	100,000 円

空き家情報バンク

【目的】

市内にある使用されていない住宅等を、所有者の了解を得て空き家情報バンクに登録し、田舎暮らしを希望されるU J I ターン希望者に住まい（賃貸・売買）の情報提供を行う。

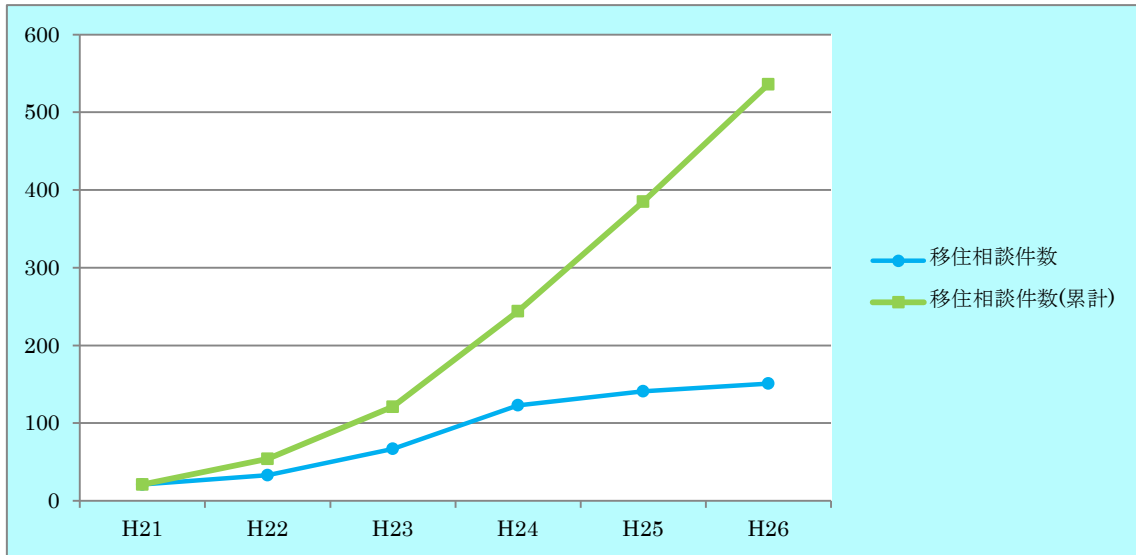
【内容】



■移住相談件数の状況

(単位：件)

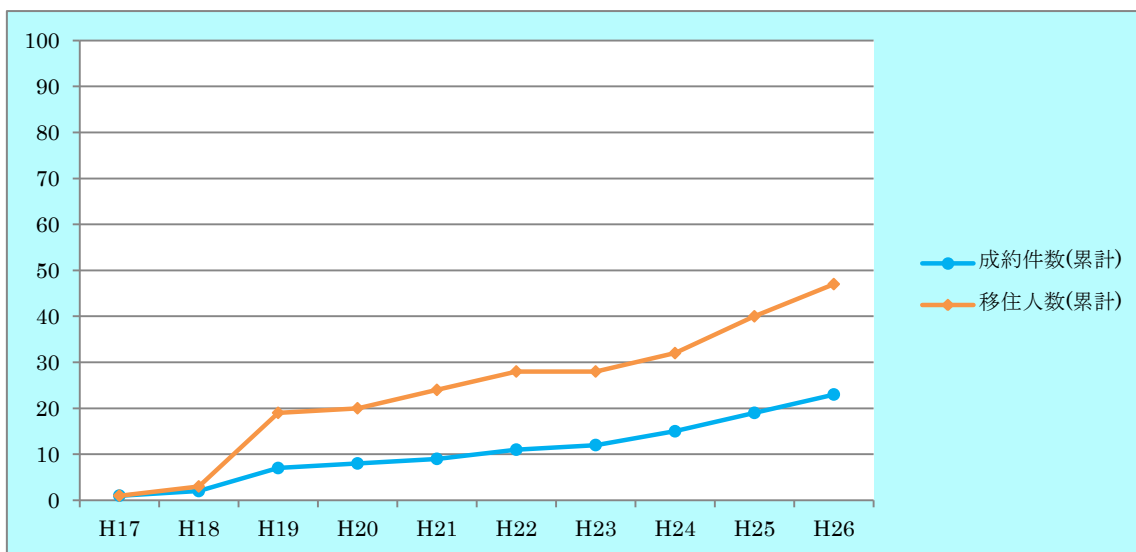
区分\年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
移住相談件数(延べ)	21	33	67	123	141	151



■空き家情報バンクの実績

(単位：件または人)

区分\年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計	抹消	現在数
空き家登録	3	7	5	4	4	4	10	14	10	4	65	48	17
利用希望登録	16	16	39	21	10	25	16	22	27	28	220	159	61
成約件数	1	1	5	1	1	2	1	3	4	4			23
移住人数	1	2	16	1	4	4	0	4	8	7			47



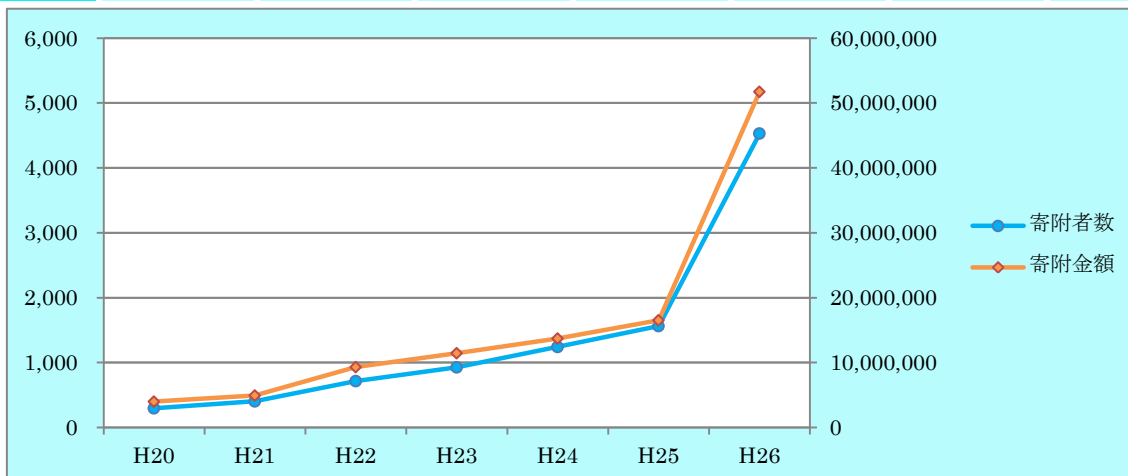
■ふるさと応援寄附金制度の状況

事業名\	事業概要
ふるさと応援寄附推進事業	<p>【目的】</p> <p>「ふるさと応援寄附制度」は、「ふるさとに貢献したい、応援したい」という思いを、寄附金という形で表していただいた場合に、個人住民税と所得税について控除の適用を受けられる制度であり、こうした善意の寄附金を市の財源として活用するとともに、1万円以上の寄附者には、お礼の品として本市の特産品「長門ふるさと便」を届け、その良さの応援（PR）をお願いすることで特産品の販路拡大と本市のPRを図る。</p> <p>【内容】</p> <p>長門ふるさと便の内容（下記14品目の中から1品を選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙崎かまぼこなど「水産加工品詰め合わせセット」 ・長州黒かしわ「焼き鳥・焼き肉セット」 ・長州どり「焼き鳥セット」 ・長州ながと和牛「すきやき用」 ・野菜など「長門の味セット」 ・鶏卵せんべいなど「菓子詰め合わせセット」 ・お米（長門大津穂垂米） ・お米（楊貴妃の夢） ・お米（長門こだま米） ・お米（向津具棚田米） ・お米（自然栽培米ながとのこめ） ・手作りハム・ベーコンセット ・ふぐ刺身セット ・ふぐちり鍋セット

【ふるさと応援寄附の実績】 H20.6 から開始

（単位：人、円）

区分\年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
寄附者数	296	403	715	927	1,241	1,563	4,530
寄附金額	3,986,100	4,924,500	9,304,001	11,446,000	13,708,455	16,521,686	51,731,800



2 合併により懸念された課題は解消できたのか。

(1) 中心部が発展し、周辺部がさびれる。

■地域審議会の状況

期	諮問等	答申等の概要	
		地区	
第1期	意見具申	三隅	<ul style="list-style-type: none"> ・総合交通対策について ・住環境の整備について ・新市建設計画の見直しについて
		日置	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅建設事業及び河川整備事業(掛淵川)の早期着手について ・森林総合整備事業の枝打にかかる補助の復活について ・庁舎改修事業の平成18年度着手について
		油谷	<ul style="list-style-type: none"> ・廃校施設の管理について
	新市建設計画進捗状況 (H17分)	全地区	概ね適切であると認める。
	長門市総合計画〈基本構想〉の策定について	全地区	概ね適切であると認める。
第2期	新市建設計画進捗状況 (H18分)	全地区	概ね適切であると認める。
	新市建設計画進捗状況 (H19分)	全地区	概ね適切であると認める。
第3期	新市建設計画進捗状況 (H20分)	全地区	概ね適切であると認める。
	市民協働と地域活性化の取り組みについて	長門	<p>市民協働の3つの問題点とそれに対する地域活性化の取り組み、具体的な事業として提案を求めて答申する。</p> <p>① 「住民意識の変化と地域力の減退」に対して、「交流・ふれあいによるコミュニティの復活」が必要である。</p> <p>② イベント開催における役割という課題に対して、交流を目指したイベント開催を行う必要がある。</p> <p>③ 「馴染みの薄い協働意識」という課題に対して「市政参画プロジェクトの構築」を目指す必要がある。</p>

		三隅	<p>市民協働の実現に向けての取り組みについて提案を求めて答申する。</p> <p>① 「情報の集約、支援」については、公民館を拠点として体制を充実させて市民団体と行政各部署をコーディネート、そして連携強化し、バックアップ体制を充実させることを提案する。</p> <p>② 「ルール作り」について、例えば「長門市市民協働条例」などのルール作りや、事業検証システムの構築が必要と考える。</p> <p>③ 「行政と市民が積極的に知恵を出し合う場作り」については、その具体的な手法として自治会と行政の定期的な対話の場を設定することを提案する。</p>
		日置	<p>市民協働を進めることについては審議会では全員一致した考えである。また、地域共同体の必要性も全会一致で認識している。</p> <p>① 組織作りとしては、まだ企業・各種団体・個人、市民協働の趣旨に賛同を求めてこれを束ねて組織をしたのがよいと考える。</p> <p>② 市民協働をするため条例制定が必要である。</p> <p>③ 初期段階の行政の役割が非常に重要になってくる。</p>
		油谷	<p>油谷の地域の特性を考えながら次のとおり答申する。</p> <p>① 地域のコミュニティの復活が必要であり、そのためには、地域の人たちの交流、そして団結というふうなものを図っていく必要</p> <p>② 地域外とのネットワークを構築する必要がある。</p> <p>③ 市民協働の支援体制の場作りが必要である。</p>
	新市建設計画進捗状況 (H21 分)	全地区	概ね適切であると認める。
第4期	新市建設計画進捗状況 (H22 分)	全地区	概ね適切であると認める。
	総合計画後期基本計画	全地区	概ね適切であると認める。(各地区とも付帯意見あり)
	新市建設計画進捗状況 (H23 分)	全地区	概ね適切であると認める。

	長門市市民協働条例（仮称）の骨子について	全地区	概ね適切であると認める。（各地区とも付帯意見あり）
第5期	新市建設計画進捗状況（H24分）	全地区	概ね適切であると認める。
	新市建設計画の変更	全地区	概ね適切であると認める。（各地区とも付帯意見あり）
	ながと協働アクションプラン	全地区	概ね適切であると認める。（各地区とも付帯意見あり）
	新市建設計画進捗状況（H25分）	全地区	概ね適切であると認める。

(2) サービス水準が低下したり、公共料金などが高くなる。

■水道料金の改定状況

(単位：円)

口径\地区 上段：基本料金(10 m ³ 迄) 下段：超過料金 (1 m ³ 毎)	改正前				H20.4～	H26.4～	
	長門地区	三隅地区	日置地区 (口径区分なし)	油谷地区			全地区統一 消費税改正(税抜)
13mm (一般家庭)	924	1,155	1 m ³ 以下 470	1,470	1,080	1,000	
	107.1	115.5		136.5～241.5	136.08	126	
20mm (一般家庭)	1,344	1,260		1,520	1,555	1,440	
	107.1	115.5		136.5～241.5	136.08	126	
25mm	1,995	1,365		1,520	2,311	2,140	
	107.1	115.5		136.5～241.5	136.08	126	
30mm	4,200	1,575		—	4,903	4,540	
	107.1	115.5		—	136.08	126	
40mm	4,620	1,785		1 m ³ 超 ～ 10 m ³ 以下 1,210	1,625	5,400	5,000
	107.1	115.5			136.5～241.5	136.08	126
50mm	6,562.5	2,625			2,045	7,688	7,100
	107.1	115.5				136.08	126
75mm	13,860	3,150	10 m ³ 超 (1 m ³ 毎) 116			16,200	15,000
	107.1	115.5				136.08	126
100mm	22,470	—		136.5～241.5 内訳 11～25 m ³ 136.5 25～50 m ³ 178.5 51 m ³ 以上 241.5		26,244	24,300
	107.1	—				136.08	126
150mm	49,665	—			58,039	53,740	
	107.1	—					136.08

■下水道料金（一般汚水）の改定状況

(単位：円・税込)

区分\改定		合併時	H23.10～ ＜一次改定＞	H26.4～ 消費税改定	H26.10～ ＜二次改定＞	
長門地区	基本料金 (2ヵ月あたり)	～20 m ³	1,942.5	2,730	2,808	
	超過料金 (1 m ³ あたり)	21 m ³ ～40 m ³	126	126	129.6	
		41 m ³ ～100 m ³				
		101 m ³ ～200 m ³	131.25	131.25	135	
		201 m ³ ～1,000 m ³				
1,001 m ³ ～	136.5	136.5	140.4	140.4		
三隅地区	基本料金 (2ヵ月あたり)	～20 m ³	3,150	3,150	3,240	2,808
	超過料金 (1 m ³ あたり)	21 m ³ ～40 m ³	105	105	108	135
		41 m ³ ～100 m ³		126	129.6	
		101 m ³ ～200 m ³		131.25	135	
		201 m ³ ～1,000 m ³		136.5	140.4	
1,001 m ³ ～	140.4	140.4				
日置地区	基本料金 (2ヵ月あたり)	～20 m ³	2,730	2,730	2,808	2,808
	超過料金 (1 m ³ あたり)	21 m ³ ～40 m ³	131.25	131.25	135	135
		41 m ³ ～100 m ³	136.5	136.5	140.4	140.4
		101 m ³ ～200 m ³	141.75	141.75	145.8	145.8
		201 m ³ ～1,000 m ³	147	147	151.2	151.2
1,001 m ³ ～						
油谷地区	基本料金 (2ヵ月あたり)	～20 m ³	2,730	2,730	2,808	2,808
	超過料金 (1 m ³ あたり)	21 m ³ ～40 m ³	136.5	136.5	140.4	140.4
		41 m ³ ～100 m ³				
		101 m ³ ～200 m ³				
		201 m ³ ～1,000 m ³				
1,001 m ³ ～						

(3) 住民の声が届きにくくなり、きめ細かなサービスが行われなくなる。

■きめ細かな地域活性化事業の実施状況

きめ細かな地域活性化事業

【目的】

支所機能の充実及び、地域住民からの要望に迅速に対応できるよう、予算を支所に配分することにより、市民との協働のまちづくりに向けた取組を行う。

【内容】対象事業

1. 市民協働を推進する事業
 - ・地域活性化への取り組み
 - ・地域の安心・安全を確保するための取り組み
 - ・地域の環境整備を促進するための取り組み
 - ・福祉や教育に関する取組み
2. 災害等で緊急を要する事業

年度\地区	三隅地区	日置地区	油谷地区
H22	地域の環境整備事業 ・向開作公園フェンスの修理、撤去、取付 ・平野川側壁の高上げと河床の補修 ・中村地区赤線の補修 ・野波瀬地区青線・赤線の補修 ・津雲地区赤線の補修 ・一の瀬停留所の修理	地域の環境整備事業 ・福祉の拠点づくり事業(ふるいち広場) ・長門古市駅前ロータリー花壇整備 ・ひまわり花壇整備 ・さざなみ・いきいき花壇整備 ・支所玄関前スロープ補修	地域の安心・安全事業 ・海岸・河川の清掃活動 地域の環境整備事業 ・ビーチクリーン大作戦！ チラシ印刷
H23	地域活性化事業 ・三隅地域づくり推進協議会が取り組む事業の広報 地域の安心・安全事業 ・三隅地域18箇所に土嚢置き場等を設置	地域の安心・安全事業 ・JR長門古市駅ホームベンチ設置 地域の環境整備事業 ・黄波戸地区環境美化(草刈) ・〃 (高木の枝打ち) ・新市自治会集会所周辺整備 ・大内山上自治会集会所周辺整備 ・千畳敷高原周辺整備 ・畑自治会花壇看板設置 災害等緊急事業 ・大内山下自治会里道補修	地域の安心・安全事業 ・海岸・河川の清掃活動 地域の環境整備事業 ・ビーチクリーン大作戦！ チラシ印刷 ・花壇看板制作 ・大浦高齢者センター前掲揚場ポール移設 ・川尻老人憩いの家玄関框取替え ・油谷中学校便所設置 ・東白木バス停設置
H24	地域活性化事業 ・上地区活性化支援備品購入(テント) 地域の安心・安全事業 ・野波瀬地区道路改修 ・平野地区排水路改修 ・沢江地区排水路改修 ・久原地区落石除去 ・野波瀬地区道路落下物	地域の環境整備事業 ・黄波戸地区環境美化(草刈) ・日置斎場舗装復旧 ・茅刈道路整備	市民協働推進事業 ・市民協働セミナー開催(2回) 地域の安心・安全事業 ・油谷地区河川の清掃活動 地域の環境整備事業 ・花壇看板制作 ・植栽業務 ・港内通路整備 ・藤棚改修

	<p>対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市地区水害対策 <p>地域の環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湯免公園環境整備 ・兎渡谷バス停改修 		
H25	<p>地域の安心・安全事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊原地区道路改修 ・久原地区落石除去 ・向開作地区内排水路補修 ・一の瀬地区内排水路土砂撤去 ・久原地区落石除去 ・一の瀬地区バス停作製費 ・滝坂地区道路改良 ・浅田地区農道改良 <p>地域の環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湯免地区内管理池補強 ・みすみふれあいパーク東屋改良 	<p>地域活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千畳敷炊事棟改修 <p>地域の安心・安全事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黄波戸トンネル内電気工事 ・日置地域づくりセンター外灯設置 <p>地域の環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黄波戸地区環境美化(草刈) ・日置総合運動公園排水工事 ・千畳敷周辺環境保全(立木の伐採) 	<p>市民協働推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油谷地区市民協働セミナー開催 ・油谷地区サマーキャンプ交流 <p>地域の安心・安全事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油谷地区河川の清掃活動 ・帆柱川水門改修 <p>地域の環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊上駅構内整備
H26	<p>地域の安心・安全事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大竹正歩台地区用水路応急処置工事 ・市地区倒壊危険家屋防護ネット ・一の瀬地区河川土砂撤去 ・人命救助者に対する記念品 <p>地域の環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三隅中学校グラウンド修繕 ・「健康宣言のまち」看板撤去 ・宗頭幼稚園グラウンド修繕 ・宗頭プール側面絵画補修 ・湯免地区公園整備 <p>地域活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ズック椅子張替修繕 	<p>地域の安心・安全事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成啓発看板整備 ・公設自転車置場撤去 <p>地域の環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黄波戸地区環境美化 ・長行地区道路整備 ・日置斎場案内板設置 ・古市地区環境美化 	<p>市民協働推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油谷地区サマーキャンプ交流 <p>地域の安心・安全事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油谷地区河川の清掃活動 ・伊上浦集落共同井戸改修

■パブリックコメントの実施状況

案 件	意見募集期間	意見件数
長門市安全で安心なまちづくり条例	H18.7.1～7.31	0
長門市総合計画基本構想	H18.8.1～8.31	0
長門市子ども読書活動推進計画	H18.10.1～10.31	0
長門市国民保護計画	H18.10.16～11.15	0
長門市障害者プラン	H19.2.1～2.28	0
長門市健康増進計画	H19.2.1～2.28	0
長門市地域福祉計画	H19.2.1～2.28	0
ながと男女共同参画計画	H19.4.1～4.30	0
長門市耐震改修促進計画	H20.2.15～3.17	0
長門市アウトソーシング推進計画	H20.2.26～3.27	3
長門市男女共同参画推進条例	H20.10.16～11.17	1
第4次長門市高齢者健康福祉計画	H20.12.15～H 21.1.15	0
平成21年度農業委員会活動（促進事務等）の目標及びその達成に向けた活動計画	H21.4.20～5.20	0
長門市食育推進計画骨子	H21.6.1～6.30	2
長門市汚水処理施設整備構想	H21.12.1～12.28	1
長門市次世代育成支援行動計画（後期計画）～みすゞのころ未来プラン～	H22.2.18～3.19	3
長門市農業委員会「平成21年度の目標及びその達成に向けた点検・評価」及び「平成22年度農業委員会活動（促進等事務）の目標及びその達成に向けた活動計画」	H22.5.7～6.7	0
長門市公共下水道事業計画	H22.10.1～10.30	0
長門市観光基本計画骨子	H22.11.1～11.30	14
長門市農産物等直売施設整備基本計画	H22.12.6～H23.1.5	41
長門市水産物販路拡大推進計画	H22.12.10～H23.1.5	3
長門市農業委員会「平成22年度の目標及びその達成に向けた点検・評価」及び「平成23年度農業委員会活動（促進等事務）の目標及びその達成に向けた活動計画」	H23.5.11～6.9	0
長門市総合計画後期基本計画	H24.1.23～2.22	9
第5次長門市高齢者健康福祉計画	H24.2.1～3.1	0
第2次長門市地域福祉計画・活動計画	H24.2.1～3.1	0
第II期長門市障害者プラン及び第3期障害福祉計画	H24.2.13～3.5	0

ながと男女共同参画計画（第2次）	H24.2.13～3.5	1
長門市教育振興基本計画	H24.2.27～3.19	2
長門市市民協働条例（仮称）骨子	H24.4.5～4.26	1
長門市農業委員会「平成23年度の目的及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画」	H24.5.11～6.8	0
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例等の骨子	H24.10.4～11.2	0
長門市空き家等の適正管理に関する条例	H24.12.3～12.28	0
長門市スポーツ推進計画	H25.2.4～3.5	0
長門市生涯学習推進計画	H25.2.4～3.5	0
第2次長門市健康増進計画	H25.2.4～3.5	0
長門市地域公共交通計画（序章、第1章-1、2）、（第1章-3、4）、（第2章、第3章）	H25.2.13～3.11	1
長門市農業委員会「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」	H25.5.14～6.10	0
第3次長門市行政改革大綱	H25.12.9～H26.1.8	0
ながと協働アクションプラン	H25.12.19～H26.1.18	0
長門市一般廃棄物処理基本計画改訂	H26.1.15～2.14	0
第2次長門市食育推進計画	H26.2.3～3.3	0
長門市農業委員会「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画」	H26.5.13～6.9	0
長門市工場立地法地域準則条例骨子	H26.12.1～H27.1.5	0
長門市子ども・子育て支援事業計画	H26.12.9～H27.1.9	1
第6次長門市高齢者健康福祉計画	H27.2.9～H27.3.10	0
第Ⅱ期長門市障害者プラン・第4期障害福祉計画	H27.2.9～H27.3.10	0
長門市都市計画マスタープラン	H27.2.18～H27.3.19	1

(4) 地域ごとの歴史、文化、伝統などが失われる。

■文化活動支援事業の状況

事業名\	事業概要
文化活動支援事業	<p>【目的】 各文化団体の活動費の一部を補助することで、市民の文化意識の高揚と文化活動の機会を提供する。</p> <p>【内容】 長門市文化振興事業費補助金 対象団体 ○長門市文化協会 設置目的：広く芸術文化の創造と振興を図るとともに、文化による豊かなまちづくりを推進する。 事業内容：長門市民文化祭の開催〔H25実績：舞台の部 22 団体、展示の部 4 団体〕 文化情報誌「潮香」の発行 等 加盟団体（人）数：106 団体、78 人（H25.4 現在） ○三隅文化団体連絡協議会 設置目的：文化団体が相互に連絡と協力しあい、お互いの健全な育成をはかりつつ、郷土の文化向上に役立つ。 事業内容：みすみ文化祭の開催〔H25実績：芸能の部 20 団体 304 名、展示の部 32 団体〕 広報誌「こもれび」の発行 等 加盟団体（人）数：30 団体（H25.4 現在） ○油谷の文化を高める会 設置目的：文化団体相互の連携を密にし、広く文化の創造と振興を図る。 事業内容：油谷文化祭の開催〔H25実績：芸能の部 17 団体、展示の部 315 点〕 ※日置生涯学習の集いと共催 所属団体活動費助成 等 加盟団体（人）数：18 団体（H25.4 現在）</p>

地域文化育成支援事業費補助金

【目的】

多種多彩な催しを開催するとともに、住民参加型の地域文化の創造、発展に寄与すべく活動している地域文化育成事業実行委員会が行う事業に対し補助金を交付することで、文化の振興を図る。

【内容】

長門市文化振興事業費補助金

対象団体

○地域文化育成事業実行委員会

設置目的：各種多彩な催しを開催すると共に、住民参加型事業により、地域文化の創造、発展に寄与する。

自主事業の開催状況（H26実績）

開催日	事業名	入場者数(人)
7月12日	山口県吹奏楽団	220
7月19日	東雷太郎マジック&トーク	75
8月16日	長門市ただいま。	330
10月17日	邦楽の調べ	180
11月23日	ヤマザキヤマトライブ	30
12月21日	油谷こどもミュージカル 第13回公演「二人をつなぐペンダント」	1,000
2月1日	第17回こどもピアノリサイタル	258
2月5日 ～8日	海人写真家古谷千佳子の海女写真展&トークショー	372
2月8日	第9回大人ピアノリサイタル	54
2月15日	ラポールゆや歌謡祭2015	230
計		2,749

こども文化パスポート事業

【目的】

夏休み期間中を中心として文化施設をはじめとする様々な施設に無料または一部割引で入場できるなど施設で特典が受けられるパスポートを、保育園、幼稚園、小・中・特別支援学校等に通う子どもたちに配布することで、子どもたちが、地域の文化・歴史・自然に接することにより、豊かな心を育むとともに、親子のふれあう機会を増やす。

（長門市・北九州市・北九州市圏広域行政推進協議会・下関市の連携事業）

【内容】

こども文化パスポートの配布

利用期間：毎年7月中旬～8月末

対象者：北九州市・下関市・長門市・中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町に住んでいる3歳以上中学生以下の人。

北九州市・下関市・長門市・中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町の保育所（園）、幼稚園、小・中・特別支援学校等に通う3歳以上中学生以下の人。

○パスポート利用者数（人）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
北九州市	71,488	77,603	71,350	61,930	50,006
下関市	12,110	11,272	14,765	8,161	5,366
長門市	2,137	1,714	1,668	1,209	622
計	85,735	90,589	87,783	71,300	55,994

○参加施設数（施設）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
北九州市	37	37	40	45	42
下関市	21	19	21	18	18
長門市	4	5	4	4	4
計	62	61	65	67	64

○本市の参加施設

- ・金子みすゞ記念館
- ・香月泰男美術館
- ・くじら資料館
- ・村田清風記念館

みすゞ関連イベント等開催事業

【目的】

長門出身の童謡詩人金子みすゞを顕彰し、その世界を広く周知するために活動する団体の活動に対して補助を行い、市のシンボリックな存在として文化の振興を図る。

【内容】

○みすゞ燦参SUN開催事業

みすゞ燦参SUNは、みすゞまつり、みすゞ生誕100年祭の経験を生かし、平成16年度から約1ヶ月間の分散型イベントとして始まった。毎年度、民間で組織した「みすゞ燦参SUN実行委員会」が、みすゞに関連した様々なイベント事業を行っており、その活動に対して補助を行う。

○みすゞ七夕笹まつり開催事業

金子みすゞのふるさと仙崎の地域力と金子みすゞ記念館とのコラボにより開催される「みすゞ七夕笹まつり」の開催経費の一部を補助することにより、個性が輝く文化創造のまちづくりを推進する。

	<p>○金子みすゞ記念館講座開催事業</p> <p>金子みすゞ記念館の学芸員が金子みすゞの詩や世界の解説をすることで、より深い理解を促すとともに、金子みすゞのファンの広がりを図る。</p>																		
<p>長門市美術展開催事業</p>	<p>【目的】</p> <p>美術展を開催することで、本市の芸術の振興と普及を図るとともに、芸術の鑑賞を通して市民の文化の向上に努める。</p> <p>【内容】</p> <p>市民及び市内に就業されている人を対象に芸術作品を募集し、その優秀な作品を展示する。</p> <p>作品募集期間：毎年8月～1月</p>																		
<p>ルネッサながと管理運営事業</p>	<p>【目的】</p> <p>ルネッサながとの管理運営業務については、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、平成23年度から5ヵ年の管理運営業務を委託することで、民間の能力の活用による住民サービスの向上と行政コストの削減を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>ルネッサながと管理運営業務（指定管理者制度導入）</p> <p>指定管理期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>指定管理者：（公財）長門市文化振興財団</p> <p>○事業数（H26実績）</p> <table border="1" data-bbox="480 1153 997 1350"> <thead> <tr> <th>分 野</th> <th>事業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化事業</td> <td>36 事業</td> </tr> <tr> <td>スポーツ事業</td> <td>5 事業</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>41 事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>○利用者数（H25実績）</p> <table border="1" data-bbox="480 1400 997 1641"> <thead> <tr> <th>施 設 名</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化ホール</td> <td>51,501 人</td> </tr> <tr> <td>アリーナ</td> <td>52,860 人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13,983 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>118,344 人</td> </tr> </tbody> </table>	分 野	事業数	文化事業	36 事業	スポーツ事業	5 事業	計	41 事業	施 設 名	利用者数	文化ホール	51,501 人	アリーナ	52,860 人	その他	13,983 人	計	118,344 人
分 野	事業数																		
文化事業	36 事業																		
スポーツ事業	5 事業																		
計	41 事業																		
施 設 名	利用者数																		
文化ホール	51,501 人																		
アリーナ	52,860 人																		
その他	13,983 人																		
計	118,344 人																		

■市民協働の取組（集落機能再生事業）

事業名\	事業概要
集落機能再生事業	<p>【目的】</p> <p>平成 24 年度での地域審議会での答申や、市民協働によるまちづくりを進めるための実施計画策定における市民ワークショップの意見において、まず実施すべき施策として、弱体化しつつある集落機能の再生が挙げられた。このことから、地域コミュニティの活性化対策として、合意形成による複数の自治会で構成される新たな地域コミュニティの構築と地域づくりリーダー養成の 2 点を目的として、市民協働の観点からの集落機能の再生のための事業を実施する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」の担い手としての、地域づくりを目的とした組織（地域づくり協議会）の設立 ・地域づくりを支援する市職員と、高齢化率の高い地域で設立の組織に対する集落支援員の配置 ・地域づくりを目的とした協議会の活動に対する助成（モデル事業） ・地域づくりリーダー養成のための講習の実施

【地域づくり協議会の設置状況】

協議会名	設立年月日	対象地区・構成団体
みすみ市民協働推進協議会	H25.8.20	三隅地区全 31 自治会
宇津賀地区まちづくり協議会	H25.8.25	宇津賀地区内 12 自治会（上津黄、東津黄、西津黄、東立石、西立石、東後畑、大畠、青村、小田、赤屋、木吹、大川尻）及び団体など
むかつく地域協議会	H26.8.26	向津具地区内 12 自治会（田久道、白木、久津、大和、大浦東、大浦西、油谷、南方、本郷、山崎、水岬、上野西）及び団体など
板持地区まちづくり協議会	H26.9.6	深川地区内 4 自治会（板持 1 区、板持 2 区、板持 3 区、板持 4 区）
白潟地区まちづくり協議会	H27.1.24	仙崎地区内 3 自治会（白潟 1 区、白潟 2 区、白潟 3 区）

3 新市建設計画に基づき事業実施はできたか。

■新市建設計画進捗管理表

完了・実施中

未実施

施策名	事業名	事業概要	地区	事業区分	実施予定期間			進捗状況
					開始	～	終了	
①循環型社会の形成	下水道整備事業	農業集落排水事業(長門地区) 渋木・真木地区における下水道整備	長門		17	～	17	完了
		公共下水道整備事業(長門地区) 下水道未整備地区の面整備促進 東深川浄化センター施設整備ほか	長門		17	～		実施中
		特定環境保全公共下水道事業(長門地区) 大泊・三ヶ村・境川地区での下水道整備	長門		17	～	26	完了
		農業集落排水・漁業集落環境整備事業(三隅地区) 下水施設老朽化に伴う農業集落排水施設、漁業集落排水施設の維持・補修	三隅		18	～		実施中
		管路移設工事(三隅地区) 県道野波瀬港線の改良に伴う埋設管路の移設工事	三隅		18	～	21	完了
		農業集落排水事業(日置地区) 日置北部地区における下水道整備事業 処理施設、管路、ポンプ施設等の整備	日置			～	18	完了
		下水道施設整備事業(日置地区) 中継マンホールポンプ等の改修工事	日置		19	～		実施中
		農業集落排水・漁業集落環境整備事業(油谷地区) 油谷中央処理区、伊上、久津、大浦、川尻、立石、津黄処理区を年次的に整備	油谷		14	～	20	油谷中央処理区は完了、他地区は計画見直しにより中止
		農業集落排水事業(長門地区) 渋木・真木地区における下水道整備	長門		17	～	17	完了
		地域エネルギー活用事業	地域エネルギービジョンの策定	全域			～	
太陽光発電システム設置補助	全域			17	～	18	完了	
風力、バイオマス、ヒートポンプ方式等の研究・開発・活用	全域				～		未実施	
環境基本計画策定事業	新市の自然環境についての基本計画の策定	全域			～		未実施	
環境学習推進事業	住民ボランティアによる生態系の調査や保全活動、学習活動 ゲンジボタルや身近な水生生物など	全域		17	～		実施中	
都市クリーンアップ推進事業	住民ボランティアによる海岸や道路などの散乱ゴミの清掃等	全域		17	～		実施中	
3R推進事業	空き缶圧縮機の設置(環境意識の啓発につながる景品と交換できるシステムを導入する。)	全域			～		未実施	
	菜種油等の廃油の回収と再生	全域			～		未実施	
	リサイクル運動補助(各種団体や自治組織への補助)	全域			～		未実施	
	生ゴミ処理機購入補助	全域		17	～		実施中	
	容器リサイクル法適用物分別収集事業(プラスチック容器、白色トレイ等の分別収集)	全域		(26) 29	～		実施中	
	粗大ゴミ処理施設 処理施設の維持補修	長門		17	～		実施中	
	リサイクルセンター維持補修	長門		17	～		実施中	

		容器リサイクル施設の建設事業	長門		26	～	28	実施中
	環境衛生施設整備事業	ゴミ処理施設の新焼却炉の建設整備	長門		22	～		実施中
		焼却炉維持補修事業	長門		17	～		実施中
		浄化槽設置整備事業	下水道未整備地区、又は、困難な地区に浄化槽を設置する際に、補助を行う。(全域)	全域		17	～	実施中
	河川整備事業	河川浚渫事業 堆積土砂取除(大坊川等)	全域	県事業		～		実施中
		掛淵川地方特定河川等環境整備事業(日置地区) 親水護岸 桜堤 散策道 L=400m	日置	県事業		～		未実施
		深川川地方特定河川等環境整備事業(長門滝ノ下地区) 河川公園の整備 1.6ha	長門	県事業	25	～		実施中
② 新市としての 一体的 な景観の形成	美しい景観づくり推進事業	花と緑のまちづくりの推進	全域	—	12	～		実施中
	棚田保全整備事業	里地棚田保全整備 集落農園(週末空間施設) (油谷地区)	油谷	—	16	～	17	完了
		棚田ボランティアの育成	油谷	—	11	～		完了
		棚田オーナー制度の充実	油谷	—	14	～	18	完了
③ 都市機能の強化	都市計画マスタープラン策定事業	都市計画に関するマスタープランの策定(全域)	全域	—	25	～	26	完了
	地籍調査事業	国土調査法に基づく地籍調査事業を推進する。 (長門・日置地区)	長門 日置	—	2	～		実施中
	まちづくり交付金事業	長門市駅前地区まちづくり交付金事業(長門地区) 駅前広場整備、長門北街区公園整備、(仮称)湊中央線整備、瀬戸下郷線空間整備、(仮称)柳ヶ坪砂取線整備	長門	—	16	～	20	完了
	人にやさしいまちづくりの推進	バリアフリー点検の実施 バリアフリーマップの作成等	全域	—		～		未実施
④ 総合交通対策の推進	道路整備・改良事業	市道新設事業(三隅地区) 野波瀬集落南側路線の新設	三隅			～		未実施
		市道穴ヶ迫線改良工事(三隅地区) L=200m W=5.5m 三隅病院へのアクセス道の改良	三隅		20	～	23	完了
		市道向山線改良工事(三隅地区) L=300m W=4.0m	三隅		19	～	21	完了
		市道改良事業(三隅地区) 藤井橋橋梁改修	三隅		18	～	18	完了
		県道美祢油谷線 道路改良事業(長門俵山～油谷坂根地区) バイパス整備 L=5,200m	長門	県事業	10	～	30	実施中
		国道316号 交通安全事業(長門正明市地区) 歩道整備 L=800m	長門	県事業		～		完了
		県道下関長門線 交通安全事業(長門俵山郷地区) 歩道整備 L=500m	長門	県事業		～		完了
		県道下関長門線 道路改良事業(長門俵山～湯本地区) バイパス整備 L=10,000m	長門	県事業		～		実施中
		県道豊田三隅線 道路改良事業(市ノ尾地区) 現道拡幅 L=800m	長門	県事業	24	～	27	実施中
		県道豊田三隅線 道路改良事業(長門山中地区) 現道拡幅 L=1,000m	長門	県事業	26	～		実施中
		県道豊田三隅線 道路改良事業(長門大畑(3)地区) 現道拡幅 L=500m	長門	県事業		～		未実施
		県道豊田三隅線 道路改良事業(長門真木～坂水地区) 現道拡幅 L=900m	長門	県事業		～		未実施

県道豊田三隅線 道路改良事業（長門坂水地区） 現道拡幅 L=1,900m	長門	県事業		～		未実施
県道豊田三隅線 道路改良事業（三隅二条窪地区） 現道拡幅 L=900m	三隅	県事業	13	～	27	実施中
県道俵山長門古市停車場線 道路改良事業（長門安田地区） 現道拡幅 L=1,000m	長門	県事業		～		未実施
県道俵山長門古市停車場線 道路改良事業（日置畑地区） 現道拡幅 L=900m	日置	県事業	17	～		完了
県道長門秋芳線 道路改良事業（長門大河内地区） バイパス整備 L=3,400m	長門	県事業	2	～	30	実施中
県道長門秋芳線 道路改良事業（長門坂水地区） 現道拡幅 L=900m	長門	県事業		～		実施中
県道仙崎港線 交通安全事業（長門駅前地区） 歩道整備 電線地中化 L=400m	長門	県事業	23	～	27	実施中
県道仙崎港線 交通安全事業（長門正明市地区） 歩道整備 電線地中化 L=800m	長門	県事業	22	～	25	完了
県道野波瀬港線 交通安全事業（三隅向山地区） 歩道整備 L=900m	三隅	県事業		～	23	完了
県道萩三隅線 道路改良事業（三隅津雲～生島地区） バイパス L=1,900m	三隅	県事業	19	～	21	完了
国道 191 号 交通安全事業（日置椎の木峠地区） 視距改良 L=800m	日置	県事業		～		未実施
県道長門油谷線 交通安全事業（日置上地区） 歩道整備 L=1,000m	日置	県事業	20	～	28	実施中
緊急地方道路整備事業 県道下関長門線 （長門俵山～湯本地区） 道路防災	長門	県事業	14	～	30	実施中
市道改良事業（長門地区） 地方特定道路整備事業 新開町中学校線 L=380m W=10.0m	長門		17	～	20	完了
市道改良事業（長門地区） 辺地対策事業七重線 L=860m W=4.0m	長門		18	～	20	完了
市道新設改良事業（長門地区） ルネッサながと線 L=1,000m W=10.0m 新設道(国道 191 号からルネッサ南側への進入道)	長門		26	～	28	実施中
市道改良事業（長門地区） 市道中山池田線の改良事業（拡幅もしくは付け替え）	長門		23	～	28	実施中
市道改良事業（長門地区） 湯町・木津線改良工事 俵山郵便局～木津	長門		23	～		実施中
市道改良事業(日置地区) 二位の浜 2 号線改良 L=250m W=7.0m	日置			～		未実施
市道改良事業(日置地区) 後滝線道路改良 L=2,000m W=7.0m	日置			～		未実施
市道改良事業(日置地区) 野田・後畑線改良 L=170m W=5.0m	日置			～	18	完了
市道改良事業(日置地区) 向田・埴山線改良(油谷の稲石地区との連絡道) L=220m W=5.0m	日置			～		未実施
県道長門油谷線 道路改良事業（油谷後畑地区） 現道拡幅 L=700m	油谷	県事業	8	～		実施中
県道長門油谷線 道路改良事業（油谷赤屋地区） 現道拡幅 L=600m	油谷	県事業	11	～		実施中
県道長門油谷線 道路改良事業（油谷角山地区）	油谷	県事業	14	～	20	完了

	現道拡幅 L=300m								
	県道久津小田線 道路改良事業 (油谷川尻地区) 現道拡幅 L=700m	油谷	県事業	12	～			実施中	
	国道 491 号 道路改良事業 (油谷坂根地区) バイパス整備 L=6,000m	油谷	県事業	7	～			実施中	
	県道油谷港線 道路改良事業(油谷白木地区) 現道拡幅 L=900m	油谷	県事業	13	～	19		完了	
	市道改良事業(油谷地区) 市道松崎線道路改良工事 L=1,310m W=5.0m	油谷		13	～	17		完了	
	市道改良事業(油谷地区) 稲石・峠山線改良(日置地区との連絡道) L=170m W=5.0m	油谷			～			未実施	
	市道改良事業(油谷地区) 東大坊・岡田ヶ谷線改良(ラポールゆやへの関連道) L=500m W=7.0m	油谷		18	～	25		完了	
	市道改良事業(油谷地区) 熊ヶ畑線改良工事 L=370m W=7.0m	油谷		18	～			実施中	
	市道改良事業(油谷地区) 南方・大浦線改良工事 L=1,400m W=7.0m	油谷		23	～			実施中	
	市道改良事業(油谷地区) 大迫・芝崎線 老朽橋の架け替え等	油谷			～			未実施	
	市道改良事業(油谷地区) 大迫南線 みのりロード(広域農道)との接続道	油谷			～			未実施	
	生活バス路線維持対策事業	全域		17	～			実施中	
	地域住民福祉バス運行もしくはコミュニティバス運行の検討・調査	全域		19	～	20		完了	
⑤ 住環境の整備	公園・緑地の整備、緑化の推進	自然散策道整備事業 (ウォーキングセンター、駐車場、トイレ等を複合的に整備し、自然環境保全活動拠点の中心とする。)(長門地区)	長門	—	～			未実施	
	定住促進対策の推進	空き家への転入促進(情報提供、登録、コーディネート)	全域		17	～		実施中	
	上水道整備事業 (簡易水道含む)	長門地区配水管改修事業	長門		26	～			実施中
		油谷地区配水管改修事業	油谷		26	～			実施中
		三隅地区配水管改修事業	三隅		26	～			実施中
		日置地区配水管改修事業	日置		26	～			実施中
		新浄水場整備事業 (長門地区) 東深川、西深川	長門		28	～			未実施
		下川西浄水場処理施設整備事業 (長門地区)	長門		17	～	17		完了
		新配水池整備事業 上川西、湯本 (長門地区)	長門		17	～	22		完了
		俵山浄水場浄水施設整備事業 (長門地区)	長門			～			未実施
		三隅下地区簡易水道、水量拡張事業(三隅地区)	三隅			～	18		完了
		田上浄水場整備事業	油谷		26	～	28		実施中
		湯本浄水場整備事業	長門		26	～			未実施
		日置地区簡易水道敷設区域拡張事業(日置地区)	日置			～			完了
		テレメーター改修事業(日置地区)	日置		18	～	19		完了
		油谷地区配水管敷設事業 水道施設計装機器補修(油谷地区)	油谷			～	22		完了
	田上水源、森末中継ポンプ改修事業(油谷地区)	油谷			～	16		完了	
	久津配水池設置事業(油谷地区) ※計画変更により配水池設置をやめ配水管布設替事業に変更	油谷		21	～	25		完了	

	蔵小田配水池設置整備事業(油谷地区) ※計画変更により配水池設置をやめ配水管布設替 事業に変更	油谷			～	22	完了
	大迫配水池設置整備事業(油谷地区)	油谷		19	～	24	完了
水道水源開発事業 (ダム建設)	深川川総合開発事業 大河内川ダム建設事業(長 門地区)	長門	県事業	17	～		実施中
	辻並川総合開発事業 湯免ダム建設事業(三隅地 区)	三隅	県事業		～	17	完了
公営住宅整備事業	公営住宅建替事業(長門地区) 田屋床団地ほか3団地	長門		24	～	28	実施中
	公営住宅整備事業(新築)・特定公共賃貸住宅整備 事業(新築) (日置・三隅地区)	三隅 日置			～		未実施
	公営住宅建替事業(油谷地区) 人丸団地建替 人丸団地建替のための代替住宅建設事業	油谷			～		未実施
公園・緑地の整備、緑 化の推進	緑の基本計画の策定	全域			～		未実施
	都市公園事業 長門総合公園整備事業 ルネッサながとの整備	長門		17	～	19	完了
	公園事業 ながとスポーツ公園整備事業 多目的広場、グラウンドゴルフ、ウォーキングコース 等を整備し市民の生涯スポーツに利用する。	長門		24	～	28	実施中
高齢者向け優良賃貸 住宅供給促進	高齢化社会へ向けて、高齢者の安全で安定した居 住の確保を図るため、高齢者向け優良賃貸住宅供 給促進事業を推進する。	全域			～		未実施
⑥ 防災・防犯体制の強化	災害防災無線整備事 業	有線テレビを利用した防災システムの構築(告知端 末機設置)	全域		25	～	実施中
		災害防災無線システムの構築 野外拡声器の整備	全域		25	～	28 実施中
	急傾斜地崩壊対策事 業	久原②地区 擁壁工、法面工(三隅地区)	三隅	県事業		～	20 完了
		東町地区 擁壁工 法面工(長門通地区)	長門	県事業	24	～	27 実施中
		大泊(2)地区 擁壁工 法面工(長門地区)	長門	県事業		～	完了
		瀬戸渋木地区 擁壁工(長門地区)	長門	県事業		～	完了
		山小根(1)地区 擁壁工 法面工(長門地区)	長門	県事業		～	完了
	通常砂防事業	北生島小川 えん堤工(三隅地区)	三隅	県事業		～	17 完了
		河原川 えん堤工 溪流保全工(長門地区)	長門	県事業		～	完了
	治山事業	谷止工(三隅向山地区)	三隅	県事業		～	16 完了
		深川川総合開発事業 大河内川ダム建設事業 (長門地区)	長門	県事業 再掲	17	～	実施中
		辻並川総合開発事業 湯免ダム建設事業(三隅地 区)	三隅	県事業 再掲		～	17 完了
	生活安全対策の推進	消費生活相談の充実	全域		17	～	実施中
	海岸保全施設整備事 業	海岸保全施設整備事業 三隅小島、日置黄波戸、油谷の高潮対策事業	三隅 日置			～	未実施
	消防施設整備事業	消防庁舎建設及び訓練塔の整備	長門		17	～	28 実施中
		高機能通信指令装置整備事業	長門		26	～	28 実施中
		消防署車両の整備更新事業(ポンプ車、タンク車、 高規格救急車、はしご車、救助工作車等の更新を行 う。)	長門		17	～	実施中
		消防機庫等整備事業 (消防団機庫の解体・撤去し、新設を行う。)	長門		17	～	実施中
		消防団の消防機器整備事業 消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、小型 動力ポンプほかの整備を行う。	全域		17	～	実施中
		防火水槽整備事業 10箇所	全域		17	～	実施中
庁舎建設事業	本庁舎の建替え	長門		26	～	31 実施中	
自然災害防止事業	殿台地区 擁壁工(長門地区)	長門	県事業		～	完了	

	(急傾・単独)								
	海岸補修事業	只の浜海岸 護岸 L=150m	長門	県事業		～			実施中
	地すべり対策事業	日置地区 黄波戸地区 地すべり防止対策 集水井 横ボーリング工	日置	県事業	17	～	22		完了
		日置地区 重近 2 期地区 地すべり防止対策	日置	県事業	17	～			実施中
		日置地区 野田南 2 期地区 地すべり防止対策	日置	県事業	25	～	29		実施中
		日置地区 北山 3 期地区 →野田北Ⅱ期で実施 地すべり防止対策	日置	県事業	17	～	24		完了
		日置地区 茅刈 3 期地区 地すべり防止対策	日置	県事業	17	～	21		完了
		油谷地区 川尻西地区 地すべり防止対策 水路工	油谷	県事業	23	～			実施中
		油谷地区 掛淵地区 地すべり防止対策 擁壁工	油谷	県事業	11	～	22		完了
		油谷地区 蔵小田上地区 地すべり防止対策	油谷	県事業	13	～	17		完了
		油谷地区 道手Ⅱ期地区 地すべり防止対策	油谷	県事業	14	～	18		完了
		危険ため池整備事業	矢ヶ浦大堤の整備事業(日置地区) 「元気な地域づくり交付金事業」	日置		19	～	20	
	地域防災体制の充実	地域防災計画の策定 防災訓練の実施 自主防災 組織の育成 災害弱者対策の推進	全域		17	～			実施中
	生活安全対策の推進	関係機関と連携した交通安全の啓発・指導	全域		17	～			実施中
		地域ぐるみの防犯活動の推進(声かけ運動等)	全域		20	～			実施中
⑦ 情報通信網の整備・充実	地域情報化推進事業	有線テレビ施設高度化事業 2006 年から開始される地上波デジタル放送に伴 い、高い周波数を確保する。(三隅地区)広帯域化 事業	三隅		17	～	19		完了
	中山間地域総合整備 事業 長門大津Ⅱ期 (交流基盤整備事業)	情報基盤整備事業(油谷地区) 有線放送施設整備事業	油谷	県事業 単独事業	15	～	18		完了
	行政情報化推進事業	電子自治体(情報機器やネットワークを駆使して、い くつかの課のサービスを1つの窓口で行うなど、業務 の効率化が図られた自治体)の構築	全域		19	～			実施中
⑧ 6次産業 づくりの 推進	特産品開発普及事業	アンテナショップの開設・運営 関西、九州(福岡)に特産品等の流通等について調 査するためのアンテナショップを開設する。	全域			～			未実施
	中山間地域総合整備 事業 長門大津Ⅱ期	交流基盤整備事業 (情報基盤整備事業:有線放送 施設整備) (油谷地区)	油谷	再掲	15	～	18		完了
	地産地消の推進	学校、病院等の給食への地元食材の活用促進	全域		17	～			実施中
	広域漁港整備事業	通地区広域漁港整備事業 (長門地区) 防波堤 L=70m 岸壁 L=60m	長門		17	～	21		完了
		湊地区広域漁港整備事業 (長門地区) 北防波堤、北護岸、突堤、岸壁、取付護岸	長門		17	～	17		完了
		大浦地区広域漁港整備事業(油谷地区) 外郭施設 (防波堤、中突堤、防波護岸等) 係留施設、野積場等の整備	油谷		13	～	21		完了
地域水産総合衛生管 理対策推進事業	広域水産物供給基盤整備事業 (仙崎漁港広域漁 港整備事業) 漁港用造成地、防波堤、係留施設、輸送施設等	長門	県事業	14	～	25		完了	
	高度衛生管理水産物供給推進事業 (高度衛生管理のための施設整備 洗浄施設、水産 鮮度保持施設等) (事業主体:山口県漁業協同組合)	長門		17	～	18		完了	

	水産物産地流通加工施設高度化対策事業 (市場建設、海水殺菌装置等衛生関連機器) (事業主体:山口県漁業協同組合)	長門		17	～	24	完了
地域水産物供給基盤 整備事業	津黄漁港整備事業(油谷地区) 外郭施設 幸浦防波堤(改良)110m 幸浦防波堤(新設)20m	油谷		14	～	22	完了
漁業経営構造改善事 業(築いそ設置工事)	2.0t内外の石材による築いそ設置(大浦・立石・津 黄地区) 目標造成面積 18,100 m ² (10年程度で造成) 既造成面積 7,495 m ² 年 1,800 m ² (事業実施年度 H8,10,11,13,15)(油谷地区)	油谷		8	～	15	完了
沖合漁場整備事業	人工山脈 H=14m L=146m W=76m 人工礁 約 40,000 空m ³	長門	県事業	17	～	23	完了
種苗放流事業	稚魚、稚貝等の放流事業の推進(育てる漁業へ) マダイ、ヒラメ、カサゴ、赤ウニ、アワビ等の稚魚、稚 貝の放流	全域	—	17	～		実施中
単県農山漁村整備事 業	間伐材魚礁設置事業 間伐材魚礁製作・設置(長門地区)	長門	—		～		完了
	黄波戸漁港内道路周辺舗装工事(日置地区)	日置	—		～	17	完了
後継者育成対策の推 進	農林業・漁業の後継者の育成 (自立支援・技術指導・新規就労促進・「弟子入りシ ステム」導入等)	全域		17	～		実施中
危険ため池整備事業	矢ヶ浦大堤の整備事業(日置地区) 「元気な地域づくり交付金事業」	日置	再掲	19	～	20	完了
中山間地域総合整備 事業 長門大津Ⅱ期	生産基盤整備事業(農道、ため池、用排水路等整 備) (全域)	全域	県事業	17	～	18	完了
ふるさと農道緊急整備 事業	広域営農団地農道整備 L=16,623m 法面保護	長門 油谷	県事業	17	～	18	完了
農地防災事業 (県営ため池等整備事 業)	ため池改修 長門 枇杷ノ木地区	長門	県事業	17	～	21	完了
	ため池整備 日置 横畑地区 堤長 L=40m 堤高 H=5m	日置	県事業	18	～	20	完了
	ため池整備 日置 平原地区 堤長 L=45m 堤高 H=5m	日置	県事業	18	～	20	完了
	大正堤 堤体改良(油谷地区)	油谷	県事業	19	～	25	完了
	鳥落堤 堤体改良(油谷地区)	油谷	県事業	18	～	22	完了
	ため池等改良 寒山ため池改良(長門地区:俵山)	長門		17	～	20	完了
	ため池整備事業 崩ノ河内 ほか4箇所(長門地区)	長門		19	～	24	完了
畜産基盤再編総合整 備事業	長門地区、三隅地区、日置地区、油谷地区 草地造成 26.4ha 畜舎整備7棟 ほか (事業主体:山口県農林開発公社)	長門 三隅 日置 油谷	県事業	16	～	26	完了
農村振興基本計画策 定事業	基本計画策定事業	全域		17	～	17	完了
経営体育成基盤整備 事業	区画整理事業 20.2ha(油谷伊上地区)	油谷	県事業	14	～	18	完了
中山間地域総合整備 事業(県事業)	市内全域 農業用排水ほか整備事業(長門地 区)	長門		19	～	27	実施中
	農道新設事業(三隅地区:豊原～二条窪間) 古賀地農道	三隅		20	～	22	完了
	農道改良事業(三隅地区:湯免～大竹間) ライスセンターへの米の搬入のため	三隅		21	～		実施中
	頭首工整備事業 (三隅地区:中田頭首工の老朽化による改良工事)	三隅			～		未実施
農地等高度利用促進 事業	区画整理事業 (油谷泉川地区 18.7ha)	油谷		16	～	20	完了

単県農山漁村整備事業	農道整備事業（日置地区） 野田北地区 L=2.0km W=2.0m～3.5m コンクリート舗装 アスファルト舗装	日置		21	～	21	完了
	かんがい排水事業（日置地区） 葉山地区ほか 用水路・排水路 用水施設整備ほか	日置		17	～	20	完了
農業支援センター設置事業	長門地区農業支援センターの運営事業	長門		22	～		実施中
地域農業拠点施設整備事業	地域農業拠点を整備 農業用大型機械格納庫・事務所等の整備（日置地区）	日置			～		未実施
農業生産団体起業支援事業	地域農業の6次産業化を進めるため、その基幹的担い手となる農業法人等の起業支援を行い、永続的かつ安定的な農業振興及び農地保全、雇用の場の創出を図る。	長門		22	～	22	完了
棚田保全整備事業	里地棚田保全整備 集落農園（週末空間施設） （油谷地区）	油谷	再掲	16	～	17	完了
森林総合整備事業	市有林造林事業 市有林の保育・造林等（全域）	全域		22	～		実施中
	松くい虫特別防除事業（空中散布）449ha（日置地区）	日置		17	～	20	完了
	作業路開設事業 大取線開設 L=1,000m W=4.0m（日置地区）	日置		17	～	18	完了
	林道門前線舗装事業 L=2,505m W=4.0m（日置地区）	日置			～		未実施
	林道山小根木戸本線開設事業 L=2,300m W=4.0m（長門渋木地区）	長門		17	～	22	完了
山村活性化事業	登山道等の整備（三隅地区） 扇山への登山道整備 三隅地区の杉山から秋芳へ抜ける登山道の整備	三隅			～		未実施
地産地消の推進	交流・体験農場の整備 学校での農業体験の推進	全域		17	～		実施中
特産品開発普及事業	新市の農林水産業の特産品の開発、流通経路の調査	全域		19	～		実施中
農地防災事業 （ため池等整備事業）	長田代堤 堤体改修（油谷地区）	油谷		17	～	18	完了
棚田保全整備事業	棚田ボランティアの育成	油谷	再掲	11	～		完了
	棚田オーナー制度の充実	油谷	再掲	14	～	18	完了
⑨ 体験・滞在・反復型の観光地づくりの推進	新市観光イベント推進事業	今まで行ってきたそれぞれのイベントの推進及び新しいイベントの創設	全域	—	17	～	実施中
	観光情報発信事業	テレビ、ラジオ、インターネット、企画イベントなど多様な媒体、機会をとらえた新市の観光情報の紹介	全域	—	17	～	実施中
		事業者によるセット割引券や観光特典、ツアー旅行など各種観光企画の立案・実施の促進	全域	—	19	～	実施中
		外国人観光客の誘致 （観光案内等の外国語表記の整備、外国人ツアーの受け入れの促進等）	全域	—	19	～	実施中
		新市を訪れる観光客を誘導するための総合案内看板の整備	全域	—	22	～	25
観光松くい虫防除対策事業	青海島自然研究路（遊歩道）沿いの松に薬剤を樹幹注入し、被害を予防する。	長門	—	17	～	実施中	
観光基地整備事業	都市と農山漁村の交流（観光）を行う拠点施設の設備 拠点施設の設備（農畜水産物や加工品の販売所を中心に加工施設・体験交流施設を併設した総合交流ターミナルとして整備する）	長門	—	21	～	実施中	
湯本温泉配湯施設整備事業	湯本温泉配湯施設整備	長門	—	17	～	20	完了
みすゞ通り整備事業	みすゞ記念館周辺の整備事業 道路、駐車場等	長門	—	25	～	26	完了

	長門萩焼陶芸館整備事業	長門萩焼展示館 萩焼展示コーナー、萩焼体験コーナー、販売所等の施設整備	長門	—	—	—	—	—	未実施
	廃校校舎利活用事業	川尻小学校廃校に伴う校舎の利活用 地区コミュニティセンター・新規就業者住居(油谷地区)	油谷					—	未実施
		文洋小学校廃校に伴う校舎の利活用 農業体験者研修宿泊施設等(油谷地区)	油谷		19	—	—	—	実施中
	公園整備事業	公園整備事業 小田地区 大浜海水浴場 公衆トイレ・サンタリー棟 管理棟・炊飯棟・浄化槽一式(油谷地区)	油谷	県事業	17	—	18	—	完了
		公園整備事業 水岬地区 川尻岬 炊飯棟・東屋1棟・水飲場 展望所(油谷地区)	油谷	県事業				—	未実施
	香月美術館整備事業	香月美術館増築事業 内部改装及び別館増築(三隅地区)	三隅		20	—	21	—	完了
	湯免地区活性化事業	ふれあい交流、資料展示、子供体験、マルチメディア体験施設、特産品加工販売所、ハーブ園の拡大事業を年次的に整備する。(湯免プール、老人センター撤去)(三隅地区)	三隅					—	未実施
		自然歩道 湯免地区、市地区、河川公園、千年の森等を結ぶトレイルゾーン作り事業 トイレ、休憩所等整備(三隅地区)	三隅					—	未実施
	在宅健康管理システムの整備の検討・調査	在宅健康管理システムの整備の検討調査事業	全域					—	未実施
⑩ まちぐるみ健康づくりの推進	まちぐるみ健康づくり推進事業	母子保健の充実 (教育・相談、訪問指導、健康診査、子育て交流促進、療育等)	全域		17	—	—	—	実施中
		成人保健の充実 (教育・相談、訪問指導、健康診査、機能訓練、介護予防事業等)	全域		17	—	—	—	実施中
		健康づくり活動の参加拡大 (ウォーキング、サイクリング、水泳など身近な軽スポーツの普及、食生活改善活動の促進、健康づくりグループの育成、健康づくりイベントの充実等)	全域		17	—	—	—	実施中
		歯科保健の充実(口腔衛生指導、8020運動促進等)	全域		17	—	—	—	実施中
		感染予防対策の充実(O-157対策等)	全域		17	—	—	—	実施中
	地域医療体制の強化	かかりつけ医の普及、病診連携強化、救急医療の充実、小児医療の充実促進、周辺地域の医療機関確保等	全域		17	—	—	—	実施中
⑪ 高齢者施策の充実	在宅介護支援対策の推進	地域支援サービスの充実 (介護予防の普及、状態に応じた介護支援、地域包括ケアシステムの確立等)	全域		17	—	—	—	実施中
	介護予防拠点整備事業(介護予防・生きがいづくり事業)	各地区の介護予防拠点の利活用事業	長門					—	実施中
		通地区デイサービスセンター建設整備工事(長門地区)	長門		12	—	15	—	完了
		仙崎老人憩いの家改築事業(長門地区)	長門					—	未実施
		浜木地区介護予防拠点施設建設整備事業(長門地区)	長門					—	未実施
	高齢者福祉施設整備事業	民間活力を活用した高齢者福祉施設整備(ケアハウス、高齢者向け住宅等)	長門		18	—	18	—	完了
	在宅介護支援対策の推進	在宅介護支援センターの強化等	長門					—	完了
生きがいづくりの推進	高齢者のスポーツ大会や多世代交流等の促進、生きがい通所支援活動の促進等	全域		17	—	—	—	実施中	
地域見守り体制の整備	給食サービス、日常生活用具給付等各種福祉サービスの充実促進、友愛訪問等見守り活動の促進	全域		17	—	—	—	実施中	

⑫ 障害者施策の充実	自立と社会参加の促進	相談体制の強化、各種経済的支援の充実、通所作業所等の充実促進、学習・スポーツ活動への参加促進、公共施設等のバリアフリー化、ガイドヘルパーの充実、ボランティアの育成支援等	全域		19	～		実施中	
	精神障害者保健福祉の充実	相談体制の強化、ホームヘルプサービス・デイサービス等 福祉事業の推進、心の健康づくりの促進等	全域		19	～		実施中	
	難病患者への保健福祉の充実	相談体制の強化、ホームヘルプサービス・デイサービス等 福祉事業の推進等	全域		19	～		実施中	
⑬ 児童福祉の充実	保育園建設事業	定員 120 名 西深川、向陽統廃合 他地区からの児童の受け入れ体制の整備	長門		17	～	18	完了	
	保育サービスの充実	延長保育、一時保育、障害児保育、ショートステイ、トワイライトステイ、病児保育、ファミリーサポートセンター、学童保育等の充実	全域		17	～		実施中	
	地域子育ての支援の充実	地域子育て支援センターの運営補助、子育ての情報提供・相談の充実、交流の促進	全域		17	～		実施中	
	子育て負担の軽減	多子世帯等への保育料の軽減、乳幼児医療費助成、児童手当等	全域		17	～		実施中	
⑭ 地域福祉の推進	地域福祉活動の促進	社会福祉協議会の機能強化の促進、ボランティアの活性化促進、地域福祉計画の策定検討、ボランティア通貨等将来の地域福祉のあり方について研究する。	全域		17	～		実施中	
	福祉相談業務の充実	相談体制の充実などによる自立促進、各種援護措置の活用促進	全域		17	～		実施中	
⑮ 学校教育・幼児教育の充実	教育センター設置事業	不登校の児童生徒の学校生活への復帰を支援し、市内教職員の教育に関する専門的・技術的事項の情報収集や調査等を充実するための役割を果たす。	長門		18	～		実施中	
	教員・指導者等の充実、資質向上	副担任制など人管理体制の充実、研修活動の充実促進	全域		17	～		実施中	
	人権教育の推進	人権が尊重される環境づくり 家庭、関係機関等の連携 全教職員での共通理解・相互啓発	全域		17	～		実施中	
	情報教育の推進	OA機器、ITを利用した情報教育の推進	全域		17	～		実施中	
	外国語教育の充実	外国語指導助手導入事業	全域		17	～		実施中	
	地域教育の推進	総合的な学習時間の活用、地域産業等の体験学習等	地元社会人、地域のお年寄りが講師として、学校教育に参加	全域		17	～		実施中
				全域		17	～		実施中
	各小中学校給食棟整備事業	仙崎・俵山・通の小中学校の給食棟改築（長門地区）	長門		20	～	22	完了	
	給食センター建設事業	学校給食センターの建設事業（三隅地区） ※センター化により見直し	三隅		20	～	22	完了	
		学校給食センター移転（油谷小改築時に同時移転）（油谷地区） ※センター化により見直し	油谷		20	～	22	完了	
学校校舎等建設事業	明倫小学校校舎耐震補強工事（三隅地区）	三隅		22	～	26	完了		
	深川小学校校舎等改築事業（長門地区）	長門		20	～	24	完了		
	油谷小学校校舎等改築事業（油谷地区）	油谷		24	～	27	実施中		
	浅田小学校改修工事（三隅地区）防護ネット、プール循環	三隅		17	～	22	完了		
家庭教育の推進	家庭教育学級の充実等	全域		17	～		実施中		
⑯ 生涯学習の推進	海洋スポーツのまちづくり事業	シーカヤック、ヨットなど海洋スポーツの振興（イベント、人材育成等）	全域		17	～		実施中	
	生涯学習・生涯スポーツ活動促進事業	生涯学習拠点整備事業（三隅地区） 生涯学習センターの整備	三隅			～		未実施	

		市民大学講座 図書館の充実 市民を対象にした一般教養講座 スポーツ講座	全域		17	～		実施中
		自主グループの育成	全域		17	～		実施中
		生涯学習・生涯スポーツのイベント・大会の充実	全域		17	～		実施中
		生涯学習・生涯スポーツの情報提供の充実	全域		17	～		実施中
	人権教育の推進	啓発・学習事業の推進	全域		17	～		実施中
	競技スポーツの振興	ラグビーの合宿・大会誘致等	全域		17	～		実施中
	総合型地域スポーツクラブの育成	多世代で多様な種目を気軽に楽しめる地域単位のスポーツクラブの育成	全域		17	～		実施中
	専門的な知識技能を持つ住民の登録と活用	専門的な知識技能を持つ住民の登録をしてもらい様々な活動に活用する。	全域		17	～		実施中
⑰個性が輝く文化の創造	香月美術館整備事業	香月美術館増築事業 内部改装及び別館増築 (三隅地区)	三隅	再掲	20	～	21	完了
	生きた証づくり事業	世代間交流の活性化の推進(学校等の利用)	全域			～		未実施
	文化情報発信事業	ITを利用した長門地域文化の発信事業の推進	全域		18	～	24	完了
	新しい文化の創造事業	文化・芸術活動の支援の検討 (こどもミュージカル、ペイント壁画の全市的拡大等)	全域		17	～		実施中
	文化財保存事業	赤崎神社楽伎敷周辺整備事業	長門		21	～		実施中
		埋蔵文化財、未指定民具等の調査・発掘・保存	全域		21	～		実施中
		無形文化財の保存活動への支援(踊り、唄、太鼓等)	全域		21	～		実施中
		資料館、美術館等の機能の充実、展示内容や既存事業の充実強化	全域		21	～		実施中
国際交流・地域間交流の促進	全国・世界の有縁都市との交流、留学生の招聘等	全域	—	17	～	—	実施中	
⑱自分発信のまちづくりの推進	男女共同参画推進事業	男女共同参画推進計画の策定、事業所等への啓発、講演等の開催、まちづくりへの女性の参画拡大等	全域		17	～		実施中
	市民活動支援センターの整備	市民活動支援センターの設置・運営等	全域		25	～		実施中
	コミュニティの活性化	コミュニティ組織の育成、地域づくり活動の振興、地域イベント等、地域自治のあり方の検討等	全域		25	～		実施中
	ボランティア・NPO等の育成	ボランティア・NPO等の育成	全域		22	～		実施中
⑲住民と行政のパートナーシップの確立	住民と行政の協働の推進	身近な市民活動の窓口として、市域の実情に応じた協働の推進に努める。	全域		20	～		実施中
	広報・広聴の充実	紙媒体・電子媒体など多様な手段での広報の充実、地区懇談会(タウンミーティング)、ワークショップ、アンケート調査など多様な手段での広聴の充実	全域		18	～		実施中
	住民参画の促進	計画づくりや事業推進(公園整備等)にあたっての住民参画の促進	全域		18	～		実施中
	積極的な情報公開	市政情報の積極的な情報公開と個人情報保護の強化	全域		18	～		実施中
	行政情報化推進事業	電子自治体(情報機器やネットワークを駆使して、いくつかの課のサービスを1つの窓口で行うなど、業務の効率化が図られた自治体)の構築	全域	再掲	19	～		実施中
	効率的な行政運営	行財政診断実施、行政改革大綱の策定、行政評価の推進、民間活力の導入、職員研修の充実等	全域		17	～		実施中
	庁舎改修事業	庁舎の老朽化に伴う改修	日置 油谷		18	～		実施中

■新市建設計画未実施事業一覧

事業名	事業概要	未実施の理由	
地域エネルギー活用事業	地域エネルギービジョンの策定	長門市環境基本計画の策定に合わせて検討することとしており、今後、財源措置が出来れば実施する予定。	1
	風力、バイオマス、ヒートポンプ方式等の研究・開発・活用	長門市環境基本計画の策定に合わせて検討することとしており、今後、財源措置が出来れば実施する予定。	1
環境基本計画策定事業	新市の自然環境についての基本計画の策定	今後、平成31年度までに実施する予定。	1
3R推進事業	空き缶圧縮機の設置(環境意識の啓発につながる景品と交換できるシステムを導入する。)	本事業実施にあたっては多額の費用がかかることや、既に空き缶を市で資源回収していることもあり、優先度が低く、現状においては当面実施する予定はない。	2
	菜種油等の廃油の回収と再生	民間での廃油回収の取組もあることから、優先度も低く、現状においては当面実施する予定はない。	2
	リサイクル運動補助(各種団体や自治組織への補助)	リサイクル推進施策の優先度に基づき順次実施してきており、今後、制度設計や財源措置が出来れば実施する予定である。	1
	掛淵川地方特定河川等環境整備事業(日置地区) 親水護岸 桜堤 散策道 L=400m	河川改修とセットの事業であり、改修予定がないため実施する予定はない。	3
人にやさしいまちづくりの推進	バリアフリー点検の実施 バリアフリーマップの作成等	バリアフリーを含むユニバーサルデザインとして状況は把握しているが、バリアフリーのみのマップを作成する予定はない。	2
道路整備・改良事業	市道新設事業(三隅地区) 野波瀬集落南側路線の新設	本事業は、県道の改良事業が完了したことにより不要となった。	2
	県道豊田三隅線 道路改良事業(長門大畑(3)地区) 現道拡幅 L=500m	JR等の調整が困難であり事業見合わせ中。	3
	県道豊田三隅線 道路改良事業(長門真木～坂水地区) 現道拡幅 L=900m	大河内ダム事業完了後に実施する予定。	1
	県道豊田三隅線 道路改良事業(長門坂水地区) 現道拡幅 L=1,900m	交通量が少なく優先順位が低いため、当面実施する予定なし。	2
	県道俵山長門古市停車場線 道路改良事業(長門安田地区) 現道拡幅 L=1,000m	所有者不明用地あり、交通量も少なく優先順位が低いため、当面実施する予定なし。	2
	国道191号 交通安全事業(日置椎の木峠地区) 視距改良 L=800m	用地交渉難航のため、事業見合わせ中。	3
	市道改良事業(日置地区) 二位の浜2号線改良 L=250m W=7.0m	同一事業の優先度に基づき順次整備してきており、今後、財源措置が出来れば実施する予定。	1
	市道改良事業(日置地区) 後滝線道路改良 L=2,000m W=7.0m	同一事業の優先度に基づき順次整備してきており、今後、財源措置が出来れば実施する予定。	1
	市道改良事業(日置地区) 向田・峠山線改良(油谷の稲石地区との連絡道) L=220m W=5.0m	同一事業の優先度に基づき順次整備してきており、今後、財源措置が出来れば実施する予定。	1
	市道改良事業(油谷地区) 稲石・峠山線改良(日置地区との連絡道) L=170m W=5.0m	同一事業の優先度に基づき順次整備してきており、今後、財源措置が出来れば実施する予定。	1
	市道改良事業(油谷地区) 大迫・芝崎線 老朽橋の架け替え等	同一事業の優先度に基づき順次整備してきており、今後、財源措置が出来れば実施する予定。	1
	市道改良事業(油谷地区) 大迫南線 みのりロード(広域農道)との接続道	同一事業の中で優先度が低いため、現状においては当面実施する予定はない。	2

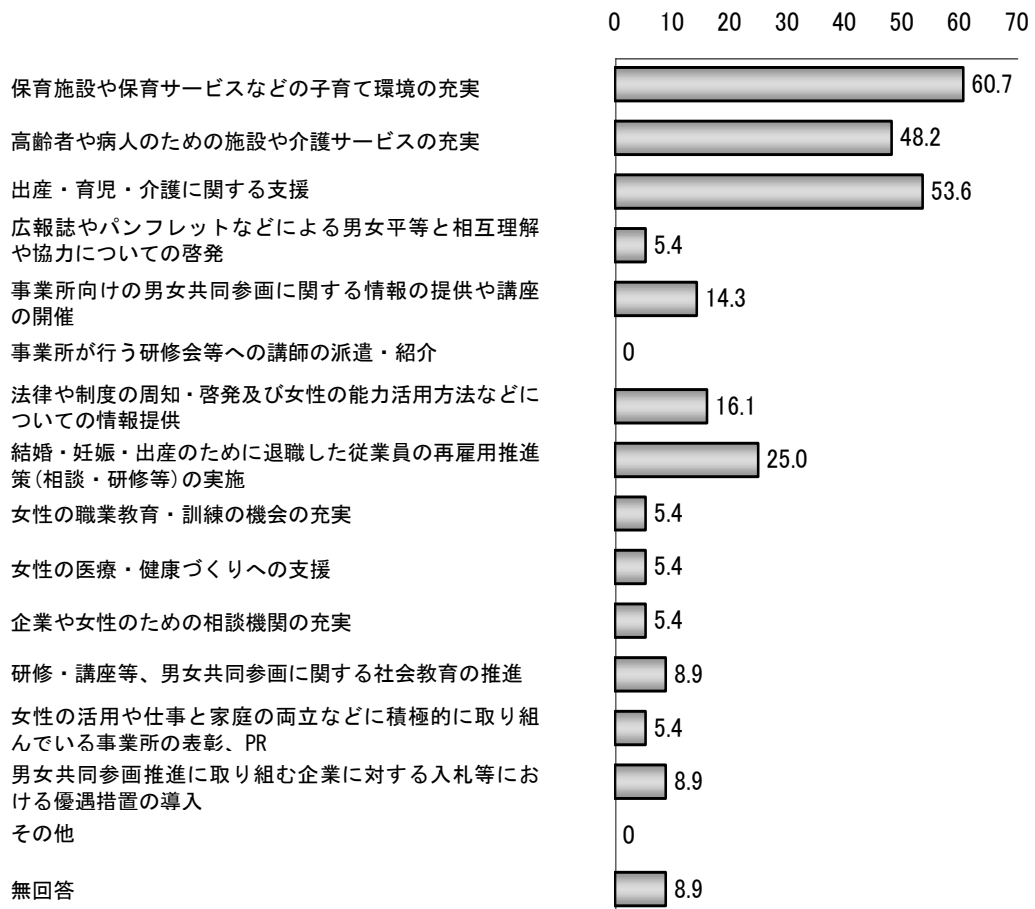
公園・緑地の整備、緑化の推進	自然散策道整備事業（ウォーキングセンター、駐車場、トイレ等を複合的に整備し、自然環境保全活動拠点の中心とする。）（長門地区）	高山登山道及び青海島自然研究路の部分的な補修工事を行い現状を維持している。今後、財源措置ができれば実施する予定。	1
上水道整備事業 (簡易水道含む)	新浄水場整備事業（長門地区） 東深川、西深川	平成 26 年度水道水源開発施設整備事業再評価において、水需要予測の見直しを行った結果、ダム参画水量を 7,000m ³ /日から 1,000m ³ /日に減量したことに伴い、新浄水場整備事業を縮小し平成 27 年度より設計業務に着手する。	1
	俵山浄水場浄水施設整備事業（長門地区）	施設の老朽化が進んでおり更新の必要がある。施設については、優先度に基づき順次整備してきており、今後財政措置が出来れば実施する予定である。	1
	湯本浄水場整備事業	施設の老朽化が進んでおり更新の必要がある。平成 26 年度に基本設計を実施し改築の方向性を定めた。今後は財政措置が出来れば工事を実施する予定である。	1
公営住宅整備事業	公営住宅整備事業(新築)・特定公共賃貸住宅整備事業(新築) (日置・三隅地区)	本事業は、合併後(H25.3)に策定された長門市営住宅長寿命化計画において、既存住宅を長寿命型改善事業としてストック活用としたため不要となった。	2
	公営住宅建替事業(油谷地区) 人丸団地建替 人丸団地建替のための代替住宅建設事業	本事業は、合併後(H25.3)に策定された長門市営住宅長寿命化計画において、H30 以降の予定とされたため。	1
公園・緑地の整備、緑化の推進	緑の基本計画の策定	優先度に基づき順次整備してきており、今後、財源措置が出来れば実施する予定。	1
高齢者向け優良賃貸住宅供給促進	高齢化社会へ向けて、高齢者の安全で安定した居住の確保を図るため、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業を推進する。	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業は、国土交通省所管の補助事業であり、本市においては 1 施設（清風オリオン）が建設・運営されているが、他の事業所からの施設建設の希望が無い状況である。 なお、市内においては有料老人ホームが建設されてきており、現在、3 施設において運営されている状況である。	2
海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業 三隅小島、日置黄波戸、油谷の高潮対策事業	三隅小島及び日置黄波戸については、地元住民との協議の中で適正な対策工法が見当たらず、現状においては当面実施する予定はない。ただし、三隅小島はこれまで一部の背後地において、市道の嵩上げ等の対応は実施している。 油谷伊上(浦開作地区)については、費用対効果が低く地元住民からの要望もないこと、また国定公園として認定されており整備に係る調整等が困難であることから、現状においては当面実施する予定はない。	3
特産品開発普及事業	アンテナショップの開設・運営 関西、九州(福岡)に特産品等の流通等について調査するためのアンテナショップを開設する。	都市部の消費ニーズ調査については、長門市水産物販路拡大推進計画の中で、東京方面を中心に行っており、ながと成長戦略の中でも東京を中心とした関東方面へ販路の拡大を求めている現状からして、関西、九州方面へのニーズ調査を目的としたアンテナショップは現時点では開設する予定はない。	2
中山間地域総合整備事業(県事業)	頭首工整備事業 (三隅地区:中田頭首工の老朽化による改良工事)	同一事業の優先度に基づき順次整備してきており、今後、財源措置(補助事業)が出来れば実施する予定。	1
地域農業拠点施設整備事業	地域農業拠点を整備 農業用大型機械格納庫・事務所等の整備 (日置地区)	ながと成長戦略の中で一市一農場構想が示されたことにより、改めて、一市一農場における日置モデル地区、第3セクター設立を推進する中で、必要に応じて施設整備も検討していきたい。	1
森林総合整備事業	林道門前線舗装事業 L=2,505m W=4.0m（日置地区）	砂利が水で流され、えぐられている箇所やくぼんでいる箇所があるが、大半は通行に支障はない。林道の維持修繕は、受益者等関係者が行うことを基本とすることから、現状においては当面実施する予定はない。	2
山村活性化事業	登山道等の整備(三隅地区) 扇山への登山道整備 三隅地区の杉山から秋芳へ抜ける登山道の整備	本事業は、2 件とも土地所有者等関係者の同意を得ることができず、整備が不可能であることから不要とする。なお、2 件とも地元から要望のあった事業ではない。	3

長門萩焼陶芸館整備事業	長門萩焼展示館 萩焼展示コーナー、萩焼体験コーナー、販売所等の施設整備	合併後、4地域全体の観光事業の取組として5名湯や既存の観光地・施設のPRに重点を置く中で、優先度が低くなった。市の中での萩焼の位置づけ、宿泊者の動向や湯本地域の活性化、萩焼関係者の意向など総合的に考えて今後実施する予定。	1
廃校校舎利活用事業	川尻小学校廃校に伴う校舎の利活用 地区コミュニティセンター・新規就業者住居(油谷地区)	昭和46年に建築された建物で耐震強度的にも問題があるため現状においては、耐震補強に多額の経費がかかるため、当面実施する予定はない。	3
公園整備事業	水岬地区 川尻岬 炊飯棟・東屋1棟・水飲場 展望所(油谷地区)	現在、川尻岬には、炊飯棟及び東屋が建設されているが老朽化している。随時補修工事を行い現状維持している。今後、観光客数の調査等を行い展望所等の整備工事を検討したい。	1
湯免地区活性化事業	ふれあい交流、資料展示、子供体験、マルチメディア体験施設、特産品加工販売所、ハープ園の拡大事業を年次的に整備する。(湯免プール、老人センター撤去)(三隅地区)	新市における建設事業、特に箱モノについては、市全体の施設の状況等を鑑み、事業の優先度に基づき順次整備してきており、今後、財源措置が出来れば実施する予定。	1
	自然歩道 湯免地区、市地区、河川公園、千年の森等を結ぶトレイルゾーン作り事業 トイレ、休憩所等整備(三隅地区)	上記の事業の周辺整備として行うことから、上記の事業が実施されれば、それと連動して計画を策定することとなるが、現時点では予定はない。	1
在宅健康管理システムの整備の検討・調査	在宅健康管理システムの整備の検討調査事業	本事業は、合併後、市民の健康や健康に関するさまざまなデータを管理するシステムに関して、状況が変わったため不要となった。 具体的には、既存の健康管理システムを改良、充実するとともに、新たに包括システムや国保データベースシステムを導入しており、これらを活用することによって在宅状況や健康管理等について把握が可能となった。	2
介護予防拠点整備事業(介護予防・生きがいづくり事業)	仙崎老人憩いの家改築事業(長門地区)	仙崎老人憩いの家の改築等については、取付け道の拡張(4m幅)が必要なことから、地元より市議会へ道路拡張の請願書が提出(H17.8.25)され、市議会建設委員会(H17.11.25)において「仙崎老人憩いの家」への車の乗り入れ可能な道路建設に関する請願について、「仙崎老人憩いの家」の土地については、早急に長門市への寄付行為を実行されることとの付帯意見を付けて附帯決議された。 その後、取付け道周辺の家屋が撤去され新たに分筆をされているが、市への寄付には至っていない。 こうした中、平成22年4月に仙崎老人憩いの家の床板及び畳の改修工事を行っていることから、改築事業については当面凍結し、今後、市の公共施設等総合管理計画の中で検討していく。	1
	渋木地区介護予防拠点施設建設整備事業(長門地区)	渋木地区における介護予防事業については、地区集会所、農村婦人の家等を活用してきた経緯があるが、合併後の大畑小学校統廃合・渋木児童館廃館に伴い、大畑体育館、旧渋木児童館を活用することも可能となったことから、新施設整備事業は凍結し、今後、市の公共施設等総合管理計画の中で検討していく。	1
生涯学習・生涯スポーツ活動促進事業	生涯学習拠点整備事業(三隅地区) 生涯学習センターの整備	合併当時、三隅地区に300人程度収容できるホール備えた施設がなかったため、地域の希望により建設の計画があったが、合併後既存の施設で対応可能であるとの協議がなされ、不要となった。	2
生きた証づくり事業	世代間交流の活性化の推進(学校等の利用)	当初、廃校となった校舎等を活用して世代間交流の場として活用を予定していたが、地域活性化を目的に地元の団体等に活用してもらうことを優先している。 今後、空き施設が生じた場合に地元の要望も踏まえ、世代間交流の場として活用できるものがあれば取り組む予定である。	1

【参考】市民アンケート分析

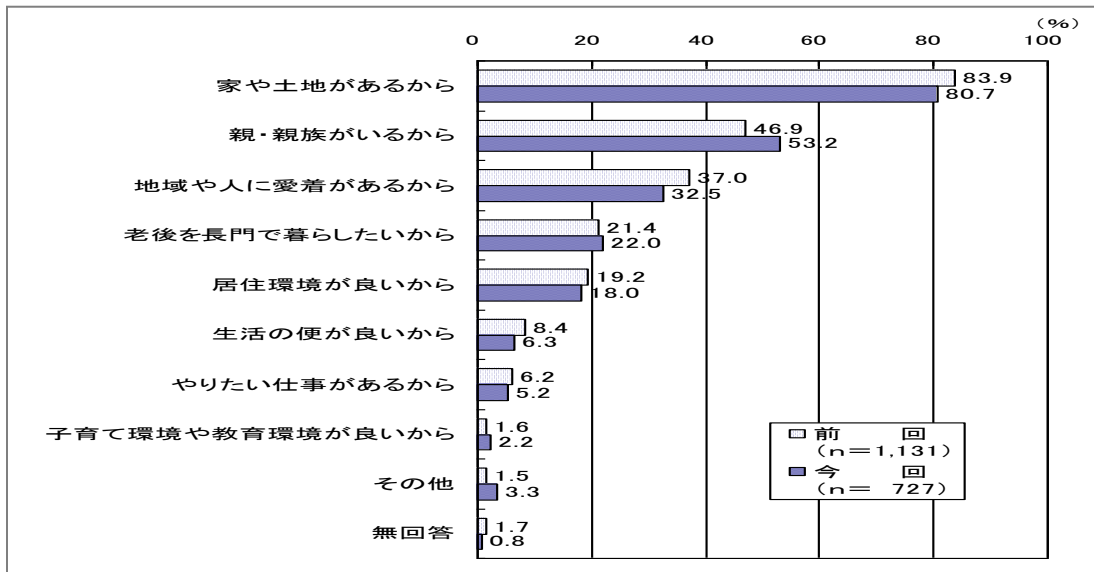
《ながと男女共同参画計画（第2次）策定市民アンケート》

【男女共同参画推進の観点からの市の事業・政策要望について調査】

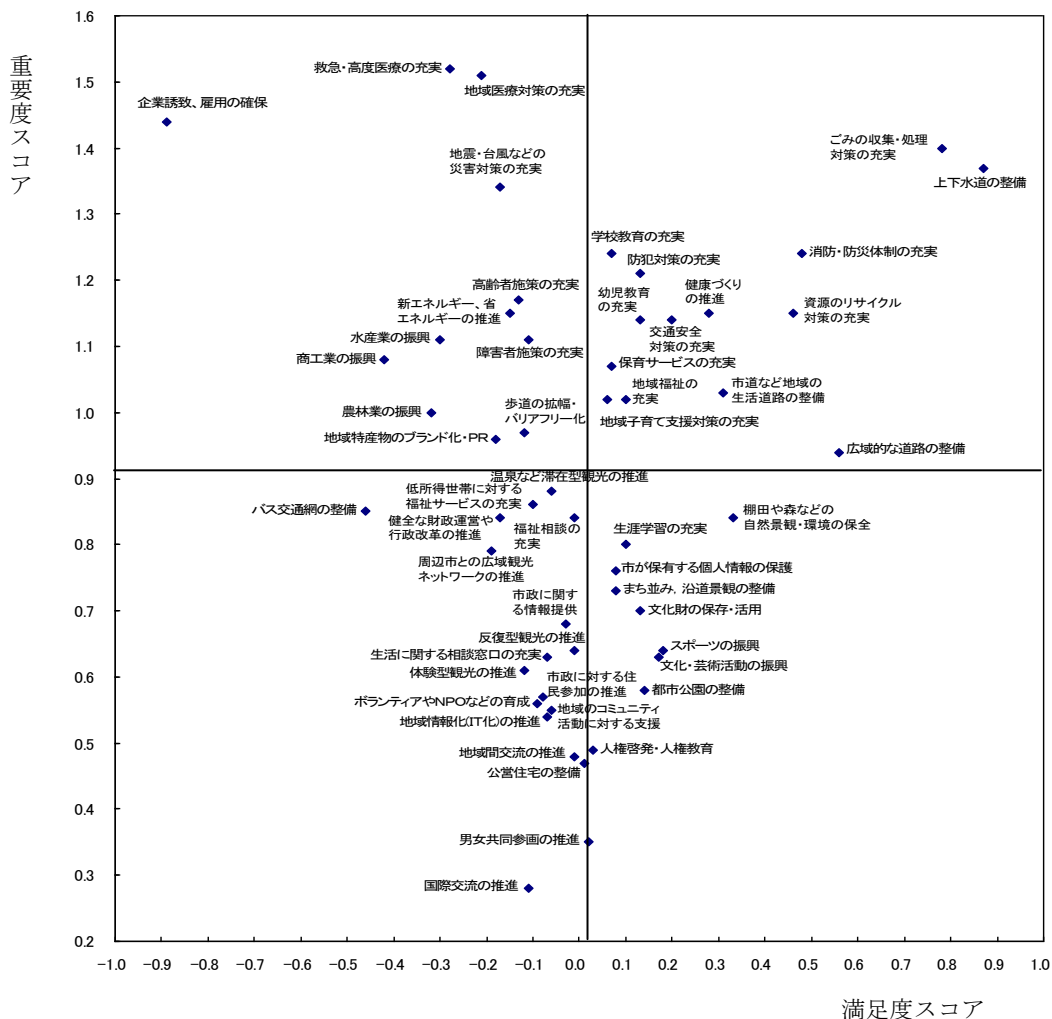


《総合計画策定のための市民アンケート》

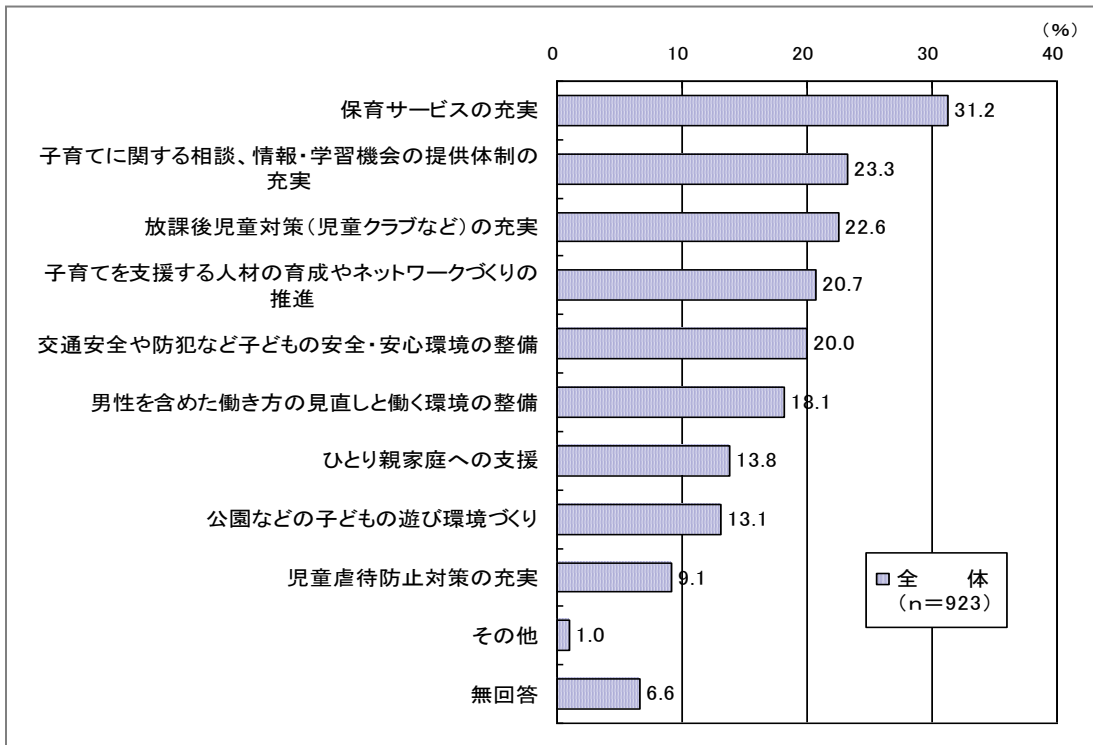
【長門市で暮らしたいと考える理由】（前回 H18.2 今回 H23.7）



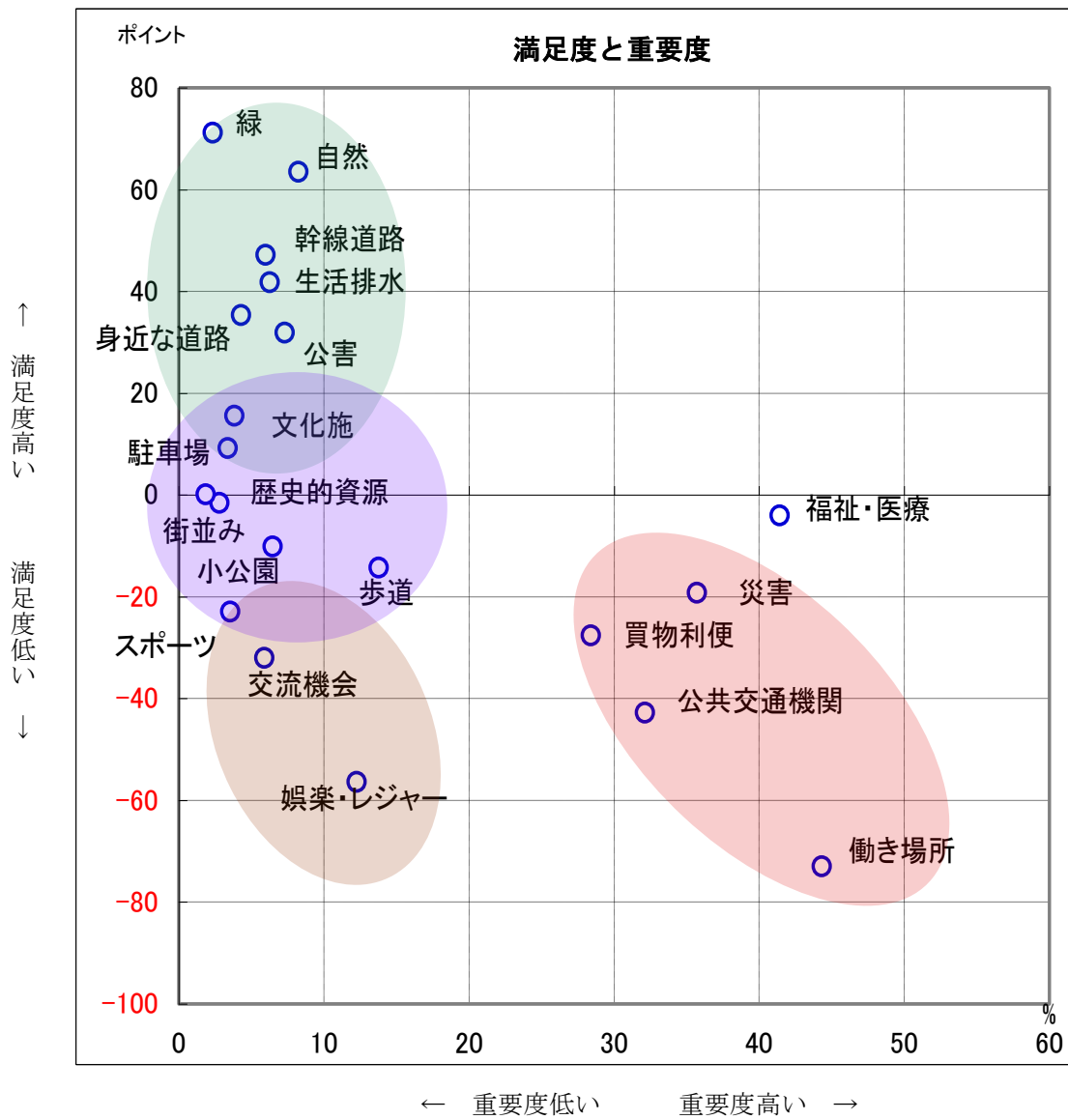
【各施策の満足度と重要度による項目分類】



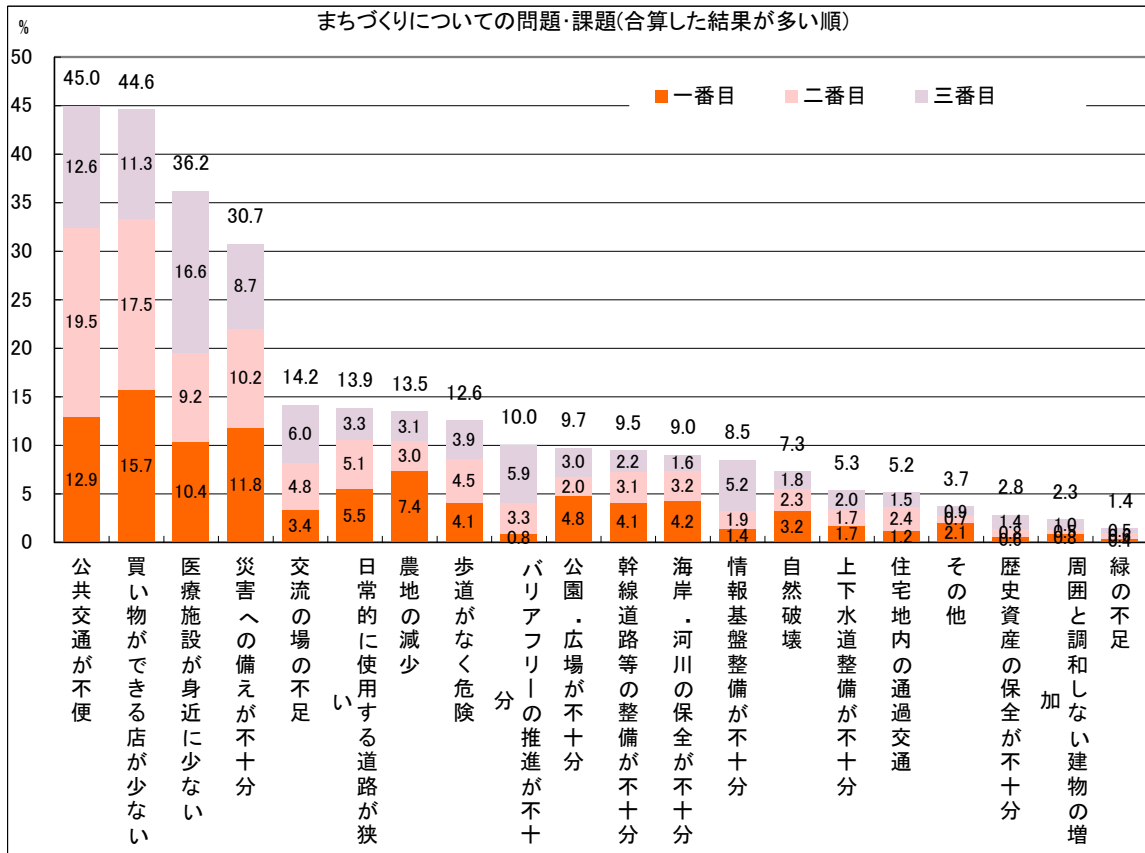
【力を入れるべき子育て環境対策】



《都市計画～まちづくりの市民アンケート》
【満足度と重要度】



【街づくりについての問題・課題】



【今後力を注ぐべき分野】

